平成２６年度司法試験アンケート回答付記意見

短答式試験について

(1)公法系

**(ｱ)憲法**

a.適切である

・全分野からまんべんなく出題され、分量も適量である。最高裁の判例法理に照らした正誤を問う問題が多いが、適度に論理問題も含まれている。

・判例の基本を踏まえた出題であるから。

・基礎的な事項を確実に理解しているかを問う出題となっている。

・主要な裁判例や基本概念から出題されており、また引っかけのような技巧的問題もなく、実力を正しく判定できると考えられる。

・全体として例年通り、基礎知識及び判例の趣旨の正確な理解が問われている。出題範囲、分量及び難易度の何れも法科大学院における憲法教育の水準に相応している。

・コア･カリの到達度目標を習得し、および基本判例を読みこなしておれば、相応の点数を獲得できたと思料される。

・出題範囲のバランス、分量、難易度などからみて、適切と判断した。

・憲法についての基礎的な学習を着実に積み上げて行けば、確実に正解に辿りつける設問となっているから。

・統治分野にも配慮がなされていること。

・条文・判例の基本的事項の理解を問う問題である。

・概ね基礎的・基本的な内容の出題と考えられるが、一部難易度の高いものが含まれている。

・憲法の体系にしたがった基本的な知識を確認する出題がなされており、正確な知識の定着を確認する問題として、適切であったと考える。

・基礎的知識で対応可能であること。

・実務家登用試験として、判例の知識を問うことには意味がある。

・基本判例および基本的な学説の理解を問う問題であるから。

・基本的な理解を問う良問が多い。

・基礎をしっかり勉強していればできる問題で、良問だと思う。

・総論・人権・統治の各分野から万遍なく出題されており、難度も基礎知識を問うものとしては適当である。

　　　b.どちらかといえば適切である

・判例を直截に聞く設問が多めだが、全体に基本事項を問うている。

・一部に判例の趣旨・文脈から切り離して、その文言を部分的に取り上げてたずねる不適切な設問がみられた。

・経済的自由権の制限という基本的論点について、基本的判例を基礎にしながら具体的事例での思考力を試すことは、法科大学院で習得を求められている能力を問うものであり、学習者にも適切なメッセージを発していると考えられる。他方、形式面では、受験生から見れば似たような理由で複数の条項が違憲となりうるため、どのように答案を作成すべきか多少の混乱があったのではないかと想定される。素直に実力が発揮できるような誘導等、形式面についてなお改善の余地があるように思われる。

・問題の難易度。

・基本的な問いである。

・おおむね、良いと思うが、２点、特に気になった問題がある。第７問ウは、日本語として悪文である。問題内容もよくない。解答をみると×が正解ということだが、○でも必ずしも間違いではないようにも思える。選択肢で判別つくようにもなっておらず、単に受験生を混乱させるため、あるいは満点をとらせないための問題となってしまっていないか。それは司法試験という制度の趣旨から考えても、よくないのではないか。第８問のウも、ｱ､ｲが判例によっているだけに、ウについて、こういう最判があったかどうか悩む。そこで、もう一度問題文をよむと、最高裁判例に照らして判断するよう指示がないので、では○でいいか、と考えることになっただろう。これもまた、いたずらに受験生を惑わせる問題だったのではないか。

・平易にはなっている。ただし、第11、19、20問あたりは、改善の余地があると思われる。

・基礎的な知識の確認に重点を置いている点で適切。ただし、選択肢はやや煩わしい－問題肢より選択肢を多くしようとしているのだと思うが－と感じる。

・おおむね難問奇問はなく、良好な出題と評価できるが、両立可能性を問う問題は、深く考える受験生にとって、却って難解ではないかと懸念される。

・概ね適切だと思いますが、正誤判定の基準がよく分からない問題があります。例えば、第2問ア及びイは、客観的に誤り命題だと断言できるのでしょうか。「通説」に照らして判断しろということなのでしょうが、こういう問題は、受験生に不必要な負担を課すものだと思います。

・出題の内容･形式･難易度とも、おおむね適切である。第6問や第19問のように、2つの記述の相互関係を考えさせるのも、出題形式として好ましいものである。ただ、その場合、それぞれの記述の意味内容についての相当厳密な特定性が求められる。その点で、第19問のア･ウなどは、やや問題があるようにも思われる。

・憲法問題に対して諸説あり得ることを考えると、「正しい」とか「誤っている」とか言い切っていいか、疑問の残る肢もあるのではないか。

・質問の仕方がやや不明確な問題が少し含まれていると考えるため。

・初期に比べてあまりにも簡単すぎないか。予備試験と同一問題の比率が高すぎないか。

・部分点の取扱いに再考の余地がある。

・法科大学院で学ぶべき基礎的な知識があれば解けない問題ではないと思われる。

・短答式第６問および第19問につき、なぜそのように正誤を問うのではない出題形式を採らなければならないのか、理由が定かでない部分も皆無ではないものの、概ね法科大学院での基本的な勉強をしてきた学生の努力が素直に報われる正統派の良問と思われる。

・難易度としてはこのくらいが妥当だと思われるので。

・内容は適正だと考えます。事務処理能力を問うことが主眼でないとすれば、問題ごとに聞き方を変えるのではなく、統一してよいのではないかと考えます。

　　　c.どちらともいえない

・全体としては、基本的な知識を問う設問で良いのであるが、判例に関してそこまで必要かと思われるような設問・選択肢がある

・全体的に基本的知識を問う良い問題が出されていると思うが、問２や問１２などは、条文、判例の趣旨、政府見解を問うものではなく、多様な見解がありうるなかで、何をもって正しいとするのか明らかではない。もし、法律家の常識に照らしてというのであれば、その旨を明記すべきである

・受験生が慎重であればあるだけ迷ってしまう不適正な問題文があった。【No. 3】「法の支配」につきDiceyが考えるそれに現行憲法が立脚していると考えた受験者が存在した場合はどうするか。【No. 4】裁判を受ける権利について内外人平等の原則の適用が一切緩和されてはならないとまで断言できるか。【No. 31】「定数配分規定の違憲判断を選挙の効力と結びつけず、訴訟が提起された選挙区の選挙だけを無効とする手法」の前半につき、選挙区制を採る場合には「選挙」は選挙区単位のものを指すかと思われる（林田・選挙法135頁以下など）ので、この前半の意味は不明瞭なのではないか。

　　　d.どちらかといえば適切でない

・紛らわしい問題が多くロースクール生にとって難しい。

・判例について、やや細かすぎるところを問う部分がある。

　　　e.適切でない

・簡単すぎて工夫が足りない。

　　　＊回答なし

・①人権１０問、統治１０問のスタイルは変わらないので、受験生はそのことを頭にいれて解答するであろうが、融合的な問題があってもよさそうである。量的には、少ない印象をもちます。

②人権の内、設問８は議論の分かれる部分が含まれており、解答は別れるのではないだろうか。判例を基準に考慮する問題とすべきところである。

③統治の内、設問１１、１９が考えさせる問題と思われるが、誤解を導くおそれがあると思われる。

**(ｲ)行政法**

a.適切である

・基礎的な理解を試しており好感が持てる。今年度で廃止されるのは惜しい。

・良く考える問題になっている。

・出題範囲、分量、難易度のいずれも適切である。

・基本的知識を問うものが7割、多少細かいものが2割、難問が1割ずつでバランスが良いと考える。

・第２６問、第２８問は、細かすぎる知識を求める肢が含まれているが、概ね適切と思われる。

・出題の内容・形式・難易度とも、おおむね適切である。

・基礎的な理解を確認する良問と考えられる。

・いたずらに些末な知識を問う悪問が昨年度までと比べて減少したように見えるため。ただし、なお細かい知識を問う問題が散見され（第32問、第34問、第37問など）、法曹に真に必要な行政法の知識は何かという観点からの精査が望まれる。

・法曹として必要とされる行政法の基本知識が幅広く問われている。

・行政法総論・救済法の主要論点についてバランスよく出題されている。

・おおむねオーソドックスな問題と思われる。

　　　b.どちらかといえば適切である

・例年どおりの出題であったようだ。

・考えさせる問題が目立った。内容的なバランスはとれているが、例年に引き続き長文の問題が多くなってしまっている（少なくとも法令の引用でそうした印象を与えてしまう）点は、改善すべき。

・個別行政法規の条文知識を問う問題、枝数(実質的な問題数)が多い点、部分点方式はやめるべき(4問全問正解なら3点で、4問中2問正解では0点というのはトリッキーで不公平)

・2～3問あまり良くない問題があった。

・代表的な判例及び条文を中心とした基本的知識と理解を問う問題といえるが、一部細かい知識を求める部分もある。

・全体として行政組織法分野からの出題が抑えられている点は評価できる。しかし、行政組織法分野でも、多くの受験生が手をつけていないと思われる分野から問題が出されており（具体的には、独立行政法人に関するNo.40の問題）、受験生の負担を考慮すると、適切とはいえない部分がある。

・量・質ともに法科大学院の教育事情を勘案している。

・枝葉末節に過ぎない条文の暗記を試す問題もあったため。

・量が多く時間が足りなかった受験生もいたが、内容は適切である。

・バランスよく出題されていた。

・概ね基礎的・基本的な内容の出題と考えられるが、一部難易度の高いものが含まれている。

・法科大学院での学習の範囲・内容に照らし、一部、その範囲・内容を超えているように思われる選択肢が含まれていること。第39問、第40問など。

・若干やさしい問題が散見された。

・基本的知識を問う問題が多かった。難問も見受けられたが、全体としては適切であったと考える。

・基本的な法制度や重要判例の知識を万遍なく問うものであるが、難易度等にややばらつきがあるように思われる

・第39問ウ　第40問ウは、行政法通則として当然に習得しなければならない事項とはいえないのではないか。

・設問の内容はよいが，関係条文等の分量が多いため，十分考える余裕がない状態で解答せざるをえないと考えられる。

　　　c.どちらともいえない

・難易度は適切であるが、「3問正解で部分点2点」という設問は基礎的知識を確認するものとして不適切である。

・良問ではあるが、難問が多めであり、もう少し難易度の低い問いを増やして全体の難易度を調整するべきである。

・適切といえる問題が少なくないものの、一部にやや細かすぎる問題もみられる。

・例年に比べ少々難しかったのではないかと思う。

　　　d.どちらかといえば適切でない

・行政法の基本法理や重要判例につき基本的知識を問う事が必要であるのに、細かすぎる問題文や、高度な知識を問う問題が例年より多かった。

・些末な知識を問う問題が幾つかみられる。

・問題文に長すぎるものが多い。

　　　e.適切でない

・内容というより形式であるが、８選択肢問題は難度が上がりすぎる。また内容面では問３９地方自治法、問４０問独立行政法人通則法が受験生にとって明らかに負担増であり、このような範囲拡大傾向が将来の短答式試験科目の縮小の結果を導いたともいえる。

　　　＊複数回答

・行政事件訴訟法の審理に関する問題や独立行政法人に関する問題など、法科大学院の講義では詳しく取り上げることが「困難な」細かい論点が含まれている(d)

(2)民事系

**(ｱ)民法**

a.適切である

・基本を押さえていれば解答が可能な問題が多い。

・全体として基本的な知識を問う問題で構成されているから。

・基本的な法的知識を問う問題がバランス良く出題されている。

・重箱の隅をつつくような出題が見当たらず、適切な出題内容といえる。

・条文・判例に基づいた基本的な知識を問う問題で問題の訊き方や肢の設定の仕方も特段問題がないため。

・例年のとおり、基本的な知識を問う問題が多い。出題分野のバランスも適切である。

・条文と基本判例の知識を確認するオーソドックスなものだから。

・内容的に適切である。

・条文を参照せずに解答する範囲を示してくれているので謙虚に受け止め、教育に生かしていきたいと考える。

・必要最低限の基礎的知識を問うことができている。

・民法の出題範囲から万遍なく出題されており、難易度も標準的である。

・例年のとおり、基礎知識を問う良問が多く、適切である。

・本研究科が 提供する授業の予復習が尽くされていれば、十分対応可能である。

・分野別のバランスに問題はない。

・問題の難易度および分量ともに適切である。

・基本的な制度・条文の知識を満遍なく問うているし、判例の知識についても、概ね、射程の広いものを要求しているから。

・各分野のバランスのよい出題。

・基本的な知識を聞いているから。

・奇をてらわず基本的な知識を問う問題を中心としている。

・基本的な知識と考え方を問うものであって、適切なものといえる。

・授業で通常扱うべき事項を前提とする問題であるから。

　　　b.どちらかといえば適切である

・今までの傾向からの変更はなく受験生の想定内の問題である。このことは、問題の内容が過去問と同じであるという意味ではない。

・普通に勉強してきた者であれば対応できる問題が出題されている。

・基本的な理解を問うもので、おおむね良である。

・概ね適切であるが、一部かなり細かい知識問題が含まれており、適切でないと考える。基本的事項に限定し、思考力も問う問題にすべきである。

・全体的に基本的な知識を問う内容であり、分量も適切だったと思う。ただ、肢ごとに事案の内容が少しずつ異なるタイプの問題が多かった。模擬試験などでこの種の問題に慣れていない受験生は時間がかかったのではないかと思われる。

・問題・ボリュームが有り過ぎる。

・民法及び関連特別法の分野をバランスよくカバーしていると思います。法科大学院の授業で直接扱えないような細かい知識が問われる問題がやや多いかという印象を受けます。

・今年の短答式の問題は、総則が６問、物権が６問、担保物権が３問、債権総論が６問、債権各論が８問、親族が３問、相続が３問、その他２問で、全体の問題数は３７問となっており、昨年より１問、民法の問題が増えている。出題の仕方としては、条文の知識を問うものが１８問あり、条文だけで解けるようなものは昨年に比べ６問ほど減る一方、判例の知識を問う問題が、昨年の８問から１８問へと飛躍的に増加している。また、必要費に関する問題が１問、民法と特別法の関係を聞く問題が１問でている。全体的にバランスよく出題されている印象があるが、そもそも短答式は条文と判例を聞く易しい問題にすべきで、多くの受験生が間違うような奇問、難問は出すべきではないと考える。正答率が低かった問題については、出題者の会議で原因を分析し、同様の原因を有する難問を翌年度に出さないよう改善をしていくことが必要といえよう。

・各分野からまんべんなく出題されている。

・いずれも、法科大学院で普通に勉強すれば修得しているはずの知識を問うものであり、内容・難易度とも適切である。ただし、若干細かすぎる知識を問うているのではないかとの印象もなくはない。

　　　c.どちらともいえない

・教員により評価が分かれているため。

・やや細かい論点や判例知識を問うものが多すぎる。

・個々の問題をみれば適切な問題が多いが、解答時間との関係で問題数が多く、六法を参照させずに細かな条文の知識を問う（＝細かな条文の暗記を強いる）問題が散見される。

　　　d.どちらかといえば適切でない

　　　e.適切でない

・１問平均２分の解答時間は短すぎる（そもそも２分で正解できなければ、実務家として十分でないとする根拠はどこにもない。その意味で、旧司法試験以来の旧弊を温存しているだけではないか）。通常は、たとえ覚えていたとしても、六法や判例集で確認するであろう知識について、暗記を要求するものとなっている。平均的な実務家ならば、楽に満点に近い得点をとれるようなものであるべきである。

　　　＊複数回答

・今年度の短答式問題は、昨年並みの難度であり、各問の文字数も適当であった。各問は、条文や判例の基本的な知識を問う問題であり、出題分野も、分野の横断問題を含めて昨年並みのバランスであった。基礎的な知識を涵養を目指す出題意図であったので、おおむね適切な出題であった。

**(ｲ)商法**

a.適切である

・昨年と同程度のものであり問題はない。必要度の少ない手形法の問題も基本的なものであり問題はない。

・手形法が考えればわかる水準。

・条文・判例学習の重要性を受験生に認識させる内容となっている。

・商法のほぼすべての分野から遺漏なく出題がなされており、かつ、基本的な理解を問うものであり、難易度も適切である。

・会社法では判例の趣旨から答えさせる問題が増えた。

・例年と同様に、商法の基本的事項に係る条文の正確な理解や判例および学説の立場について正しく理解しているかどうかを問う問題が、商法全般からバランスよく出題されたため。

・基礎的知識を問う問題である。

・法学検定試験等からの類似の問題があり、各種試験から出題されるような適切な内容となっている。

・適切と考える。ただし第56問1の問題文は、裏書禁止裏書の効果の面から、疑問がある。

・商法全般から出題されている。

・条文を知識を確認する問題や判例の理解を問う問題がバランスよく出題されている。

・条文・判例を問う問題がほとんどであり、法科大学院の学習で基本的に対応でき、また、最低限知っておかなければならない知識を問う問題であって、短答式の性質にも適合しているから。

・分量・難易度ともに適切であると考える。

・商法に関する基礎的な法的素養から解答することが可能な問題が多いため、概ね適切なものと思われる。

・会社法については出題分野に偏りがなく、難易度も適切である。商法総則・商行為と手形法については、問題数も少なく難易度もやや易しいように感じるが、やむを得ないものと考える。

・例年、よい問題だったと思います。

　　　b.どちらかといえば適切である

・多くの問題で基本的な知識を確認している。

・おおむね基本知識を問うもので、適切である。

・知識量の測定としては適切。

・多少細かい問題がある。

・会社法、商法総則・商行為法、手形法と科目全体についてまんべんなく出題する点や設問の形式は適切である。もっとも、会社法については若干細かい知識が問われているような印象を受ける。

・細かい知識を聞いている問題があった。

・標準的な教科書と、判例百選の判例を理解していれば、ほぼ解ける問題。ただし手形に関する第55問は、趣旨が解りにくい。

・内容については、適切であると考えます。出題形式について、〔第39 問〕のような形式の場合、正解肢（ア～オ）のひとつ がわかれば、検討すべき肢が2 つに絞られることになり、適切であるか、疑問です。

・基本的な知識および理解を問うものであるから。

・やむを得ないのだろうが、会社法以外が極端に少ない。

・基礎的知識を問うものが多いが、やや細かすぎる論点も散見される。

・基本的な知識を確認する問題が多い。

・概ね良問となっているが、細かすぎる知識を問ういくつかの設問は、暗記重視の勉強に誘導する可能性があり、避けたほうがよいと思われる。

・短答式試験を課している以上は、合理的な内容と思われる。

・基本的事項を問う良問が多い。

・若干細かすぎる設問もあるように思われるが、全体としては適切である。

・出題範囲や難易度が、受験者の学習状況等に適合しているため。

　　　c.どちらともいえない

・株式会社の分野に特化しすぎている。

・会社法偏重にすぎ、特に手形法分野のレベルが低すぎる。教育意欲・学習意欲ともに高めにくい。

・条文や判例について過度に細かな知識を問う問題が散見される。

・商法は来年度から短答式がなくなるとのこと、そうすると、総則・商行為法や手形小切手法の知識をどこで問うのか??論文式で問うしかないと思われるがそれも毎年とは言えないであろう。また会社法の担当的知識を問うのも条文の基礎が幅広く問うことができ有意義であると思っていたが、それがなくなるのは残念である。

　　　d.どちらかといえば適切でない

　　　e.適切でない

・必要とされる知識が細かすぎ、不要な勉強を強いられるものとなっているが、来年以降なくなるということで、その点は評価できる。

・無意味に細かな知識の暗記を問うており、しかも昨年度までよりもこの弊害が悪化している。

　　　＊複数回答

・細かな知識を問う問題が多い。(e)

**(ｳ)民事訴訟法**

a.適切である

・基本的な問題が多かった。

・手続上必要な条文知識や基本概念の理解を問うものであり、授業との関連性も高い。論述では聞きにくいところも多く、次年度から短答がなくなることは問題である。

・難易度

・一部に不適切ではと思われるものもないわけではないが、全体的には難易度、出題対象とも適切である。

・基本的な知識を問うものとして適切である。ただし、民事系第６２問記述３については、やや細かすぎるのではないかと感じた（逆に、同問題記述２は、一見細かいが、条文から正誤を判断することができ、良い問題である）。

・幅広い分野について基本的な知識の正確さを問う問題であり、しかも、細かすぎる事項が問われていない。

・法科大学院の授業をよく反映し、かつ、無理のない内容である。

・基本的事項の理解が問われている。

・手続的内容や条文を見ればわかるような問題も含まれているが、基本的な内容を問うものである。

・ただし、以下のような意見・感想を付加しておきたい。

　１　問題により難易度に差がありすぎるように思われます。もっとも、ある程度点数を取らせてあげようとか、力量を見極めるためにはむしろ問題により難易度にかなり差をもうけることが相当であるという考えなのかもしれません。それはそれとして、一理あると言えそうですので、この指摘は単なる感想にとどめておきます。

　２　問題毎の個別的な意見

第57問：選択肢「２」及び「４」が誤っていることは明らかですが、「１」も、「訴え又は訴えられることにより判決の名宛人となる者が当事者であるとする考え方」によらなくても「訴訟物として他人の権利を主張する者であっても当事者になることができる」場合はある（例えば、債権者代位訴訟）ように思われますので、その点に着目すれば誤っていると言いたくなりそうです。また、「３」も、当該不法行為による被害者が死亡した場合において、胎児がその相続人の一人となる（民法886条1項）場合には、胎児が当該不法行為に基づく損害賠償請求訴訟の当事者にもなり得るでしょう（本年の民法の問題の設問２がまさにそのような事例です。）が、相続が発生しないのであればその前提が欠けることになりますから、そう考えればこの記述は言い過ぎであって誤っていると言ってもよさそうです。

　そうしますと、本問はいたずらに受験生を悩ませるものではないかとの疑問があります。「誤っているものを選びなさい」ではなく、「明らかに謝っているものを選びなさい」とでもしておいていただけたら良かったのではないかと考えます。

・適当な難易度だと思います。

・重要な基本的手続事項につき、丁寧に問う問題である。

・基本的な知識をまんべんなく問うている。

　　　b.どちらかといえば適切である

・基本的な知識で解けるように作問が工夫されており、概ね適切であるが、単に法律知識を問うにとどまらず、法的推論能力を判定する問題をもう少し増やしてもよいのではないか。

・条文・判例等の基本理解を求めるものであること

・適切な問題も多いが、訴状審査や調査嘱託等、条文を見ないで解答させるのに無理があると思われる問題が散見される。

・いずれも基本的なもの或いは条文に当たれば回答できるものであるが、短答式の問題の性質上やむを得ないことであろうが、少し細かすぎる問題が散見された。

・全般から必要な理解を問う問題が大多数である。ただし、まだ一部には細部にわたりすぎる問題がある〔63問肢４、64問肢エ等〕。

・多数当事者からの出題があってもよかったのでは。大事のところですから、学習してもらうためにも。

・やや細かい知識を問う問題があったが、全体として基本的な事項を確認する問題であった。

・少し細かい問題が例年より多いように感じられます。

・広い分野から出題されているが、70 問、71 問のようなやや事例に類するような問題の比率をもう少し高めたらどうか。

・法科大学院の授業の水準である。

・本研究科の授業の予習・復習が尽くされていれば対応可能であるから。

・概ね基本事項が問われているが、そこまで細かく問うかという設問もみられる。

・やや細かいものもあるが、多くの問題は条文・判例・基本的な教科書の知識で解けるようになっている。また、出題箇所についても論文試験では出題しにくい分野が出題されている点では、論文試験と短答試験で学習範囲を幅広く問うている。

　　　c.どちらともいえない

・一部の設問はやや細かすぎるなどの問題がある。

・少し細かな事項についての質問が散見される。

・細かい問題が散見されます。

・第57問から75問まで全19問、各2点の配点で合計38点は例年どおり。問いの形式としては、選択肢の中から1 つの正誤を判定する形式が7問（第58・59・62・70・71・72・74 問） 、2つの正誤を判定する形式が8問（第57・60・61・63・68・69・73・75 問）、正誤の組み合わせを判定する形式が4問（第64・65・66・67問） 。ただ、最後のものは、その実質は、2つの正誤を判定するのと同じである。

　内容については、専ら法や規則の条文の知識で回答できる問いも見受けられる（たとえば、第58・68・72・74・75問など）ものの、判例の趣旨など基本的な理解を問う選択肢も相当数あり、基礎学力の判定という点に鑑みて、概ね妥当だろう。ただ、受命裁判官の権限を問うもの（第63問）や調査の嘱託を問うもの（第67問）などは、やや細かい知識ではないか。民事訴訟の領域全般にわたる基本的知識や理解の程度を検証することの意味もわからないではないが、たとえば、単に知識のみを問うのではなく、第70 問や71 問のような形で、基礎的学習内容に基づいて考える問いに好感が持てる。惜しむらくは、新司法試験にあたり、旧来の短答式に倣ったやり方を踏襲するのではなく、出題の領域や問題数を減じても、基本的な理解に基づいて考える力を問うような作問に転換する機会があったにもかかわらず、そうはならなかったことか。

　今年度が民訴の短答式の最後となった。出題者の苦労も顧みず、毎年、外野から批判的な感想ばかりを述べてきたような気がする。司法試験の位置づけをどう認識するかに係わるが、法科大学院における基礎的な教育内容の習得度合いを検証し、法曹となり得る資格を具備しているかを判定するものとの立場ゆえであった（ ただし、そもそも法科大学院で習得すべき基礎学力の定義に齟齬があるのかもしれず、また、かような認識が司法試験の現状から乖離していることは承知しているが…）

　　　d.どちらかといえば適切でない

・民訴の択一問題が出題されるのは、本年が最後の年であると思われるが、司法試験当初に出題されていた思考能力を問う問題は姿を消し、単なる暗記を求める問題が大部分であるのは極めて遺憾である。特に、第62問、63問の出題趣旨は何であるのであろうか。

・解答方法が複雑すぎ。

　　　e.適切でない

(3)刑事系

**(ｱ)刑法**

a.適切である

・全20問について、学説史から共犯に至るまで、満遍なくその基礎的学力を問う良問が多い。基本的な判例の理解を重視していることも、法科大学院の教育の成果を問うている。但し、過剰避難に関する問15はやや煩瑣にすぎる。

・判例を中心に、基本的な法的知識の理解を問う問題となっている。

・判例・学説の基本的な知識が正確に備わっているかを確認できる設問になっており、適切である。

・論点もそれほど多くなく、適切である。

・質・量ともに法科教育内容に適合している。

・総論・各論における論点から幅広く出題されていることと、最新判例を踏まえた出題がなされている。

・各分野からバランスよく出題されており、難易度も適当で、基本事項に関する受験生の理解度を試すのに適した問題だと思われる。

・分量的にやや多いように感じるが、論理力を試す問題、判例知識を問う問題がバランスよく出題されている。

・基本的な事項を問う問題が多く、法科大学院での学習成果を試すという観点から見て、良問であると思われる。

・複雑な形式によることなく、基本的な知識および推論能力をバランスよく確認する内容となっているから。

・刑法総論・各論につき現在の判例・学説を踏まえて学習すべき事柄がバランスよく出題されている。

・概ね基本的な事項を広く問うもので、特に条文からの学習が習慣化していることなど法的思考のベース造りを要求する趣旨が表れている。

・概ね判例ベースで作問されてある点。

・知識だけでなく、常識的な思考力をも試していると認められるから。

・シンプルであるから。

・条文、判例、理論に関する問題が適切に配置されている。

・法科大学院での学習内容で十分に対応できる基本的な出題だった。全領域かたよりなく、出題。判例の立場のみならず、さまざまな見解から考えさせる。

・万遍無く刑法の基礎的知識が出題されている。

・基本的事項につきバランス良く質問しているから。

　　　b.どちらかといえば適切である

・問題のレベルはおおむね適切である。それぞれの設問は概ね適切であると思われるが、45 分で答える問題としては量が多すぎる。

・若干難易度が高い感がある。

・概ね基本事項に関するもので、適切だと思われるが、なお判例の知識を問うものが多い点は偏りがある

・基本的な問題であり、基礎を押さえていれば容易に解ける問題であった。

・比較的平易で、法科大学院の授業をきちんと理解していれば対応可能。

・①いくつか適切でない選択肢がある。

　問３イは確かに最決平成21年12月8日などの中にそのような表現があるものの、その表現の前には「その前提となる生物学的、心理学的要素」への言及があるのであって、この混合的方法にかかる最重要部分をとばして「犯行当時の病状…」を「総合して判断される」とするのは適切でない。

　第13問の３は誤りであると思料する。法定的符合説は構成要件要素が法定の範囲で符合するという見解であり、法的因果関係の内容が具体的に異なっていても、客体の場合と同様に符合を肯定することになるが、具体的（法定）符合説は、客体について具体的な相違を認める見解であり、法的因果関係についても具体的な相違を認めるのが論理的である。客体については具体化し、因果関係については抽象的符合を肯定する見解は論理的に矛盾している。

②論理的思考力を問う問題がほとんどなく、細かい条文の知識を問う問題が以前より増えているため、受験生が暗記に頼るようになり優秀な法律家の養成に悪影響の生じることが懸念される。

・概ね基本的な判例知識で対応できるが、想定されている事実関係じたいに曖昧さを感じるものがあった[第14問4、第18問2など]。

・概ね適切であるが、細かい知識を問いすぎていると思われる設問もあった。

・緊急避難の問題が若干パズル的ではあるが、基本知識や判例に基づいたものが出されているから。

・知識問題に偏っていなかったから。

・ただし、一部で第15問のようにややパズル的な出題がある。これは、実務家養成のために重要とは思えない。また、第5問のように、問題文の分量に比べて配点が低いものもあり、出題形式に工夫が必要であろう。

・基本的、基礎的知識を問う問題が多く、難易度も適切と考えられる。

・選択肢の中に、若干難しいものが含まれていた。

・難易度、量共に穏当。

・若干、基本的すぎるのではないかと思われる問題と、逆に、少々、マニアックなのではないかと思われる問題とが、混在しているような印象を受けた。その分、後者で差がつくのかもしれないが。

　　　c.どちらともいえない

・細かすぎる問題もある。

・短答式試験について、問題文が長過ぎると思われるものが多い。

・難問・奇問がない点は評価できるが、第3問の肢ア、第6問の肢５、第12問の肢１、第18問の肢２および３のように、「判例の立場」を問う出題であるにもかかわらず、実質は条文を暗記しているかどうかを問うている問題や、第20問のように長文の問題文を読ませて結論を問う問題など、解答に時間を要する出題がみられた点では疑問が残った。

・「判例の立場に従って」という問いで条文知識を尋ねる問題が増えたため。単なる条文の暗記で解答できる問題は、あまり適切とは思われない。

　　　d.どちらかといえば適切でない

　　　e.適切でない

・難問化している。

　　　＊複数回答

・内容及び量ともに適切である。(a)レベルは適切だと思いますが、時間が足りないようです。(b)

・出題の多くが、事例判断における特定犯罪の成否を問うものであること、パズル的出題が少なかったこと。(b)「判例の立場に従って」正誤判断をする問題が散見されるが、判例の理解の仕方も人により異なる場合があり得るので、択一式で唯一絶対の正解を求める問題として適切なのか疑問がある。(c)

**(ｲ)刑事訴訟法**

a.適切である

・基本的な条文や制度の理解を問うもので、難易度も適切

・基本的事項に関して確実に理解できているかどうかを試す良問である。

・基本的知識の有無を問うているから。

・従来通りで特に問題はない。

・内容及び量ともに適切である。

・条文、判例の知識を問う問題だけではなく、具体的な手続場面における法的判断について検討させる問題が出題されている。

・証人尋問など実務上の問題にも触れられており、適切。

・論文式で問うほどではないものの学習段階で理解しておくべき論点についての設問、手続の作動する仕組みにみについての基本的本的な理解を問う設問で構成されており、総じて良問である。

・基本的条文・判例・学説についての正確な習得及び応用力を問うものであり、正に短答式試験の趣旨に合致した出題であるため。

・おおむね基本的な条文あるいは概念の知識を問うものとなっていた。

・質・量ともに適切である。

・基本的な知識や理解の有無を見るための出題である点では適切であると思われるが、実務上はかなり過去の問題とも思える出題もあり、それも基本的な知識や理解の有無を見るための出題であるとの趣旨であるならば、適切であるといえよう。

・出題が刑訴法の各方面にわたり、基本的な知識と思考力を問うている。

・刑事訴訟法上の主要論点について，各分野からまんべんなく出題されており，バランスの良い出題といえる。

　　　b.どちらかといえば適切である

・広く基本的知識を問うている。

・基本的な手続を理解していればよいが、一部表現がわかりにくい箇所があること、条文をかなり正確に暗記していなければならない選択肢がある。長文に渡る問題も多く、手続を熟知していることと同時にじっくり考える能力をも問われており、最終日の45 分問題としては負担が過重であるように見受けられる。

・法や規則（条文）の内容を中心としていること、実際の手続の断片を提示した設問などは、適切と考えられる。やや難易度が高すぎる設問が含まれていたように思われる。

・思考力を要する問題が多くなっているが、条文知識だけの問題も残っている。

・法科大学院生が理解しているべき基礎的知識を問うものとして、おおむね妥当な問題であると思われるが、一部、細かな条文の知識を問うものがあり、学生にそこまでの要求をするのは酷ではないかという印象がある。

・錯覚を起こさせるクイズのような設問もあり、単純化が望ましい。

・難易度及び出題範囲が適切であるから。

・おおむね適切だが、被害者参加の条文など、短答式試験という点を勘案してもやや細かすぎると思われる知識を試す問題が若干見られる。

・基礎的事項の確認という意味では、適切であるが、一部の問題については必ずしも基礎的事項とは言えないものが含まれている。

・第40問は、裁判所法上の管轄に関するものとしては細かすぎる。

・予備試験と問題が相当数重複している点は検討を要するのではないか。

・刑訴法の細部を問うかにみえる設問もあるが、基礎知識を活用すれば正答に至りうる問題形式になっているため。

・大部分は、論文式試験でも問われるべき基本知識であるものの、一部については、 条文・判例をいたずらに暗記させる傾向を有するものであるため。

・手続全体に渡って基本的知識や基本原則を問うもので、内容は適切であると考える。ただし、毎年指摘しているが、出題形式について、正しい／誤っている個数を答えさせる方式は、適切でないと考える。なぜ、正しい場合には１を、誤っている場合には２を、という形式ではだめなのか。

・設定によっては受験生への負荷がやや高いと思われるものもあるが、全体としては法科大学院で学習すべき基本的な事項を確認する問題であり、おおむね適切である。

・ただし、一部で第37問のように、短答式としては、やや細かすぎる問題がある。

・分野、レベルが適当。

・問題の難易度はおおむね適切であり、制限時間内に解答することも可能だと思われる。ただし、若干細かい知識を正誤問題として問うているように感じられるものもあった。実務家として執務する際には六法はいつでも手元にあるのだから、基本的な事項で、六法を引いていては仕事にならないものを中心に出題されるべきであろう。

・やや問題文が増えたものの、基本的知識を問うものであり、難易度も適切。ただし、刑訴法の主要論点にかかわらない条文に関する知識は、（たとえ実務に密接に関係するものだとしても）この試験で問う必要があるのか疑問に思われる。

・基礎的な条文・判例の知識を問うものとしては適切であろう。

　　　c.どちらともいえない

・やや細かすぎるきらいがあった。

・論文式試験との問題との関連で、出題範囲が分野に網羅的といえるかどうか不明のため。

・良問ももちろん複数あった（のでcにとどまっている）ものの、個数を問う出題、正解肢について「通説」や「判例（裁判例ではなく）」がないとも見られる出題、細かい知識を問う出題の割合等に照らし、全体的にやや難易度が高すぎたように思われる。

　　　d.どちらかといえば適切でない

・ややパズル的･論理操作重視な問題が多く、基本知識の確認というよりは事務処理能力の迅速さが重視されるかのような出題量・出題形式だったため。

　　　e.適切でない

・難易度が高すぎる。

　　　＊回答なし

・短答式試験については、来年度以降行われないことになったと承知しているため、回答の要なしと考えます。もっとも、対象科目の削減が妥当かについては、疑問なしとしません。

・基本的事項を問うものであり、法科大学院において、考えながら、概説書、条文、最高裁判所の重要判例をまじめに勉強していれば、正解にたどりつける問題であったと思われる。

　　　＊複数回答

・刑法と比べると、条文の文言などで明確に正誤判定できる問題が多くあるように思われ、択一式の出題としては適切さを感じられる。(b)手続にそくした問題があったのと同時に、条文を知っているかだけの問題もあったことから。(c)

論文式試験について

(1)公法系

**(ｱ)憲法**

a. 適切である

・素直な出題であり、基礎的な法理の理解のもとに事実を丁寧に検討させることが可能な問題である。

・基本的な概念の理解を問う内容であるから。

・法律の規定の合理性・必要性のみを真正面から問う良問である。

・素直な出題であり、法科大学院の授業をしっかりこなし理解しているかを問う出題となっている。

・職業の自由に対する規制について、規制の仕組みの的確な解析、判例法理の内在的理解と検討、並びに立法事実の適切な考慮を踏まえた、違憲の主張と合憲性判断を求めている。出題趣旨が明確で、難易度も適切な良問である。

・職業選択の自由の審査基準を理解し、関連判例を読みこなしておれば、回答出来る問題設定であった。また、今回は、触れなくてもよい争点が明示され、受験生にとって書き易かったと思料される。

・基本論点に関わる出題内容で、かつ受験生の法科大学院での学習成果、理解度が適切に評価しうるものとなっており、分量も適切と判断した。

・基本論点で考えさせる良問。

・重要な判例法理の意義と射程をしっかりと身につけておけば、対応できる問題であり、その際の受験生の展開力次第で、はっきりと受験生相互間の実力差が示される設問となっているから。

・出題の内容・形式・難易度とも、おおむね適切である。

・過度な知識を要求せず、標準的な知識の運用能力を問うていること。

・基礎力と応用力をともに見ることができる出題である。

・出題の趣旨等が公表されてからでないとわからないが、問題を見る限り、基本的な判例の理解と学説、その事案へのあてはめを問う良い問題であると考えられる。

・比較的素直でオーソドックスな問題と思われる。

・今回の出題趣旨を楽しみにしている。昨年まで、表現の自由に引き付けた出題が目立っていたので、薬局距離制限をひな形とした今回の問題は興味深かった。この事例を、平等（適正手続）などの切り札に引き付けて違憲性を指摘する能力が試されているのであれば、時事問題（風営法とダンスクラブなど）と合わせて意義深いものとなると考えられ、適切であったと評価する。

・問題文と事案にしっかりと向きあうことを求める良問である。

・事業（この場合は条例による許可基準）を具体的に考えさせるものになっている点が評価できる。

・基本判例に関する基本的問題と、応用問題とが含まれているから。

・判例理論を応用できるかという出題の意図が明確である。

・憲法の基本的な能力を把握できる問題と思われるから。

・学修すべき基本的な学説・判例の知識を前提にして考えさせる問題であり、概ね適切である。

・法科大学院での基本的な勉強をきちんとしてきた学生の努力が素直に報われる正統派の良問であると思われる。分量的にも無理のない範囲であると思われる。

・営業の自由の規制について、いわゆる規制目的二分論の機会的適用では妥当な結論を導き出せない問題であることを評価する。

・基本判例の正確かつ深い理解および学説の最新状況を把握しているかどうかを問うのにふさわしい問題だと考えます。

・ロースクールで通常取り扱う判例をモデルに思考することができる。

　　　b.どちらかといえば適切である

・設問としては適切で良問と言える。ただ、基本となる判例の読み方・評価も多様である分野のため、公表されているこれまでの「採点実感」からすると、限られた時間のなかで受験生にはプレッシャーになる設問である。

・論点は基礎的であるが、事案のベースにされている判例はややマイナーな印象がある。その意味ではやや難しい。

・代表的な判例を先例として具体的事例について考えさせる良問であると思われるが、議論の手がかりは与えられているものの、立場によっては、結論を出そうとすると十分な資料が与えられていないということになりかねない点があるようにも思われ、どこまでを自己の理解する常識に照らして記述すればいいのか、戸惑う受験生もあったのではないかと懸念される。

・出題趣旨及び採点基準次第では、特定の学説にやや寄りすぎになるような気もします。

・基本的な判例を念頭において考える力を見る問題であり、実際にも１問であるので適切であるが、捉えた方がやや難しいところを含むと考えられるため。

・思考力が試されていること。

・基礎的な知識を前提として、発展的な内容まで論述することが可能な問題である。

・論証の密度で点差がつくと思われる。

・前年度と比べ、かなり易しく感じたので、力量差が明確にされにくいかもしれない。ただし、力量差が出やすい採点基準を採った場合には、質量ともかえって難問となるかもしれない。（問題と採点基準は一体のものであり、いかに良問であろうとも、採点のしかた次第では悪問となりうる。問題のみでの評価は難しい。アンケート調査の実施は、せめて出題趣旨公表後に行うことが望ましい）設問2の解答の仕方として、反論のポイントのみを簡潔に書くように要求することは評価できるが、曖昧さがある。配点が明記されることが望ましい

・基本判例の応用を問うもので、今の受験生のレベルを考えるとこのくらいのレベルが妥当だと思うので。

・論点の所在を把握するのが比較的容易であったように感じられ、受験生にとっては取り組みやすいものであったのではないか。また、具体的な事案の内容も現代の問題状況を反映していた、適切であったと思います。

　　　c.どちらともいえない

・難問・奇問になっていない点や昨年のように時間が足りなくなるような実質２問の問題でなかった点は評価できる。ただし、事例の条件設定などが、おおよそ合憲性を維持できそうもないようなー現実にはあり得ないーようなものになっていた点で、部内の検討会で他の法領域の教員から批判があった。また、採点の配分割合が相変わらず明示されていないのは、行政法では、わかりづらいにせよ、一応明示されているだけに、奇異に感じられる。〔設問２〕などは、反論のポイントを簡潔に述べ）と、いまだ非常に曖昧なものにとどま　　っていることを考えると、配点比重でも示せば、受験生がどれだけ時間と分量を割けばよいのかの判断の一助となろう。

・経済的自由の問題としてよく論じられているテーマであり、かつ現代性もある点は評価できる。ただし、考察を深めるための資料が十分に用意されていない。

・少々易化し過ぎているのではないか。短期的に基本事項だけを学んだ学生と比べて、法科大学院で先端的な内容を学んだ受験生が相対的にデメリットを受けるのではないかと懸念される。

・例年と比較すると今年は問題がやや易しくなった感がある。

　　　d.どちらかといえば適切でない

・経済的自由の分野から初めて出題されたことには敬意を表するが、政策の合理性判断が主で、憲法適合性判断を問う性質が薄い印象である。

・条例の規制法令が余りに極端。

・公法総合の要素が強い。憲法の観点からの問いとしては難しい。

　　　e.適切でない

・簡単すぎて学習の効果を測ることができない。

　　 ＊回答なし

・①これまで出されなかった経済活動の自由、とくに「営業の自由」を直接に問う問題であり、社会性を感じられる。この自由を「自然環境保護」を主な目的として規制する条例の合憲性を問う問題であり、実際にこの主の規制を行っている地域（例えば、上高知、乗鞍地区）をモデルとして構成されたことになろう。

②問題文では、「参入規制を強化する法律」や「道路交通法」の改正が示唆されているが、条文の内容は提示されていないので、設問に示された当該「条例」と憲法22条１項の職業選択の自由、および営業の自由（22条１項、29条１項）の関係を問題にすることを求めているのであろう。また、結果的に、Ｃ社の新規参入を排除することになり、既存のＢ市で営業してきた事業者を優遇することになるので、平等原則違反の問題も指摘する必要があろう。

③解答では、営業の自由の憲法的な根拠、薬事法判決でも示された「規制２分論」を用いるのか、用いるとすれば、本問は積極規制として目的との対応関係で、許容されるのかを明らかにしなければならず、審査基準を明確にする必要があろう。設問１は、論ずべき論点をあらかじめ絞っているので、答案構成は法科大学院卒業生であれば、修得済みのはずである。その意味では設問の立て方は明瞭であるといえよう。

④この条例は、２条で許可制を採用し、４条で車種を「電気自動車」に限定し、Ｂ市で事業展開しているタクシー事業者を露骨に優遇することが、「自然保護」という立法目的に適合するかどうかであり、この点も修了生であれば簡単に見ぬかなければならない点であろう。電気自動車との関係は適合性があるとして、Ａ県に本社があるＤ自動車だけがこれに該当するということの扱いが議論の分かれるところであろうか。ここでも平等の問題が出てきそうである。Ｂ駅から自然保護地域までの距離が示されておらず、どうしてもバスないしタクシーを利用しなければならないのか、道幅が狭いのであれば、バスだけの道路独占という方法（例えば、乗鞍方式）がベストではないかという疑問がある。問題文はそこまで考えてはないので、タクシーを認める根拠が明確ではない問題がありそうだ。また、ハイブリット車ではなく、電気自動車に拘っても、５年後の見直しがあることで、正当化できるのか、この点の評価もグレイゾーンであろう。

⑤設問２では、相手の反論は簡潔でよいとされ、「あなたの意見」を十分に書くように求めている。この点の配慮は昨年からであろうか、必要なことであろう。Ｃ社が各種の障害を乗り越えてまで、あえてＢ市にまで営業を広げる財政的な利益はそんなにないはずである。それは自由の問題であるからと言えそうであるが、この500万人の観光局から生み出される経済効果はどのように評価すべきなのであろうか。視点をユーザー側に置くのか、Ｂ県の経済効果に置くのか、それとも、徹底的に自然保護・道路の安全に置くのかによって結論が変わってくるはずである。受験生に、こうした「経済政策」と「規制立法」の比例性までとうことに出題の意図があったとすれば、相当に高度な問題であったことになる。しかし、そうした意図がある限りで、採点する側は大変なことになると思われます。

⑥設問１と２の採点の割合が、いつもながら示されていませんが、受験生の目安とするかぎりで明示してもらいたい（行政法は明示されています）。

**(ｲ)行政法**

a. 適切である

・細かい論点ではなく、基礎的な論点の理解を試す問題であり、受験者の実力を測るのに適している。

・法令と通達の関係の理解や、初見の実定法規を事案に照らして適切に解釈できるかという能力を問う問題であり、法科大学院での個別事案を読み解く訓練をしていれば解答することが可能で、特別の法知識や判例を知らなくても解けるようになっていて、論点のみの勉強では対応できないように組み立てられていて良問である。

・基本的な行政法理論の応用によって解答できる。

・行政法の基礎知識があれば解けるオーソドックスな問題であり、出題形式や問題文の量も適切である。

・出題意図、資料の分量、問題の質・レベルいずれも適当だと考えます。

・第１問と第２問は処分要件に関する問題だが、問題文と資料を十分に検討することによって受験者が解答を構成することができ、論文問題として優れている。設問は３問であるが、問題量が多すぎるという印象は持たなかった。非申請型義務付け訴訟を問う問題も適切である。

・基礎から応用までバランス良く問う適切な問題と思われる。

・細かな判例知識を必要とせず、行政法の基礎理論のみで解答できる問題であったため。

・答えるべき範囲が例年より明確に限定されており、受験者にとって解きやすくなったものと思われる。

・行政法の基本的な理解を問う問題である。

・実体的違法事由と訴訟手段の検討をさせることにより、個別法の解釈適用能力を問う大変優れた出題となっている。昨年度までの数年間は、個別法に解釈適用の手がかりとなる規定が乏しかったり（平成24年度・平成25年度など）、受験生の個人的意見が問われたり（平成22年度設問３、平成23年度設問３など）、何を答えさせたいのかよくわからない茫漠とした出題が続いていた印象があり、受験生も準備に困ったと思うが、本年度の問題は、要件規定の解釈と他事考慮、内部基準の法的性質、撤回権限の解釈による導出など、答えるべきポイントが明確で、法曹に必要な行政法とは何か、法科大学院で何を学ぶべきかのメッセージがよく伝わる良問である。本年度のような出題傾向が続くことが望まれる。

・行政法の基礎的理解が備わっている者であれば解答時間内に十分に満足のいく答案が書けるものであったから。

・行政実務の実際を意識した事例となっており、問われている行政法上の論点も極めて基礎的なものであり、これなら着実に勉強を積み重ねた者が高く評価されるであろう。

・非常に良い問題であった。

・よく検討された問題であったと考える。

・明確な出題趣旨の下、オーソドックスな論点について、法の「仕組み解釈」の能力を試すものであると思われる

・行政庁の判断の適否を、行政処分の性質・内容およびそれを規律している諸規範(法律、省令、要綱)の性質・効果との関係に照らして判断するといった、至極通常の行政法解釈の素養と、抗告訴訟の訴訟要件の事例に即した当てはめの法技術の修得度を問う趣旨の問題であって、法科大学院での学習達成度を適切に把握できる出題と評価してよい。

・行政法総論・救済法における主要基礎理論の応用力を、個別法読解能力とともに、バランスよく問う問題である。ただし、設問3の配点はもう少し高くても良かったかもしれない.

　　　b.どちらかといえば適切である

・率直な設問であったと思われる。

・問題文の分量はやや多く感じられるが、内容的には適切であると考える。ただ、設問1の配点が高すぎるように思われる。

・国家補償の問題が出されていないことが気になる。

・よく考えさせる問題であり工夫されているが、少し難解すぎるかもしれない。

・ここ数年の出題傾向を踏まえたもので、法科大学院教育を踏まえた適切な出題内容といえるが、やや盛りだくさんの印象もあり、実際に答案を作成するとなると、設問３については時間不足になる可能性があると思われる。

・論ずべきことがやや多いようにも思われる。

・設問事例が適切である。

・出題の内容･形式･難易度とも、おおむね適切である。ただ、設問3では、訴訟方法の例を一つ挙げてそれについて検討せよという形の質問がされており、これは、「一つ挙げる」ものとして何を選ぶかの選択は採点に影響しないという趣旨のようにもみえるが、果たしてそうなのか、解答者を悩ませた可能性もある。

・良問であるが、2時間で解く問題としては問題量が多く、多くの受験生は、設問3などで時間が足りなかったのではないかと思われる。

・やや特殊な個別法領域からの出題という点で一般的な受験生の勉学範囲を超えた面がないではないが、設問の趣旨や論点に関しては概ね適切と評価できる。

・行政法の中核を占める行政行為の中心論点を扱う良問である。

・許可がなされているにもかかわらず、拒否処分をすることができるかを問う設問１は変則的な印象を受けるが、全体的には適切である。

・設問1.2の2問が問題本文とは異なる仮定を前提としており、かつ、設問2は仮定が事実関係のどこまで及ぶのかわかりにくい。問題のレベルは妥当。

・基礎的知識があればある程度の解答が可能であろう。ただ、設問1で認可拒否処分が違法であるとする立場をとると、設問２と３では、解答の前提が認可拒否処分が適法であることであるので、解答者には違和感があるかもしれない。

・きちんとした理解をしていないと回答を誤るものであり、良問であったと思う。

・条文と事実関係を丁寧に分析することが求められる良問と思われる。他方、丁寧な検討が求められるわりには問題数が多く、制限時間内に解答を仕上げることが難しいと思われる。

・問題自体は、基本的な知識と能力を問うものであり、良問だといえる。ただし、出題の意図を理解せずに自己流で（あるいは“予備校流”で）解答する受験者も少なくないと考えられるので、解答にあたっての形式的な指示をもう少し詳しく出すべきだと思われる。

　　　c.どちらともいえない

・付款と行政指導の区別と解釈を聴く問題であるが、実務的で受験生には困難な問題であったのではないかと思われる。素直な問題であり、選択肢が示された中から、適切な手段を考えさせ、選択させていくという、実務的な検討作業の能力を測ろうとしている。

・良問ではあるが、複雑な条文解釈が求められており、時間内に十分な回答をすることが難しいと感じる。

・例年のことではあるが、やや問題量が多すぎるのではないか。

・与えられた資料の範囲内ではよいが、事後的救済の場合の仕組みも考えた場合に、この設問でよいのか検討の余地があると思われる。

　　　d.どちらかといえば適切でない

・良く練られた問題ではあるが、事実関係や論点の設定があまりに複雑・高度すぎる。

・「素材は悪くないが、弁護士Fの立場に立って」という制約がどこまでのものか定かでなく、回答者は戸惑うであろう。どのように採点をするのであろうか。

　　　e.適切でない

・以下、２つの理由で適切でないと考える。第1に、個別行政法令の実体的解釈を問うという部分では適切であるものの、採石法をそのまま素材とした場合、授業等で扱ったか否かによって、問題の解き易さに差が出ることが考えられる。完全に架空の条文を素材とする等の工夫する必要がある。第２に、行政事件訴訟法の訴訟要件を問う小問が最後についているが、これは不要であると考える。せっかく、個別行政法の実体的解釈を問う良問が出されているのに、訴訟要件まで論じさせると、実体的解釈につきじっくりと頭を使って考えるという姿勢が軽んじられるおそれがある。法科大学院の学生を見ていると、訴訟類型選択・処分性・第三者の原告適格等の解釈論を学習することだけが重要という誤った学習姿勢に依拠する者が少なからずおり、このような傾向は、過去の司法試験問題が助長していると言わざるを得ない。

　　　＊複数回答

・丁寧に作問されて、受験生に考えさせる工夫がある。(a)個別実定法の規定をふまえて行政法の基本的論点を考察する能力を試す問題となっている。(b)

(2)民事系

**(ｱ)民法**

a. 適切である

・論点が基本的であり事案の構成の仕方も問題ない。

・2006 年以来の民法の論述問題の中で、事案が一番簡素であったと思う。2 時間の試験時間で、３つの設問を考えると、この程度の事案で十分である。これ以上複雑にすべきではない。様々の知識を集合しなければ解けないという問題であることに全く変更はない。そして、問題の質も、今までと継続性がある。すなわち、条文と判例の知識は前提とするが、それをそのまま使えば解答が導き出せるものではなく、またよく知っている事案の中で、獲得しているはずの知識を試すものでもない。そうではなく、①判例の射程を問う（設問３：土地所有権の物権的請求権の相手方についての建物登記名義人説を述べた判例の射程。建物の実質所有権者を相手方にして不可なのか）、あるいは、既存の判例と関連があるがそれを使ってよいかどうかがそれほど自明でないことを尋ねる（設問2：和解の確定効と胎児の損害賠償に関する権利能力に関する判例）、さらに、よく知っているはずの条文の知識が鍵となるが教科書等でよく扱われる事案以外でその知識を使えるかどうかを試している（設問1：賃貸人の瑕疵担保責任）。事案のある事実が、原告の請求との関係で、法律上意議があるか否かを問うという形式（設問3）は、これまでによく出されているので、継続性があるし、実務と理論を学ばせる法科大学院教育の成果を試す意味でも、適切である。今年の事案と設問で、十分に受験者を選抜出来るのであれば、今後も難易度として、この程度を超えないようにすべきものと考える。結論として、今年の民法の論文問題は、今までの（新）司法試験の民法問題の中で、最も適切であったと評価する。

・ここ数年間は、安定して民法らしいいい問題が出題されている。特に、〔設問１～３〕において、異なった領域からの幅広い内容の出題となっており、今後もこの傾向が続くことを期待したい。

・基本的な知識を踏まえて事例分析を行い論述するという内容の出題であるから。

・法知識を問う問題と法的思考を試す問題のバランスが良い。

・民法全般から出題されている。

・基本論点に関わる出題内容で、かつ受験生の法科大学院での学習成果、理解度が適切に評価しうるものとなっており、分量も適切と判断した。

・基本判例を正確に理解しているかを適切な誘導を付しながら問う問題と自分自身で法律構成を考案する能力を問う問題とがバランスよく配置されている。

・内容的に適切である。

・論文式については、受験生が迷わないように親切に誘導している。但し、こういう設問形式になれると、過保護で自分で問題を分析できなくなる危険もある。内容は、その場で考えさせる知識だけではない現場的問題発見能力また思考能力を見るよい問題である。但し、設問3の趣旨は不明である。

・「事実」をしっかり読み込んでいくことが要求され、考えぬく力がためされており、よく練られた出題である。

・基礎的知識をもとに法的思考力を問うことができる設問である。

・合計３７問が、総則から相続の分野までまんべんなく出題され、分野的には適切と思われる。また、５つの選択股を掲げ、誤っているもの又は正しいものの組み合わせ（２つ）のうち、正しいものを選択させる形式が大半である。主にこうした形式であることに加え、今回の個別の選択股の内容を考えると、条文や主要判例の精読、日頃の授業での履修により回答は十分に可能であり、全体として、出題は適切であると思われる。

・基礎知識をもとに思考力を問う問題であり、適切と考える。

・本研究科が提供する授業の予復習が尽くされていれば、十分対応可能である。

・出題分野に偏りがなく、かつ法的思考力を適切に確認できる出題であるため。

・基本的な知識、基礎的な理解に基づき、民法的な考え方ができるかが試される良問であったと思う。

・基本ができているかをテストしている良問。

・設問のバランスがとれていると考えました。論点も適切と考えました。

・基本的な知識と考え方を問うものであって適切なものといえる。

・民法の全分野・範囲からの出題である。基礎的理解だけでなく応用力をみる問題（複数回答の可能性）を含み、「考える」ことを意識した問題である。

・授業で通常扱うべき事項を前提とする問題であるから。

・いずれも、基本的な範囲からの出題でありながら、法科大学院で修得した基本的知識をもとにして自分で考えることを求めるものになっており、法科大学院修了生の学修成果を測る上で適切である。

　　　b.どちらかといえば適切である

・基本的な条文知識を問うものであったから。

・分量も室も例年とあまり変わっていない。

・今年度は問題の分量が減り、一見するとかつての旧司法試験の問題のようにもみえるが、内容は、論点主義ではなく、受験者が自ら考えることを求めており、また、解決も複数あり、良問であると思う（とくに設問１および設問２）

・基礎力を問うもので、おおむね良。

・実体法を立体的に使いこなす力があるかどうかを試す出題になっており、実務家登用試験としてふさわしい内容だが、２時間という解答時間の制約を考えると問題の全体的分量については再考の余地があると思われる。

・出題範囲が民法全体にわたり一定のバランスがとれているが若干要件事実論的な問いが多いように見受けられる。

・設問１、２、３、いずれも基本的であり、かつ考察力を試す問題でもあり、学生レベルで充分に解答しうる内容であって、適切である。

・論点が各分野からバランスよく出題されている。ただし、例年と比べて出題事例相互のつながりを欠いている点が少し気になった。

・知識の確認は短答に委ね、設問を減らしてでも応用力を試すべき。

・分野に目配りが行き届いている。

・民法の根幹を成す基本的な制度に関する理解を問うものとして非常に適切であるが、設問1に関してはやや細かな条文の知識を必要とし、設問3に関しては説例が現実的でない。

・解答すべきポイントが捉えやすく、実力の差が現れやすい問題だと思います。

・全体として良問であるが、第1問設問2(3)は、(2)の考え方によっては答えにくかったのではないかとも思われた。

　　　c.どちらともいえない

・教員により評価が分かれているため。

・各設問はいずれも知識の有無で解決できるものではなく、当該分野に関する基本的な知識を前提に、あるいは参考となる判例を示したうえで、事案分析力、論理的かつ実践的な思考力・判断力、事案に則した法解釈・適応能力を試す問題であり、適切であるが、全体的にみれば分量も多いし、難易度が高い。

・前年度に比べると読まねばならない問題量が減少している点は受験生の負担を軽減したといえるが、自分自身で事実関係を分析し法律構成を組み立てることが求められており、しかも複数の論理展開が考えられる出題となっている点では、問題の難易度で受験生の負担が軽減された出題ではないといえる。確かに、基礎的な知識を踏まえた上で応用力をみようとする出題の意図は感じられるが、試験場で受験生が自らの頭で考えてその場で判断を下し解答することが強く求められる出題となっている。しかし、限られた試験時間の中において、しかも緊張状態にある受験生に解かせる以上、試験場での判断の運が左右するような出題に傾きすぎるのは避けるべきではなかろうか。

　基本書をしっかり読んで学習しても、思考力が足りないと、しかも試験場での現場思考がうまくいかないと、合格できない試験だということになると、２年ないし３年で基礎力を養成しても受験生が合格できる保証はないことになる。それまで受験生が考えたことのないような問題を出題するのでなく、基本書で学んだ知識がきちんと把握し理解できているかを確認する問題を出題すべきといえよう。そうすれば、基礎知識はないが、たまたま試験場で書いた論述が出題者や採点者の意図に沿ったことが功を奏して合格してしまうというようなことはなくなり、司法修習で合格者に基礎知識がないとの批判は少なくなるであろう。

〔設問１〕では、瑕疵担保責任を売買契約でなく民法５５９条により賃貸借契約に用いる出題となっているが、瑕疵担保責任を出題するなら賃貸借契約の事例でなく売買契約の事例で出題すべきである。受験生は売買契約の説例で瑕疵担保責任を学ぶのが通常であり、賃貸借契約における瑕疵担保責任の問題は、それまで受験生があまり考えたことのないような問題であろう。また、「瑕疵」については、当該目的物の客観的な品質・性能基準で判断する客観説でなく、契約当事者がどのような品質・性能を予定しているかという当事者の合意を重視して判断する主観説をとることが、問題の前提となっている。判例が主観説を採っていることを知っていれば、有利であるが、知らないと受験生は苦戦したのではないかと推察される。

〔設問２〕では、損害賠償請求権を相続した配偶者及び胎児に関する和解の効力が、その後胎児が死産となり相続人が配偶者と兄弟になった場合にどうなるかという点に関し、和解の趣旨、和解契約の合理的意思解釈による解決を求められている。複数の論理展開が考えられる出題で、試験場での現場思考がうまくいかないと、一貫性のある論理展開ができない問題といえよう。

〔設問３〕では、建物収去土地明渡請求において、下線を付した事実が法律上の意義を有する事実かを見分ける問題であるが、６個の下線に惑わされて、民法１７７条の「第三者」にあたるかという議論に試験場での現場思考で気づかないと、受験生は苦戦したのではないかと推察される。

　　　d.どちらかといえば適切でない

・思考力を問う問題ではあるが、時間的制約と問題量を考慮すると試験技術に長けた者に有利な試験問題となったことは否定できない。

・とりわけ問題２（３）は、解答の方向性が明確ではないため、時間内に解答を作成するのは困難である。

　　　e.適切でない

・設問1は時間内の解答が困難である。

・演習問題としてじっくり検討するには良い問題だが、教場試験の問題としては不適切極まりない。試験時間に比して、問題文の分量、設問・論点が多すぎる。短時間にあまりに多くのことを処理しなければならず、事務処理能力のみをためすものとなっている。考える力を試すというが、考えている時間はほとんどない。出題委員は同じ時間で自分で解答してみるべき。採点基準・合否基準も公開されておらず（おそらく作成されてさえいない？）、プロセスとしての法曹教育の一環たる試験としても不適切。

　　　＊複数回答

・通常、授業で扱われる範囲からの出題であったから。(a)小問3問の出題が、それぞれ、賃貸借不動産の瑕疵担保責任、和解契約と錯誤、物権的請求権の行使と登記、など様々な領域から、条文の趣旨と判例の基本的な知識をもとに、多様な論点への判断を求めている問題であった。基本的な知識とその応用力を問う問題であった。また、法的に重要な事実を抽出し、適確に法的に評価できる力が必要となる問題であった。

**(ｲ)商法**

a. 適切である

・典型的かつ重要な会社法上の論点を問うており、また、該当の論点をめぐる一方または双方の当事者の立場から考えられる主張の当否を問う形式となっていることから、受験生の実力が正確に反映される内容となっている。ただし、解答すべき内容がやや多かったのではないかと思われる。

・文章でなく登記簿謄本を添付しているのは良い。

・同族的閉鎖会社を舞台とする詳細でやや複雑な事実関係の中から、会社法上の論点を発見した上で、それぞれの論点について検討することが求められており、問題発見能力と当該問題について深く考える解決能力の双方が適切に問われている。

・中小企業の実態を反映した出題で適切である。

・基本的論点を含めて会社法の基本を問う問題になっている。

・会社法の基本的事項に係る重要条文の正確な解釈および業務執行機関の有する権限と責任に対する横断的な理解ならびにそれに関連する判例・学説の正しい立場を理解しているかどうかを問う問題が出題されたため。

昨年度の商法出題問題と同様に、平成26年度の司法試験論文式試験問題民事系科目第２問も、会社法の基本的な理解（業務執行機関の権限と責任追及の横断的な理解）および事例分析・検討を踏まえた推論能力と論理展開能力を問う問題である。

受験生が事例から摘示した問題を解決する論理展開のプロセスにおいて、根拠条文を的確に理解しているかどうか、事例で問われている法制度の存在意義やその機能を横断的に把握しているかどうか、摘示問題に関する判例や学説の立場を批判的に理解しているかどうかなどの学習効果をチェックするための適切な出題であったように思われる。

・基本的な争点を事例問題に即して解答を導こうとする内容であり、単なる論点を知っているだけでは不十分で、設問をきちんと読んで事実関係を踏まえて解答を適切に導くことができるような良問である。法科大学院での教育効果が問われるような問題となっている。もっとも昨年度より検討すべき論点が多くなっており論点中心主義と学生が誤解を抱かないか、時間内で解答できる分量であったかという問題はあると考えられる。

・実務でありそうな事案を取り扱っている。

・出題内容はいずれも基本的な問題であり、法科大学院における学習の理解度を問うのに適切だと考えられる。出題形式も特に問題はない。

・基本的な知識を前提にした事例分析が中心であり、問われていることも基本的な問題であるから。

・会社法の基本的な条文および最高裁判例の理解を前提に、思考力を問う問題になっているから。

・問題文は短い割に情報量が多い。事実を拾う訓練になる。

・基礎的知識を踏まえつつ、論理的思考力が求められる良問である。

・非常によく練られた良問であると感じた。やや論点が多いので、時間内にすべての論点について的確な解答をするのは難しかったかもしれないが、法曹としての実務能力を図る上では有効であろう。

・事実関係が現実的に設定されており、試験の場において事案処理の道筋を考えさせることに繋がっている。

・オーソドックスな論点について、論理的に一貫して結論までもってゆく能力を測るのに適している。

・例年、極端な難問がなくなりよいことと思います。

・オーソドックスな問題であるから。

　　　b.どちらかといえば適切である

・この2～3年、同じような種類の問題が出ている。出題の幅を広げたほうがよいのではないか。たとえば、2013年は非公開会社の新株発行（設問3）、2012年は、取締役の選任（設問１）、貸付け（設問2）、株主総会決議（設問3）、2011年は取締役の任務懈怠責任（設問③）などである。

・ボリュームがやや多い。

・基本知識を問うものであり、適切である。

・基本的な知識を問う問題で、難易度もどちらかというと易しく、基本的な会社法の知識を有している学生が適切に対応できる問題となっている。

・判例を知っていれば、あとは文章力の問題（それも重要なことは言うまでもないが）に過ぎないのではなかろうか。問題自体を考察する（考える）能力を視ることも必要といえようか。

・やや論点の数が多すぎるのではないかという疑問があるが、問われている論点は基礎的なものが中心であり、問い方も無理のないものとなっており、２０１２ 年度までの出題と比べて改善が見られる。

・問うている内容はおおむね適切と思われるが、事実関係6の記載が、事実関係7に比して、内容に乏しく、事実の把握につき受験者に混乱を招いていないか危惧が残る。

・基本的な論点であるが、やや難しい。

・よくありそうな事例である。

・事実関係が不必要に込み入っている。

・難易度は適切であると思われるが、分量が若干多いのではないか。

・株式発行の効力、取締役の権限、責任を問うオーソドックスな出題であり、内容としては適切であるものの、所定の試験時間内において条文の適切処理をすべき料が多く設定されているように感じる。時間配分からみれば、従来の典型的な論点ではない法的問題について、試験場において法的思考を展開させて紛争の解決を図る能力を試すという点が十分に反映されていないように思われる。

・基本的な知識に基づき処理できる問題である。履歴事項全部証明書の具体例を提示した点も、実務に根ざした教育という面から評価できる。

・個々の設問は、考えさせる内容となっており良問であるが、全体として論点が多すぎるため、思考力より処理能力が問われる結果になっているように思われる。

・適度に複雑である。

・基本的事項の応用問題であるが、論点がやや多い。

・問題としては比較的基本的な事項を組み合わせているため。

・基礎的な問題点を事案のなかで考えさせようとしている。ただ、論ずべき点が多く解答時間が不足することも懸念される。

・分量や論点の配分が、受験者の到達目標等に適合しているため。

　　　c.どちらともいえない

・設問３の趣旨が仮に「事実上の取締役」に関する理論を問うものであれば、その成立要件について支配的な見解があるとは思われないことから、他の設問の難易度と相まって、試験時間内で受験生が解答するのは困難である。

・問われている論点自体は基本的なものがほとんどであるが、設例の事実関係が把握しにくいこと、設問が多い上に、論じるべきことが多く、何を答えれば良いか分かっていても、時間内に整理して論じることは困難である受験者も多かったのではないかと思われる。効率的な答案作成の能力が高い受験生を評価するような問題は適切とは言えないのではないか。

・事実関係が錯綜しており、論点が多くなりすぎている。

・問題文の事実の時系列がわかりにくい。

・個々の小問の内容については、ほぼ基本的な条文の知識と基本判例を理解できていれば解くことができる。ただし、明らかに問題量が多く、すべての論点について解答しようとすれば、読解力、記述力ともにスピードが必要。このようなスピードが、良質な法曹として必要な素養と言えるのか、やや疑問。また、課題文の事実が曖昧な点が学生を不必要に戸惑わせるのではないか（Ｅについて、取締役としての選任決議はあるのか）

・若干分量が多い印象。基本論点について掘り下げた考察を求める出題が望まれる。

　例年に比べて難化したように思う。このような傾向が良いのか試験結果を十分に精査する必要がある。

　　　d.どちらかといえば適切でない

　　　e.適切でない

・今年の試験問題は悪問である。

１．事例を読みこなすのに1時間はかかる。問題点の摘出と論文構成ま　で入れると、合計1時間15分はかかる。そうすると実際に論文を書　いている時間はわずか45分しかない。これで6枚ほど書くのさえ一　苦労である。事例の用語の使い方が世間的で適切でない。｢就労｣､｢年　商｣､｢後継者｣､｢運転資金｣､｢収益(意味が厳密でない)｣等。

２．｢株式発行不存在理由｣を問うという、文献があまりなく、結論が固　まっていず、判例についても会社法施行下でまともに正面から扱った　最高裁判例がないのを出すのは不適切である。

３．事実上の経営者であるEが（代表）取締役になっているのか、問題　文を何度読んでも分からなかった。これが、設問２も設問３に影響し　てくるから、厄介である。Eの地位次第で設問への回答が違ってくる。　設問２では、表見代表か、代表権濫用か、利益相反も問題になりうる?　など影響する。設問３では、Eが取締役でないとすると、株主代表訴　訟が問えなくなる。土地所有権移転登記もいえなくなる。また、DはE　次第で退任後も取締役としての権利義務を有することになるが、その　期間は何時から何時までなのか、それ次第でDの責任の範囲が違って　くる。

４．E次第で設問２と３のそれぞれの書き方を全体を通して論理一貫さ　せる必要があるが、そんな回答が書ける受験生が何人いるか疑問であ　る。今年の問題は過去8年と比べ、非常に書きにくく、受験生に問う　には不適切である。何を基準に採点するのか、センスだけを問う問題　であるのか、実務家が出題した問題であると思うが、学者委員の目が　きちんと行き届いていないように思える。

**(ｳ)民事訴訟法**

a. 適切である

・判例の規範を具体的に当てはめさせる良問であった。

・出題文の中で回答に必要な条件付けが詳細になされ、それを前提に回答するというスタイルが確立しており、基本的知識の正確な理解と応用力、さらには実務的センスまで問うことができる問題であると思量する。本学の教育内容ともマッチしており、意を強くしている。

・法科大学院における標準的な学修内容をふまえており、かつ学力の定着を適切に識別できると思われる。

・いずれもポピュラーな問題であり、真剣に勉強していれば回答可能なものである。

・設問の組み立て

・論理を問うものであり法曹資格チェックに最適である。今後もこの傾向を維持してもらいたい。

・判例百選にある基本判例を素材に考えさせる問題になっており（１、２問）、3問目も教科書に必ず書かれていることで、考えさせる問題にしてあり、良問と考えます。

・判例や一般的な理論を踏まえた立論を求めるものであり、法的思考力を問うものとして適切である。

・与えられた情報の中から論理的な思考を求める問題であったと思います。

・既判力の意義を根本的に考えさせる良問である。

・基本的事項の理解を前提に、問題文の誘導から事例に即して考える力が問われている。

・受験生であれば知っていなければならない基本的な判例の射程を問うことに重点を置き、設問の事例でなぜ異なる結論が導かれるのかを考えさせる出題である。

・実務における終結事由の三分の一を占める和解についての出題はテーマとして適切であるとともに、問題の難易度においても適切であったと考える。

・学生の学習状況を正しく把握している。

・基本的な論点を和解というやや特殊な場面に応用させるという点で、理解力・応用力を発揮させることができるから。

・受験生に考えさせるように工夫されている。

・理論的には争いが残る基本的事項につき、個々の論理力をしっかり問う問題である。

・基本事項の理解を前提に、応用力を問うている。

・訴訟上の和解は意外であったが、実務に連動する重要な領域であり、受験生に目を向けさせることに意義が認められる。論点も奇問難問ではなく、適度な難易度だった。

　　　b.どちらかといえば適切である

・昨年に引続き、基本的な判例について結論の丸暗記ではなく事案との関連で理解することを求めている点、制度趣旨を踏まえて論理的思考力を問う点について適切と考える。他方、判例の事実関係について、詳細を把握する必要があるように思える。

・素材としては訴訟上の和解は適切。ただ、問3で、117条をヒントとするのはやや問題。

・訴訟代理（会社代表）（設問１）、和解における委任の範囲（設問２）などの実務上起こりうる問題、理論構成を考えさせる問題（設問３）が出されている点は評価。設問３の誘導がやや不適切。①既判力を縮小させるというのは期待可能性論、②本件和解は本件後遺障害に基づく損害賠償請求権を対象として締結したものではないというのは「訴訟物が別」（時的限界説）を示唆するものと思われるが、わかりにくい。また、②については問答で除外された「新損害」（基準時後の新事由）構成との区別が理解しづらいし、清算条項である和解条項５項は「本件につき」との限定がないのでよく勉強している受験生ほど「訴訟物は別」という構成はとれないと考えるのではないか（問題文は、この条項のため「一部請求後の残部請求の応用」はダメだとしている）。あるいは、②は和解は当事者の意思に基礎をおくものであるから既判力の範囲も当事者が紛争解決の範囲に限定されるという構成を示唆するものかもしれないが、そうであっても、やはり和解条項５項から一部請求論を排除していることとの差異がわかりにくい。判例の一部請求論を攻撃して別の構成を考えさせるほうがよかったのではないか。

・典型論点をそのまま答えることでは足りず、それなりの応用力も試される問題であり、おおむね適切である。ただし、設問2は手続法の本質に関するものとはいえず、民事訴訟法の能力をみる問題としては、やや適切性を欠く。

・①　大きく見て和解の分野の問題としたこと、②　設問１の昭和４５年判例との対比で、和解の効力を維持する方向での理由付けを求める問題、設問２の代理権限の範囲の問題、設問３の和解成立後に顕在化した後遺障害について、和解の効力が及ばないとする方向での立論を求める問題、のいずれも実務的にも理論的にも重要な論点について、判例を問題の中で示しつつ、それに必ずしもとらわれない立論を求めるものであること、の２点において適切な問題であると考える。　しかし、設問３については、立論の誘導が、１１７条を参考にするという特定の見解を求めることに固執しすぎている、あるいは、受験生に、従来の判例や実務が採用してきた救済方法に沿った立論を書くのでは出題の趣旨に添わないとの印象を与えるのではないかと感じられることに難点がある。

・法科大学院の授業の水準である。

・本研究科の授業の予習・復習が尽くされていれば対応可能であるから。

・基本的な知識を問う問題である。

・やや細かい所をきいていると思います。

・判例も示されており書けると思います。但し、設問3についてはもう少し広い射程で記述させるのもよいのではないかと感じます。

・今年度の問題は、〔設問１〕・〔設問２〕に見られるように、判例百選に収録されているような基本的な判例を素材として問題文に示しつつ、その趣旨を踏まえた検討が求められている。その際には、引用されている判決文のみならず、その判例が、どのような事案の下で示されたのかについても意を払い、問題文の事案にも該当するのか否かを判断する必要がある。その意味では、普段の学習において判例の結論や判旨のみを無批判に覚えるような学習態度は戒められるべきであり、事案の概要や反対説にまで注意して読むことが求められていることを、今年度も再認識させるものである。

・設問内容が多岐にわたり、民事訴訟法を隅々まで勉強しているかを問う問題として適切な出題と思われるが、論点が多岐にわたり、試験時間との関係で解答の負担が過重になることが懸念される。

・例年より、難易度は低くなっているように思います。もう少しだけ、高くてもいいのではないでしょうか。

　　　c.どちらともいえない

・その場で考えさせる問題ではあったが、分野として適切かどうか疑問がある。また、問題の趣旨も読みとりにくさがあったように思う。

・2年連続して、判決効（既判力の縮小）に関する類似した問題が出題されている。これまでまだ出題されていない分野がかなりあり、もう少しバランスよく出題すべきである。

・訴訟上の和解には多様な論点があるが、やや実務的な志向が強いような印象を受ける。

・問題を初見して率直に感じたのは、訴訟上の和解を事例に据えて一貫して問う形の巧みさであった。問われている中味は、訴訟上の和解に固有の論点に限られているわけではなく、この問題は、和解という事例を借用した形式を採って、うまく組み合わせた形で個別の論点を訊くという意味では成功しているだろう。ただ、法科大学院における民訴法学習の力点の置き方、たとえば、授業で比較的に重要視し、相応の時間を割き、具体的検討・考察を尽くした部分に該当するかとの点に鑑みたとき、他に授業の場での詳細な検討が必須の重要な判例等が相当数存在するのが実情であり、果たして諸手を挙げて受容できる出題といえるだろうかとの懸念は払拭できないようにも思われる。

個別の問いに目を移すと、まず設問1 は、被告たる会社（Ｂ社）の代表取締役として登記されている者（Ｃ）を代表者と表記して訴えを提起（その訴状は、Ｂ本店所在地の住所宛てに送達され、Ｂの従業員が受領）し、この訴えで訴訟上の和解が成立したところ、後日、Ｂ社の真の代表取締役（Ｄ）から、実は、既にＣは解任されており（ただし、その旨の登記が経由されたのは和解成立後だった）、したがって、Ｃを代表者として成立した訴訟上の和解は、Ｂに対して効力を有しないと主張されたとの事情のもと、かかるＤの主張を退け、和解の効力を維持する方向での立論を求めるもの。その際、表見法理の適用を消極に解した判決（最判昭45.12.15／百選18）が示され、そこで述べられた消極説の根拠・理由などが、説得力をもつのかとの考察を踏まえて、訴訟上の和解に表見法理を適用することの可否に絞って回答すること、加えて、訴訟行為としての和解の効力が否定されるとして、私法上何の効果も生じないのかという点についての考察も含めて回答することが指示されている。したがって、何が問われているか、回答すべき内容に過誤が生じることはないだろう。訴訟上の和解への表見法理の適用を認め、本件和解の効力がＢに及ぶという結論を導く。ただ、ヒントとして、2 つの具体的な指示があるから、これを意識することなく、単に訴訟行為への表見法理の適否についての、一般的（教科書的）な優劣の議論を示しただけでは、十分な回答にはなり得ないだろう。1 つのポイントとしては、確かに、Ｂには真実の代表者によって訴訟を追行する権利が確保されるべきとはいえるが、ここではＢの本店所在地宛てに送達されている以上、Ｄとしても提訴を知り得たわけだから、にもかかわらずＣを放置していた点で、黙示に追認していたといっても過言でない状況を作出していたとの評価が可能であるとの観点が指摘できよう（なお、これに関し、昭45 年判決は、会社の本店宛てに送達されたが、不能になったため、代表取締役とされた者の個人の住所宛てに送達された事案であった）。

設問2 は、和解期日に被告たるＡは欠席したが、その訴訟代理人（Ａからの訴訟委任に際し、55 条2 項2 号の特別授権あり）は出席し、裁判上の和解が成立。その和解条項の1 つに謝罪文言があったところ、Ａが、かかる和解条項は、代理人がＡに無断でしたものなので、無権代理として無効であり、和解全体が無効となると主張。問われているのは、この主張に対し、裁判上の和解の効力をＡが争うことはできないとの立論。その際、貸金返還請求の訴えの被告が同席していない場で、被告側訴訟代理人が、貸金債務の弁済期を延期して分割払いとする代わりに、被告所有の不動産を担保として抵当権を設定するとの和解を成立させた例で、授権された和解の代理権限の範囲に抵当権設定契約をすることも包含されていたと判示した判例（最判昭38.2.21／百選19）を踏まえることが指示されている。したがって、回答としては、この判例法理を援用することになるが、1 つのポイントとして、330 万円の損害賠償請求の訴えであったが、和解で謝罪文言が容れられ、その結果、損害賠償の金額については150 万円とすることで合意ができたといった様子が窺われ、その意味では、謝罪に係る和解条項は、互譲により事件を解決するために必要かつ有用なものとして、Ａから特別授権された和解の代理権限のうちに、かかる条項を定める権限も包含されていたと評価し得ることが指摘できよう。

設問3 は、被告側が負担する損害賠償の金額は150 万円であり、その他に何らの債権債務も存在しないことを確認するとの内容の和解が成立し、これが履行された後、被害者（Ｘ）に後遺障害が発生したとの事情のもと、和解に既判力が生じるとの前提に立ちつつ、この後遺障害に基づく損害賠償請求権の主張は、既判力により遮断されることはないとの反論を考えさせるもの。要は、後遺障害に基づく損害賠償の再訴を許容する論拠を説く趣旨だが、その際、既判力の時的限界の考え方や一部請求後の残部請求の考え方は、採り得ないことが明示。そして、議論の方向としては、後遺障害に基づく損害賠償請求権を遮断しない限度まで既判力を縮小するとか、和解は後遺障害に基づく損害賠償請求権を対象としたものではなかったから、この請求権を不存在とする既判力は生じないといった法理を示唆。さらに、具体的なヒントとして、人身損害の賠償を念頭に置いて制定された117 条の趣旨を参考にするとの条件が設定されている。後遺症に基づく損害賠償の後訴は、一定額の損害賠償を認容した前訴の既判力によって遮断されないとの結論を導く論拠には、幾つかの議論があるところであるが、ここでは、そのうち、前訴で主張することに期待可能性がなかった場合には、既判力で遮断されることはないとか、前訴の訴訟物とは別個独立の訴訟物であるから、既判力によって妨げられないといった議論を示すことになろう。そして、かような論調を正当化するため、定期金賠償と一時金賠償の違いはあるが、被害者の救済や損害賠償の公平な負担から、既判力の範囲につき事後的な修正の可能性を認めた117 条の趣旨を指摘することになろう。

以上、概観したところ、問いの形式というか、どういった思考を問うているかに着目すると、前年度の出題方式と同様とみて差し支えないだろう。すなわち、設問1 は、判例の理解を踏まえ、その法理とは逆の結論を導く検討をさせるもの。ただし、その際、判例の事案とは異なる事実が設定されていて、その評価が回答に反映されることが1 つのポイントになっている。設問2 は、判例法理どおりの立論をさせるもの。ただし、ここでも具体的な事実の評価と回答とを結びつける作業が求められる。設問3 は、判例法理が示されてはいる問題（最判昭42.7.18／百選82）だが、批判的見解も含め、他にも複数の説が対峙している状況にあって、一定の考え方に従った議論を展開させるもの。いずれにあっても、素材となっている判例は、百選に掲載されたものであり、その意味では重要判例の理解を前提に、複眼的な思考方法を問うものといえる。訴訟上の和解という事例を用いてはいるが、和解に固有の論点は設問2 のみであり、他の設問は、和解という事情を借用しているに過ぎない。たとえば、設問3 は、訴訟上の和解に既判力が生じるとの理解を前提としていて、既判力の肯否の一般論に触れる必要はないとされていることから、和解に固有の論点を離れ、既判力の範囲の問題として考察することが求められている。ただ、既判力の範囲の問題である（問題文中に多くのヒントや誘導もある）にしても、後遺症の損害賠償に関して、多数の議論を比較検討するといった作業を民訴法の授業内容に相当程度組み込んだカリキュラムとして実現することは可能なのか、自問自答し検証したい感はある。あるいは、授業を契機に発展的な学習内容として捉えられるのかもしれないが、かなりの学習の進捗・進展が見込まれねばならないとはいえないか。そうすると、虚心坦懐にこの問題をみたとき、訴訟上の和解という、授業の内容・構成としては、おそらくマイナーな領域に固有の論点を問うたり、既判力の範囲というメジャーな領域に含まれる論点ではあっても、相当の学習の積み重ねを要する議論（もちろん、このような学習の成果こそが、法科大学院教育の真価であるという面を否定するものではないが）を検討させることに、法曹となり得る基本的な資格を有しているかを判定すれば足りると考えるべき司法試験の趣旨に照らし、かなり高いハードルを課すことを強いるものとはならないかといった懸念が払拭できない。

　　　d.どちらかといえば適切でない

・問われている論点は、法科大学院の授業および教科書による自習で十分に対応できるものと考える。しかし、事例の本文ではなく、その後の設問にある会話から解答を導かせようとしているが、まずは解答ありきという印象を受ける出題形式が適切であるのか、疑問に感ずる。

　設問１に関して、最判昭和45.12.15のようにＣ個人に送達されたのではなく、Ｂ社の本店所在地に訴状および口頭弁論期日の呼出状が送達されている点は、設問では何ら言及されていない。特に、Ｌ１「訴訟上の和解に表見法理を適用することの可否に限定する」とその後のＬ１「我々の側として用意できる法律論」が同じなのか、それ以外の法律構成を求めているのか、不明確に思える。

　設問２に関し、相手方弁護士が当事者本人の意思確認をしないで締結した和解の効力を争わせないという法律構成を受験生に求めることが、はたして、法曹の資質を問う司法試験の問題としてふさわしいのか、違和感を感ずる。

　設問３は、Ｌ１とＰの会話で言及されている民訴117条を参考にする説を前提に論じさせることは、たしかに、定められた法律構成を元に答案を作成することにそれなりの意味があると言えよう。さらに、例えば、民訴117条を参考にする説と一部請求を相互に比較して解答した場合に、どのように評価されるのかに関し、試験の総括として示すことが望ましいと考える。

・民訴の理論上の本筋に関する問題であるとは言えないため。この問題では受験者が本当に民訴を理解しているかどうかがわからない。

・設問3は一部の学説に片寄っている。

・１　訴訟上の和解についての出題というのは、受験生にとって意外な感じが強く、それだけで「面食らう」というほどではないにしても、かなり戸惑いうろたえる向きがあったのではないでしょうか。もっとも、そのようなことも十分考慮した上で敢えてこのような出題がなされたのでしょうし、その意図も分からないわけではありません。

　２　上記のような受験生の戸惑いを配慮されたからでしょうか、各設問ともＰとＬ１との会話中に重要な手がかりが盛り込まれています。

　しかし、ここまで踏み込んだヒントを与えたのでは、何をどのように論ずべきかについて筋道がつけられているようなものではないでしょうか。これでは、それをいかに要領よく答案に表現するかという能力が試されているということになりはしないでしょうか。この点、私は、受験生の力量を見る上で最も大切なことは、自己の法的知識を基礎にしてどのような法的論点を見出し、それについて自分なりの論理を組み立てられるかということではないかと考えていますので、本年の出題はいささか疑問が残ります。ここ数年の出題と比較しますと、一層その感を深くするものです。

３　本事例では、Ｂ社に対する訴えについては、Ｃを代表者と記載した訴状が作成され、その訴状副本等がＢ社の本店所在地の住所に宛てて送達され、同社の従業員が受領した旨の送達報告書が作成されているとされています。そして、本件口頭弁論には現にＣがＢ社の代表者として出頭し答弁をするなどしているということになっています。

　しかし、上記下線部のようなことは実際には考え難い非現実的なことであり、無理がある設定ではないでしょうか。何故なら、登記簿上はＣがＢ社の代表者とされているものの、真実はＣはとっくに解任され、Ｄが新代表者として就任していたというのですから、本件訴状副本等がＢ社の本店宛に送達されたのであれば、訴状に代表者として「Ｃ」と記載されていたとしても、Ｄに報告され、Ｄが本件訴訟の提起を知り、口頭弁論期日にもＤがＢ社の代表者として出頭するか、それともしかるべき弁護士を訴訟代理人として選任し、同代理人が出頭することになるものと考えられます。ところが、本件設例では、Ｂ代表者としてＣが出頭してきたというのです。これによりますと、①Ｃは代表者を解任された後もＢ社にとどまっており、しかも、②本件訴状副本等を受領した同社従業員はこれをＤではなくＣに渡したということになると思われます。代表権を失ったとしても、取締役ではあり続けるということは考えられることですから、①自体を不自然不合理なことと決めつけることはできませんが、②は、Ｂ社の内紛状態がなおおさまっておらず、依然としてＣ派とＤ派に分裂しており、本件訴状副本等を受領した従業員はＣ派の従業員であったため、これをＣに手渡したとでも考えないと説明のつかない事態です。

　本問はあくまで理論的な問題を検討させるのが狙いだからそんなことは関わりないということかもしれませんが、このような非現実的な設定をすることはやはり感心できません。受験生を戸惑わせることになりはしないかとおそれるものです。「そんな戸惑いを感じる受験生などいませんよ。」というのであれば、それはそれで大いに問題ではないかと心配になります。

　ここは多少現実離れしているとの非難を受けることは覚悟しつつ、「Ｂ社宛の訴状副本等の送達は都合により代表者とされているＣの住所に宛ててなされたものである。」とでもした方がまだましであったのではないかと考える次第です。

　　　e.適切でない

(3)刑事系

**(ｱ)刑法**

a. 適切である

・本年度の試験は特に論点が拡散することなく、基礎的事項について論じることを求めており、かつ判例の理解を確認するための誘導も示されている。

・但し、出題文の分量をもう少し削減できないか。

・刑法理論の正確な理解が具体的な事実関係に即して問われおり、単なる論点の丸暗記では対応できない設問であり、適切である。

・質・量ともに法科教育の内容に適合している。

・問題文の長さ、論点の数からして、適切と思われる。ただし、一般に罪責を問うのは甲及び乙にとどめる問題の方が良いであろう。

・問題文が短めで平易である一方で、細部では自分なりに考えて結論を出す必要もあり、受験者の実力を試すのに適切な出題といえる。

・特段の問題はない。

・出題範囲、分量、難易度いずれも、法科大学院での学習到達度を踏まえて解答ができ、適切である。

・法学未修者でも、３年の教育課程をまじめにとりくめば対応できる問題であり、良問であると思われる。

・基本的な理解及び常識的な判断力があれば解答が可能な範囲内で、問題発見の能力や事実評価の能力等が深く問われる内容となっているから。

・実務刑法学の基本的理解を問う出題である。

・本文自体の内容は適切であるが、短答式と合わせて財産犯の比重が小さすぎるのではないか。

・事実の分析が試される良い問題である。

・刑法総論・各論の双方の観点から考察検討を求めており、法科大学院でのしっかりとした学習の度合いを測る良問と思われる。

・問題文の分量的には適当と思われる。

・いわゆる「論点」偏重主義に迎合せず、基本的な事項に関する理解を現実的な事例に即して実現する能力を試していると認められるから。

・出題意図を把握しやすいから。

・標準的で、かつ価値判断を含めてよく考えさせる問題である。

・適度な難易度であり適切である。

・2時間の試験時間に見合った問題の量であり、また思考力を試す問題でもあって、適切であったと思われる。

・基本知識に基づき解答できる問題であり、事実関係を検討する能力を重視しているから。

・不作為に関して大洋な角度から設問しているから。

・自己の頭で考えさせる問題点が含まれている。

・あくまで法科大学院での学習により対応できる内容を基礎としつつ、一部に現場での思考を試す部分も含まれていた。各関与者について争点となる事柄が明確である。

・素朴で実質的な問題であり、現行の司法試験当初の問題に復したようで受験者の実力を測るため有益であると考える。

・質・量ともに妥当と思われるから。

・基本的論点を掘り下げ、事実に即して解答することを求めており、基礎学力及び応用能力を判定するのに適した良問であるから。

　　　b.どちらかといえば適切である

・大多数の受験者が十分学習している筈の事項

・若干難易度が高い感がある。論点自体は主要なもので、問題文の分量も適切なものとは思われるが、様々な結論を取り得る問題となっており、自説を説得的・論理的に論じるのは難しかったように思われる。難易度が高く、時間的に厳しかったのではないかとも思われたため。

・具体的事実を的確に評価した上で、法的検討を求める内容となっているが、論点にやや偏りが見られる。

・基本的なものが多く総じて適切であるが、少々細かすぎる問いもあった。

・刑法上の基本的な論点を問う問題で、その点は適切と言えるが、実力差を判定するためには、より応用能力を試す問題でもよいのではないかと思われる。

・考え方により、解答が様々なされるのではないかという箇所が見られるが、総じて適切であろうと思われる。

・事案としてはやや不自然な印象を受けるところがないではないが、試験問題という制約があることからすれば許容範囲であろう。全体的には、具体的な事実に基づいて考えさせる部分が多く、基本事項の正確な理解とその応用力を見るのに適した問題であると思われる。

・難易度はやや下がった印象だが、基礎的かつ正確な知識と論理的思考力を問うために、適切な問題である。

・良問であるが、論点が多く、時間内で書き切るのは難しい。

・不作為と共犯は多様な理論が交錯しあう題材なので、文脈の異なる重たい論点を加えて受験生に過剰な負担を与えなかったことはよかった。考えさせるために、事実関係の設定が技巧的になるのはやむを得ないが、反面で、仮定的因果の扱い方に定説がない現状では、「回避可能性」がなければ「結果」がないと言い切る見方も無視はできない。甲の翻意も乙の行為も全てが無意味かも知れず、終盤の諸事情を切り捨ててしまうような解答をどう評価するのかが気にかかる。

・問題析出や解決論理の展開に知識の理解を反映させ応用させる余地まで含んでおり、法科大学院における学習の質を問うものとして妥当であるが、その分、所定の時間内に答案を受験生が納得する内容で完成させることはかなり困難であったのではないかと思われる。

・もう少し事実分析をさせる部分があってもよいと思われる。

・問題文はやや長いが、論点に関して理論構成するための材料を提供するのに必要な分量と解される。

・事案が、やや複雑すぎるきらいがある。

・難易度、量共に穏当。

・差をつけるためには必要なのかもしれないが、若干、検討すべき論点が多いような印象を受けた。これだけの問題文の中に、それだけの論点が含まれているという点では、ある意味、大変良くできた問題であるとも思う。

　　　c.どちらともいえない

・時間に比べ、論じることがやや多すぎるように思える。事案の処理という実務家に要求される能力を図る問題としては、理論的関心に重点が置かれ過ぎている面があるように思われる。

・例年どおり、「具体的な事実を摘示しつつ」、甲らの罪責を論じさせるものである。具体的な事案を分析して、問題となる犯罪構成要件の解釈適用ができるかどうかを問うものといえる。全体的に、時系列にしたがって法的争点を書き出した上で、論証の順序を整理し、答案を書くことが必要な問題といえる。法的事実の整理のしかたによって、複数の論証が可能であり、考える力の相違が分かる問題になっている。

　　　d.どちらかといえば適切でない

・事実を詰め込みすぎの感があり、特に乙の関与等、実務ではあまり考えられない事例となっている。

・論点を多くし過ぎており、落ち着いて答案を作成することが困難。

・問題文に殺意の存在が明示されてしまっており、旧司法試験の論点型問題に回帰した印象を受ける。また、客を探す空車のタクシーが歩道上の客を轢くなど、設定に無理のある設問になっている。

・設例が過度に複雑で、論じるべき問題点が多すぎる。また、設例に事実として不自然であったり、現実性の乏しかったりする部分がある。もっと基本的でかつ現実的な問題を深く考えさせる出題をするべきである。刑法学者を養成するのではなく実務法曹となるための基礎力を試す試験であることを出題者は銘記するべきである。

・非常に細かな論点を問う手段形式に傾斜している。

・あり得る事例だが、特異な論点も含まれていた。

　　　e.適切でない

・理論的な関心に強く引きずられ、策に溺れた作問になっており、実務家登用試験としての性格を見失っている。解答時間に対する配慮も足りない。失敗作と思う。法科大学院教育の目指すところとは異なり、いわゆる「論点」について要領のよい、答案を手早くまとめることができる能力を重視しているように思える。もう少し基本的かつ単純な問題が望ましい。

　　　＊複数回答

・以前にも出題された不作為犯の問題がメインテーマでありながら、法益侵害の発生時期を微妙にずらすなどしており、単純に過去問を暗記するだけでは対処できず、事実の分析と条文への当てはめを丁寧にすることを求めている点で、実務家の適性を問うのに適切であると感じられる。(a)先例となるべき裁判例を用いつつ、具体的な事例判断における犯罪の成否を問うものであったから。(b)

**(ｲ)刑事訴訟法**

a. 適切である

・捜査・訴因ともに、基本論点に関するものであり、難易度・分量も適切。具体的事実を踏まえ考察する力を必要とする問題で、適切である。

・単に知識を試す問題ではなく、具体的事実をいかに適切かつ丁寧に摘示できるかといういわば事実認定能力をも重視しており、良問であると考える。

・設問1は基本的知識の応用である。設問2は当事者視点の問題である点が実践的であり、かつ優れている。

・法科大学院で学ぶべき基本的な論点につき、具体的な事例を元に論じさせる問題であり、問題文に示された事実から問題解決に必要な事実を抽出する過程において、論点に対する理解度が示されるものとなっている。

・基本的知識の具体的なあてはめができるかを問うているから。

・問題がシンプルになっている点がよいものの、若干他の論点を加えた方がよいとも思える。

・特段の問題はない

・出題範囲、分量、難易度いずれも適切と考えられる。

・事実が持つ意味を考えさせたうえで判断をを求める問題である。また、刑事系でははじめて、当事者の視点に立った問いが設定されている。

・従来同様、具体的事実を摘示させながら、事案解決型の出題形式となっており、適切。

・設問1はいわゆる典型論点に関する着実な理解を問い、事案中の事実関係を評価してあてはめをすることを求めるもの、設問2は手続の流れに即して基本的な理解を問うものであって、いずれも平易ではあるが良問である。

・基礎的事項を踏まえ、受験生の法的思考力を試す問題として適切である。

今後もこの傾向を維持願いたい。

・本年度の出題は、取調べ及び訴因制度という、刑訴法上の基本的かつ重要問題について、条文及び判例についての正確な基本的知識の習得と、その応用力を問うものであると考えるが、いずれも単なる抽象論の丸暗記ではなく、具体的事実関係に即した思考力を問うための工夫がされており、非常に良問であると感じた。

・論じるべき点はいずれも基本的な事項の理解に関わる点となっていた。

・内容的にも分量的にも適切な水準にあると思われる。

・訴訟が動的なものであることを意識させる良問だと思う。訴因変更は講学上、やや抽象的解説があり、受験生も難しく考え過ぎる傾向があるが、本年度は基本的な知識と思考を問う良問であった。

・受験者が、回答すべき事項・論点に関し、ほとんど迷わずにすむ問題と思われるため。

・基本的な論点を素直に問う内容で、分量も多すぎず適切であった。被告人に対する取調べについての問いも、受験生にとってはややなじみの薄い論点だったかもしれないが、当事者主義などの基本原則を、単なる暗記ではなく、中身をわかって理解できているかどうかによって出来／不出来に差がつく良問であった。

・質・量ともに適切である。

・従前に比較して分量が過重ということはなく、各論点についてもポイントを絞った事実の評価が可能なように構成されており、法科大学院で学習すべき基本的な知識と法的思考力を問う問題として適切である。

・いずれの設問も、基本的な判例の判断枠組みの事案への適用が問題になっている点で、また、判例の規範を覚えただけでは十分な解答はできず、現場での応用力が問われる点でも適切であるといえる。

　〔設問１〕の１について、取調べ①および取調べ②を順次問うことによって思考の順序が示されており、事案の相違に基づく法的相違も理解しやすくされている点で、また、とくに取調べ②につき、判例の判断枠組みに沿って、判例の事案との違いが結論にどのように影響するかを考えさせるという応用力を問う点で、適切であるといえる。〔設問１〕の２について、被告人の取調べの原則論からの問題点を理解したうえで、その問題点がある程度解消される場合には、必要性との衡量によって例外的に許容するとする判断枠組みと、本事案への応用力を問う問題であり、基本的な知識とその応用力を問う点で適切であるといえる。

　〔設問２〕について、訴因変更の要否と可否の問題につき、判例の規範を覚えているだけでは十分な解答はできず、現場での応用力が問われている点で、とくに、手続の流れに沿って解答させる問題であり、実務科目の修得の程度が問われている点で、適切であるといえる。

　今年度は、実務上重要な証拠法の分野からの出題が無かったが、その分、公判前整理手続や検察官の講じるべき措置を問うことによって実務的観点が問われたのであろう。しかし、証拠法の分野もバランスよく出題したほうがより適切であろう。

・昨年までの出題と比べて、ずっと整理された、謙抑的な出題となっている。難易度も妥当である。

・公判前整理手続における訴因変更は良い問題。

・基本的な解釈能力・基本判例への理解の深さを問う問題であるため。

・〔設問１〕〔設問２〕ともに、法科大学院の２年生の授業で扱う事項であり、出題水準としても妥当である。答案に記述すべき分量も制限時間内に解答可能な範囲にあるものと思われる。今後も同様の水準での出題が望ましい。

・基本的事項を問う問題であり、法科大学院において、考えながら、概説書、条文、最高裁判所の重要判例をまじめに勉強していれば、論じるべき点が明らかな出題であったと思われる。

・内容的には穏当な出題であったと考える。ただ、設問２については書くべきことをより明確に提示できる形での出題もありえたように思う（刑事実務基礎の授業で検察官が訴因変更を考える際の思考過程も十分に学生に理解させているということが出題の前提となっているものと思われる〔それはそれで意味のある出題の仕方ではあると考える〕が、例えば、要否と可否が問題となる典型的なパターン―裁判所が心証どおりの事実をそのまま認定できるか、検察官が訴因変更を請求してきた場合に裁判所がこれを許可できるか―を組み合わせて出題するなどの方法もありえたのではないか）。

　　　b.どちらかといえば適切である

・捜査に関する分野と、公判に関する分野から、それぞれ基本的な論点に則した出題をしている。比較的素直で基本的な問題ということができる。

・基本的であり、比較的平易である。もっとも、設問１は３つの取調べの適法性を問うものであり、２時間問題のうちの１問としてはやや多い。また、設問２は、実際に問われていることは非常に単純であるが、出題の趣旨を読み取るのに戸惑うかもしれない。もっと分かりやすい問を立てるべきであろうと思われる。

・基本的な論点について若干のひねりを加えて検討させる点は適切と考える。ただ、２時間の試験時間では十分な論述をするのに足りないと考えられる。十分な時間を与えてじっくり論述させる方向にシフトすべきではないか。

・実務に即した出題で適切であるが、問題が長過ぎる。

・捜査法と訴因の設問は、予測の範囲であるし、内容も基本的なものと言える。

・やや基本的に過ぎたが、良い問題である。

・事実評価が必ずしも容易ではない事案なので、きちんと分析し評価するには時間が不足したのではないかと思われる。

・法科大学院教育で修得していることが期待される基本的知識に関する問題として、 適切である。特に、訴因変更の要否に関して、検察官に対する行為規範としての見地から問う姿勢は、実務基礎教育における修得内容も重んじる傾向を示すものであり、法科大学院教育の成果を問うものとして適切である。ただし、時間との関係で回答すべき内容が多く、過度に事務処理能力の評価に傾く結果となる点では、問う事項数を減らす形での改善が求められる。

・まだ、論述式は書くべきことが多すぎるのでは。

・設問１の１は、判例の理解、および、判例と異なる事案について関連事実を抽出・評価する力を問うものであり、また、設問１の２は被告人取調べの適法性を被告人の地位等との関連で問うもので適切。設問２は、検察官の措置を問うというこれまでになかった設問形式で、内容も訴因変更という重要論点であり、積極的に評価してよいと思われる。ただ、解答すべき分量がやや多いように思われる。

・設問1は、基本的問題を事例に則して考えさせる問題として適切に思う。設問2について、訴因変更の問題を検察官の立場から回答させるというのは良問であろうが、設問形式のゆえに戸惑った受験生も多いのではなかろうか。

・基本的事項の確実な理解を試す良問。難易度も適切。刑事訴訟法の基本的かつ重要な事項についての理解を問う問題であり、適切な難易度である。論じなければならない論点の量も、2時間という試験時間に見合った適切な分量である。

・出題が刑訴法の基本的問題に関わっている。但し、時間内解答としては負担が重くないかと思われる。

・刑事訴訟法上の主要論点について，基礎的理解を前提とする設問である。ただし，２時間という試験時間との関係で，設例が若干長いのではないかという点及び設問の量がやや多いのではないかという点が気になる。

　　　c.どちらともいえない

・分量が多すぎる。

　　　d.どちらかといえば適切でない

・難易度が適度なものであるから。

・証拠法について全く問題がなかった。はたしてこの問題で、受験者の刑訴分野の学修を測ることができるといえるか、疑問である。

　　　e.適切でない

　　　＊複数回答

・宿泊を伴う取調べという、重要判例がありながら、いざ整理して答案を書こうとすると悩ましい論点について、判例の事案と若干事情を変えることにより、判例丸暗記では対処できない問題であり、任意捜査に関する刑訴法の基本的枠組みを条文に則して検討させる良問と感じられる。(a)先例となるべき裁判例を用いつつ、具体的な事例判断における犯罪の成否を問うものであったから。(b)

**(4)知的財産法**

a. 適切である

・特許法については、有名判決（最判及び大合議判決）を素材として出題されている。出題意図も汲みやすく、一度でも上記判例に触れ考えたことのある者なら、解答できる。著作権法については、建築の著作物の特性を理解していれば難しくない。

・第 1 問、第2 問共に適切な問題と思います。第2 問の著作権に関する問題は、建築の著作権に関する全般的な知識を問うものであり、著作権について基本的な勉強をしていれば十分に対応できる問題であったと思います。

・基本的な裁判例を素材とした素直な出題と思われる。

・論点の選択も事案の作成・設問の設定も適切である。難易度もおおむね適切である。

・丹念に条文を追っていくことで対応ができる、実務家となるための基本的なスキルを評価する問題となっている。

・重要判例及び重要論点についての理解力及び応用力を問う良問であり、分量も適切であるから。

・問題は適切な難しさであり、また、分量も制限時間からみて適当である。

・ロースクールで学習する範囲から適切に出題されている。

・司法試験において選択科目を課すこと自体の意義が問われている中、本年の試験問題は、例年になく、法科大学院のおける知財法教育の実状をよくふまえ.基本的事項に関する理解力を試すものと管見される。来年度以降もこのような方針での出題をお願いしたい。

・出題レベルとしても適切であり、重要論点の基本的理解を問う良問である。

・著作権と所有権の相違、著作権の制限等が論点となるよう設問が工夫されている。

・概ね基本的な事柄が問われているため。

・司法試験の問題として適切であると考えられる。

・論点が複雑すぎないため。論理的に段階を踏んで答えられる問題になっているため。

　　　b.どちらかといえば適切である

・基本的内容の理解を問うことを中心としている。

・基本的な論点について、事案に応じた思考を促すものである。

・問題文が長く、論点の把握に時間を要するため思考力の発揮が困難ではないかと思われる例がある。

・それぞれ多様な問題を上手に用意している。

・難易度はちょうどよいと思うが、やや分量が多い。著作権法についてはそろそろ著作物性や類似非類似の判断も含む事例を出題しても良いようにも思う。

・事例と問題の質は適切だが、枝問数がやや多いように思います。

・第2問で、著作物性はあることを前提とした出題にしてよいのではないかと思う。

・論点が複数あり、成績評価が適正にできる。

・内容適には基本を問う出題であるが、やや分量が多いから。

・平成２６年度の問題においては論述すべき事項が多岐にわたるため、一つ一つの問題について深く論述する答案を作成することは時間的、分量的に難しいのではないかと思われるが、各々の問題で問われている内容自体は、法科大学院の講義において通常取り扱う内容の範囲のものであり、法科大学院における基礎的事項・判例の学習を踏まえたものであったと思われる。

・基礎的事項と応用事項がバランスよく問われているように思われる。過去の出題も踏まえると、特許権については医薬、著作権については建築分野からの出題が、実務的な需要との対比では、やや多い印象を受ける。

・試験・研究の例外についての問いが少し多かったような気がします。

・1問目の特許法がやや周縁的な分野からの出題となった反面、著作権のほうは重要な論点を取り扱っていた。

・試験時間に比して、解答量が若干多いが、全体として概ね適切と思われる。

・基本的・重要・最新・応用・最先端等の様々な論点がバランス良く問われている。

・基本的な問題ではあるが、解答すべき事項がやや多い。

・授業の内容と試験の難易度を考えると概ね適切。

　　　c.どちらともいえない

・著作権法に関してはおおむね適切であるが、特許法に関しては、特許権設定登録までの過程がかなり無理のある設定であるため、受験生の用途発明についての理解度や技術的素養を前提とすると、その理解度や素養の程度により答案の出来が大きく左右される虞がある。

・例年に比べると易しすぎると感じるため。

・難易度高い。

・問題趣旨はわからないわけではないが、問1の特許法の問題においてクレーム解釈につき、どの程度、論述すればよいのか、把握しづらいように思う。

・特許法問題の難易度は適切であると思われるが、求められる論述量が多すぎるように思う。解答実験を行ってから出題しているのか疑問を感じる。著作権法問題は、建築物が扱われていることから権利救済の面で特殊な考慮が必要になるが、そのような思考に慣れていない受験生が一般的ではないかと思われる。

　　　d.どちらかといえば適切でない

・問題文が長過ぎ、論点も多岐に過ぎる。

　　　e.適切でない

・長文に過ぎる。

　　　＊複数回答

・基本知識を前提にした応用で実力がはかれるから。（ｂ）問題としては適切であるが、時間内に書き上げるのはむずかしい。（ｃ）

**(5)労働法**

a. 適切である

・基本的な論点について事実関係を踏まえて記述させる問題であるから。

・両問とも、基本的かつ重要な論点につき、事例の分析力も問われる適切な問題といえる。ただし、第2問のように論点について概説的記述を求める出題形式に関しては、当該論点につき、具体的事例の検討の中で問題となる法的手段（請求）や条文との関連において記述させるという形式も考えられるのではないか。

・本年の本試験も労働事件を扱う実務家が直面することの多い争点について著名判例についての正確な理解を問いつつ問題解決を図るものとなっており良問というべきである。実際に、実務家である教員【私】が解いてみたところ、１問あたり３０分～４５分程度で答案化できる内容であり時間配分や問題の難易も適正であると考える。

・特に第2問については、近時最高裁で出た判例に基づくもので、受験生の規範理解、事案への適用力を試すものである。

・第１問は、数多くの論点が含まれており、第２問は、最高裁判例をふまえた問題であるが、いずれも適切である。

・法科大学院の教育内容と整合している。

・基本事項を確実に理解していれば対応できるものと思われるから。

・基礎的な論点と応用的な論点の双方がバランスよく含まれているから。

・➀第１問について

・提示された事実が相対的に少なく、どのように評価すべきか（どのように評価させようとしているのか）が不明な部分が少なからずあった。実際、受験者に尋ねてみたところ、それぞれが思い描くイメージや想定に基づいて、事案を処理していることがうかがわれた。

　X１についていえば、X１らは、「（採用後、）一貫して甲工場にあるスポーツカー部門においてエンジンの組立作業に従事」する「熟練機械工」とされているが、このことが、職場限定及び職種限定を意味しているのかどうか。「機械工」から、たとえば「塗装工」への異動は、Y社においてこれまで行われてなかったのかどうか（前提として、一般的に、「機械工」と「塗装工」との仕事内容の違いがどれほど大きいのか、また「塗装工」として業務に習熟するのにどの程度の期間を要するものなのか、よくわからないということもある）。また、機械工を「スポーツカー部門」 から、たとえば「小型乗用車部門」へ異動させることが、Y社においてこれまで行われていなかったのかどうか（こちらも、前提として、一般的 に、スポーツカーのエンジン組立と、小型乗用車のエンジン組立との間に、仕事内容としてどれほどの差があるのか、よくわからないということがある）。

　X２及びX３についていえば、「スポーツカー用エンジンの開発設計の研究者として採用」とされているが、「スポーツカー用エンジンの開発設計」というのが、特異かつ他車種のエンジン開発には用いることのできない技能を必要とする職務なのか、それとも、「エンジンの開発設計」のうちの一部門であるのか（自動車製造会社であれば、他車種のエンジン開発設計も行っているものと、一般的には考えられる）。仮に後者であるとすれば、X２及びX３がY社の他車種のエンジン開発の研究者として引き続き研究職に従事することはできなかったのかは重要な事実となると考えられるところ、それを判断するには、エンジン開発部門全体の状況に関する事実が不足している。このような状況のもとでは、出題者の想定する状況と同じ状況をたまたま想定した者だけが、出題者の意図する解答を導くことができるという可能性があり、不公正が生じうる可能性がある。受験者が、誤解や思いこみに基づいた論述を行わないよう、もう少し事実を詳細に記述するか、あるいは、まったく別の職種で設問を作る方がよかったのではないかと思われる。

・設問は、「訴えの提起を行いたいとの相談を受けた」としか書かれておらず、X１～X３が、いかなる訴えの提起を行おうとしているのか、不明である。このことは、とくにX２について当てはまる（次項も参照）。そのため、適切に、「検討すべき法律上の問題点」を抽出できない可能性がある。なお、X１及びX３については、文脈から、かろうじて、推測は可能かもしれない。

・問題文からは、「早期退職募集と再雇用の提案」と、「割増退職金」との関係が不明である。すなわち、この提案を受諾すれば、「割増退職金を受け、かつ、再雇用される」のか、それとも、「早期退職」と「割増退職金」がセットとなっており、「早期退職＋割増退職金支給」か、「再雇用」かの選択肢となっているのか、明らかではない。実際、受験者に聞いてみたところ、再雇用後の労働条件が、研究特別手当を除き、変更がないとすれば、割増退職金を受けるのはおかしい（累積赤字が50億円を超える事態に陥っているのであるから、そのような経営上の余裕があるとは思われない）と考え、「割増退職金付き早期退職」か「再雇用」かの選択肢が提示されたと考えた者がいる一方で、問題文からは、X２及びX３に対して行われたのは「早期退職募集と再雇用の提案」であり、割増退職金はそれに付随するものであるから、この提案を受けたならば、当然に割増退職金が支給され、この提案を受けなければ「解雇」、と捉えた者もいた。上記受験生の意見はいずれももっともなものであると考えられる。本事案の参照事例となるスカンジナビア航空事件では、本事案とほぼ同様の提案が行われたが、同事件の場合には、再雇用の際に雇用形態が変更されること（正社員から契約期間１年ごとの契約社員に）が提案されており、そのために、割増退職金付きで、「早期退職募集と再雇用」の提案が行われたものと考えられる。そうであれば、受験生の意見のうち、前者の意見の言うように、本事案のように、月額２万円の研究特別手当減額という契約内容変更のためだけに、割増退職金の支給が提示されるというのは、かなり不自然な感じがする。

　いずれにしても、この点は、上述したX２の請求内容にも関わる事項であり、このように受験者を困惑させるような事例の記述には問題があると思われる。

　②第２問について

・受験者に尋ねたところ、労働基準法における「労働者概念」について、どれほど書き込むべきか、迷ったとの意見があった。

・事実から、状況が明確にわからない部分があった。

　(1)「A社は、CSを全国の担当地域に配置して・・・」というのは、仮に、顧客の所在場所にCSが不在といった事情があれば、A社の指示で、CSを異動させることがあるという意味か。労働者性を判断する際の重要な事実となると考えられるが、問題文からは不明である。

　(2)「CSが応諾を拒否・・・債務不履行であると判断することはない」ということと、「CSと調整しつつその業務日や休日を指定し、日曜日や祝日についても交替で業務を担当するよう要請」ということとの関係が不明である。これは、A 社があるCSの業務日を指定した場合に、その日になって当該CSが応諾を拒否したとしても債務不履行は問わないという意味か。しかし、役務提供日を指定した請負契約はありうるのであって、そうした場合に応諾を拒否したならば、債務不履行を請求するのが請負契約として通常ではないか。

　また、「休日を指定」ということと、「交替で・・・担当するよう要請」ということとは、どういう関係にあるのか。休日を指定しつつ、交替での担当を要請するというのは整合していないのではないか。

　(3)CSが、その裁量によって割増して請求した部分の代金の処理の仕方が不明である。割増部分も含めて、顧客から回収した代金としてA社に振込送金しているのか、それとも、回収分のうち、全国一律で決められた金額分のみ送金するのか、問題文からはわからなかった。

　受験者に尋ねたところ、どちらで捉えた者もいた。事業者性を判断する重要な事実のひとつであると考えられることから、この点を明確にする必要があったと考えられる。

・第2問は新しいテーマであるが、基本問題であるし、第1問はオーソドックスである。

・基礎的理解を問う問題であったから。

・労働法を真面目に学修したかを問うのに、適した問題であると感じたから。

・いずれも、主要な最高裁判例などを踏まえてよく作成された問題です。第1問は、応用能力を問う問題ですから、論点ごとに採点しやすいのですが、第2問の方は、制度の違いに関する本質論的な問題ですので、どのような基準で採点されるのかがやや気になるところだと思います。

　　　b.どちらかといえば適切である

・　X１については、配転命令の有効性について、職種限定契約か否かという観点、ならびに手続の相当性という観点から、その有効性を問う問題である。基本的な理解を問う問題であり、適切であるといえる。

　X２とX３については、整理解雇の有効性を問う問題であるが、いわゆる変更解約告知型の整理解雇を問う問題であると言えよう。特に、X２については、いわゆる留保付承諾をしていることから、この承諾をいかに考えるかが本問を解答する上でのポイントであるといえる。もっとも、変更解約告知については、現状の裁判例においては、否定的な見解が有力であり、また、留保付承諾についても、学説では有力に採用するものもある一方で、裁判実務においては、否定的見解が採られている。このように、裁判例・学説において大きな隔たりがあるこの問題において、いかなる見解を採ることが妥当であるか否かを評価すること（見解の正否を判断すること）は難しいのではないか。もっとも、本問を、このような問題点があることを理解した上で、受験生の論理的思考を問う問題であると位置づけるのであれば、適切であると考える。

　第二問は、近年、学会での関心も高い、労組法上の労働者性を問う問題である。労組法上の労働者性については、最高裁判決が出たものの、未だ明確な法理として確立しているものとは言い難い状況である。そのため、受験生の見解の正否を判断するという点から本問を用いることには躊躇を覚える。一方、そのような中、労基法上の労働者性との異同について確認したうえで、労組法上の労働者性について事例判断させる本問は、労基法と労組法の法理念の違いを問うと同時に、労働法において最も重要な「労働者」という概念についての見解を問うものである。したがって、受験生の労働法的リーガルマインドを問う問題であると位置づけるのであれば、良問であると言わざるを得ず、そう解する限り、適切であると考える。

・第1問の出題の趣旨が少しわかりにくい。

・第1問は、整理解雇の有効性判断において、とくに使用者の行った配転命令および再雇用の提案（再雇用の提案に関連して、労働者側の留保付き承諾を拒否したこと）を解雇回避措置としてどう評価するか、また配転を拒否したことを人選の合理性で考慮しうるかが問われている問題であると理解したが、整理解雇という基本的な論点であるが、考察すべき事項が多く、変更解約告知という応用的な論点も組み込まれ、適切な問題であると思う。

第2問は、労組法上の労働者性に関する最高裁判決で示された、①契約内容の一方的決定、②組織への組み込み、③報酬の労務対価性、④業務の依頼に応ずべき関係、⑤広い意味での指揮監督下の労働（時間的場所的拘束）および⑥事業者性の6つの判断基準（要素）の内容及び位置づけについて、学説の理解が必ずしも一致していない状況で、受験生にどのような論述を求めているのか不明である。授業をしていても、「労基法と労組法と結局どこが違うのかわからない」と学生によく言われる難問である。解答としては、上記6つの基準を指摘して、丁寧にあてはめを行えば十分であり、「労基法の労働者との異同」について論じさせる必要はなかったのではないか。よく勉強している学生ほど、「一般に労基法よりも労働者性が肯定される傾向にある」としか答えられないのではないかと思う。

・第1問は、問題文も短くかつ論点の所在も読み取りやすく比較的易しい印象を受ける。第2問は、労組法上の労働者の概念に関する問題であり、これに関連して事実の状況を細かく考えさせるという点では良いと思われるが、ただもう少し広い視点で集団的労働関係を考えさせるものであっても良かったと思われる。

・基本的かつアクチャルな問題選択、規範と事実の丁寧な当て嵌めを求め、合わせて思考力を問う問題だと思います。

・集団的労働関係法と個別的労働関係法に跨る出題は初めてなので、出題傾向の予測が少し難しくなった。

・典型論点であり、難易度もそれほど高くないが、やや書く量が多いとも思われる。

・問1 で3 名以外の労働者の状況に説明がないのがやや不親切です。

・出題は応用力の涵養に力点をおく本学の教育に適合している。

・主として基礎的な力を試す問題であり問題の分量も多すぎない。

　　　c.どちらともいえない

・問1は適切だが、問2はどちらかといえば適切でない。

・単に法的知識を問う問題形式となってしまっている印象である。事実を衡量してあてはめて結論を導くという設問と評価しにくい。

　　　d.どちらかといえば適切でない

・第1問は、事例が短すぎて解答に必要な事実が判然としない箇所が目に付く。第2問は、論点を予め明示して、事例から論点探究する作業を不要としているが、実務的な知見から重要な作業であり、疑問がある。

・問２が最高裁判例の事例通りであり、簡単すぎるのではないか。団交拒否の正当性等、別の論点と組み合わせた方が適切であったと考える

　　　e.適切でない

・特に問２の労働者性に関する問題は、いわゆる「一行問題」に近い「一論点問題」であり、司法試験の問題としては不適切である。

**(6)租税法**

a. 適切である

・現実に生じている問題状況を踏まえた、基礎的な知識を問う問題である。

・第１問について

過去の判決例を前提とした、適切な問題である。弁護士対弁護士の報酬については、最高裁平成１６年１１月２日判決の「服部事件」、さらには国税不服審判所裁決2013.05.29が手がかりとなる。また、立退料についても東京地裁１月25日判決が基本となり、一時所得か事業所得の所得区分を考える適切な問題である。

第２問について

大阪高裁平成23年11月17日判決の内容をもとにした、適切な問題である。雑損控除の問題が訴訟で争われるのはめずらしいが、本件はアスベスト被害の報道とあいまって、注目された事件でもある。設問内容も適切である。

・基本的な論点について、奇をてらうことなく標準的なことを聞いている。分量も適切である。

・受験生の多様な能力を見ていこうという出題の狙いがよくうかがわれる。

・具体的な事例を通じて、租税法の基本的な法的構造及び基本的な法的問題の理解を問う構造になっていた点が評価できる。

・難易度、出題傾向とも特に問題は見あたらない。

・内容・分量ともに適切であり、偏りもないと言える。

・問われている論点はすべて基本論点である。長文の問題文から拾うべき事実を探す能力も試されている。強いていえば、解答すべき内容が多いので、時間内に解答を終えることができない可能性がある。そこで差がつくだろう。

・所得税法・法人税法から1問ずつ出題されている。

・2問とも、基本的事項から考えさせられる問題まで組み合わされており、受験者の実力に応じて生成期がバラつくであろう良問である。

・「異なる見解にも言及しつつ自説を述べよ」という設問の設定が適切である。

　　　b.どちらかといえば適切である

・第１問、第２問ともに、所得税法の基本的知識と考え方を問うものとして、適切であると考える。ただ、第２問については、裁判例にはあるものの、やや特殊な事例についての出題であるようにも思える。

・他の国家試験と比して難易度の点に置いて適切と考える。

・所得税法と法人税法とで出題のバランスを配慮されることが望ましい。

・第１問、第２問において、所得税法の趣旨等に触れた解答を求める点、異なる見解への言及を要求する点などは、日頃の学習において単に法令の内容を暗記するのにとどまらず法の趣旨や学説に留意することを求める姿勢が現れている点で、きわめて適切だと考えられる。また、第２問の甲・乙・丙の対比も、基礎的な論点をめぐって事例を対比させるという観点から見て、よく練れた良問だと考える。他方で、第１問設問３や第２問設問１は、通常の法科大学院生が勉強していることを期待するのはかなり困難な、新しい裁判例に題材を採っており、これらの判決の知不知で試験成績に大きな影響を及ぼしうる点で、やや問題であるように感じる。この点は、本年度のみならず、近年の租税法の試験問題を通じて感じる点なので、特にここに記載した。）

・実務的な問題である。

・内容は適切であると考えますが、やや分量が多いのではないかという印象を持っております。

・第１問は、弁護士事務所開設という弁護士にとって身近な経済活動にスポットを当てた設問であり、この程度の税法の知識は、少なくとも弁護士事務所を経営していく上で有していなければならない水準のものであるともいえようが、そのような身近な経済活動においてさえも、税務上は、その取扱いについていろいろな見解が生じ得るものであることを回答者が認識しているか否かをチェックするための出題であると考えられ、妥当な設問であると思われる。また、第２問は、雑損控除に係る災害の捉え方に関連して災害となるべき原因を除去する費用が雑損控除の対象となり得るかについて検討させるとともに、当該除去費用が実際に支出される場合にも、費用収益対応の原則から、課税上は、いろいろな取扱いがなされ得ることを理解しているか否かをチェックするための出題であると考えられ、妥当な設問であると思われる。ただし、司法試験の租税法の出題範囲については、所得税法を中心として、所得税法と関連する範囲で法人税法および国税通則法を含むものとされていることを前提としつつ、弁護士として税理士業務を行うことを想定すべきとすれば、上記のような分野の税務上の知識について問う出題は適切であると考えられるが、一方、課税訴訟の弁護人として実際に顧客の依頼に応えられるような利用価値のある租税法の知識を問う性格の出題といえるかについては、やや疑問があり、仮に２問出題するとするならば、そのうち１問は、争訟金額が比較的多額な実際の課税訴訟を踏まえた、より実践的な出題を指向した方がよいようにも思われるので、上記のとおりの回答とした。

・2問とも、過度に複雑ではなく、私法との関係も踏まえたよい問題であるが、バランスの点で所得税に偏っていた。

　　　c.どちらともいえない

・法人税の問題の比重が小さすぎる。

・最新の裁判例を素材にした論点。

・例年の傾向に沿った出題ではある。

　　　d.どちらかといえば適切でない

・一般に教えない政・省令・通達に関する出題は適切でない。

・「趣旨」に基づく解釈適用を問うことは、現実には必要な場合もあるとは思いますが、司法試験の問題としては疑問があります。

　　　e.適切でない

・雑損失について出題するのは適切でない。

**(7)倒産法**

a. 適切である

・具体的設問であり、実務でも問題となりうる事例設定であり適切である。もっとも、第２問の事例設定については、Ａ社とＣとの間で賃料と貸金について相殺予約合意がある事案も考えられるし、再生計画案に反対の担保権者は物上代位による賃料差押えをおこなうことがありうる。

・条文の正確な理解を問う問題、基本判例をベースにした問題、論理的な思考を問う問題が織り交ぜられているため。

・論理的思考や判例・条文の知識・理解をバランスよく問う問題である。

・破産法、民事再生法にわたり、基本的な条文の規律や概念の理解を問うている。また、問題文に示される、あてはめの段階で考慮されるべき事実関係にも工夫がほどこされている。一部の問題は、特定の判例を知っている者に有利であったともいえるが、著名な判例でもあり、またそもそも最高裁レヴェルの判例を知らないというのであれば、受験者の帰責性が問われてもやむを得ないであろう。

・法科大学院での学習内容が踏襲されており、また、設問も広い分野から問われており、妥当であると考える。

・設例としてよく出来ている。

・バランスの良い出題である。

・第一問（破産法）、第二問（民事再生法）ともに基本的でよい問題である。

・基本事項を問うものであるため。

・実務的な観点を意識しつつ、法科大学院における授業のレベルに沿った問題であり、適切である。

・暗記しているものを再現するのでは対応できず、考えさせる問題である。

　　　b.どちらかといえば適切である

・条文や制度の理解、破産法と民事再生法の規律の違いなど、基本的な事項を問題としており、適切である。出題分野としては、重要ではあるものの学習が手薄になりがちなところであると考えられるので、出来不出来の差がついたのではないか。

・再生手続についても、破産手続との関連を踏まえたうえで、出題されており、適切な範囲にあると考えられるため。

・第2問は適切な問題であると思われるが、第1問は、細かい設問が多く、やや難易度が高すぎると思われる。

・幅広い理解を問うもので適切であると思われるが、時間が足りなくなる受験者がいるかもしれない。

・やや問題が多すぎるように思われる（破産法分野）。

・第1問は受験生にとっては、やや難しいと思われる。第2問は近時の最高裁判例を踏まえた問題で、良問であると思われる。

・基本的論点を掘り下げさせる問題が望ましい。

・基本的な論点を少し角度を変えて深く考えさせる問題が望ましい。この点から設問1は、問題量も多くやや疑問である。

・基本的理解を前提として応用力を発揮させることができる優れた問題であるが、第１問で問われた債権調査確定手続・免責手続は、いずれも講義では必ずしも充分な時間を費やすことができていないため。

・適切な問題が多いが、第1問の設問2は、倒産法の理解を問う問題としては適切とはいえない。

・問題内容としてはよく考えさせる良問と思えるが、特定の演習書の問題意識が強く反映されてしまっているような印象である。

・倒産法の問題というより民法の問題であり、また、事案設定に若干の違和感がある。

・出題論点がややマイナーな印象がある。より基本的な論点からの出題が望ましい。

　　　c.どちらともいえない

・倒産法の基本的な理解を適切にはかることができるか疑問。

・どちらかというと手続法分野に重点を置いた設問が多く、倒産実体法の基本的事項について正確な理解と総合的な思考力を試すような問題を含めた方がベターであったと考える

・第1問は設問内容がやや変則的で法科大学院の予習内容とずれていないか。

・時間内（3時間）では解答を終えることができないのではないか。

・第1問設問1及び2のような事態が実務で生じるのは極めて稀と思われ、授業でもほとんど触れない問題と思われる。

　　　d.どちらかといえば適切でない

・奇をてらう出題である。

・第1問が受験生には難しいように思われる。

・第1問は破産法に関する、債権届と調査確定という手続問題、第2問は民事再生法に関する、相殺という倒産実体法の問題と再生計画の決議に関わる疑義という問題であり、破産法と民事再生法、手続と実体に配分されている。

　ただし、倒産法の授業では、申立て・開始決定・債権届・財産評定・配当または計画作成という手続の流れに沿い、その間で生じる相殺、否認権、双方未履行双務契約など平時の民法の規整と異なる倒産手続の特別の規整を理解することを優先し、主として倒産実体法を中心に教育している。

　この考え方に一般性があると強弁することはできないが、選択科目としての時間的制約からは、手続よりもまず実体法の問題を優先していただきたい。

・例年どおり、第1 問／ 破産と第2 問／ 民事再生からの出題であり、傾斜配点もなし。それぞれの設問の数は、破産が3 つ（ ただし、設問1 は、2 つの問いから成る）、再生が2 つ。どの問いも、回答を導くため、根拠となる条文を発見したうえ、その適否についての解釈・議論を検討する作業を要する内容である。たとえば、破産の設問1 の前段や再生の設問2 は、問いの回答に至る根拠となる条文の適否を論じることがその題意に尽きると考えられるものだが、とくに前者については、適切な条文の発見に至ることも課題となろう。破産の設問3 は、根拠となる条文に関連して判例があるので、その法理を参考にするなどして考察する必要がある。破産の設問2 は、条文の適否で直ちに解法に到達する趣旨ではないが、根拠となる条文の解釈に関して議論があるので、それを踏まえた立論が求められよう。再生の設問1 は、考察の対象となる条文を発見し、その規定内容について検討することが課題であるが、その際、破産の規律との比較が求められている。してみると、3

時間という時的制約のもと、これらの題意に対応することは、（ 出題者側の回答に要求するレベルがどの程度なのかによるとはいえ） 法科大学院における選択科目としての倒産法の単位数や教育内容に照らしたとき、率直にいって相当難しいのではないかが懸念される。倒産法のカリキュラムは、概ね基礎編として1 科目（ 2 単位）、応用編として1 科目（ 2 単位）という構成であり、夫々15 回の授業回数となっている。その中で、破産法と民事再生法を扱うのだから（ 確かに、倒産実体法は共通する部分が多いとしても） 、法科大学院での教育として実践できる範囲は、基本的理解の習得に遺漏がない程度、あるいは倒産法の基礎学力として大きな逸脱がない程度のレベルではないか。

そこで、かかる目線から個々の問いをみてみると、破産の設問1 は、まず前段で、真実の債権者（ Ｂ ） が不知の間に、他者（ Ｃ ） が破産債権の届出をし、一般調査期日において異議なく確定した後に、Ｂ がこれを知った場合、自ら破産債権の届出ができるかを問う。一見すると、破産債権の届出の追完（ 破112 条1 項） のようだが、しかし、ここではＢ が求めているのは、その名義、債権の属性が自分であることに尽き、債権の額面や原因を異にする別個の債権を問題にするものではない。そうすると、いわば債権の内容は同一で、その権利主体だけが変動する点で、「債権の取得」類似と評価でき、届出名義の変更（ 破113 条1 項） が準用されると解されるということだろう。ただ、この条文による処理に考えが及ぶことは、法科大学院における授業を念頭に置いたとき、ごくミクロの検討・考察との印象は拭えず、倒産法の基本的理解、基礎学力の範囲としてここまで要求されることに疑義無きにしもあらずの感がある。そして、これを受けて、後段の問いは、Ｂ による届出を是としたとき、管財人（ Ｘ ） がどのような認否をすべきかというもの。既に一旦Ｃ と認めている債権者をＢ に変更するという認否の当否が問題だが、一般に一旦認めた認否を認めない旨に変更することは、認められていた破産債権者の立場を害するから、否定されると説明される。しかし、ここではＢ が真実の債権者であることが自明であり、それを反映するように権利主体を変更するだけで権利内容の変更は伴なわないから、他の破産債権者の利益を害することにはならないことを考慮する必要があろう。この点で、前段の帰結を導いた考察を援用する作業が求められるが、法科大学院で習得した基礎学力で対応するのは、難しくはないか。

破産の設問2 は、Ｃ への最後配当が実施された後に、Ｂ がこれを知り、そこで、Ｂ がＣ に対し、不当利得返還請求の訴えを提起し、破産者（ Ａ ） への貸付けを行ったのは自分だから、Ｃ が届け出た債権は自分に属すると主張することの可否を問う。配当が終わっているということは、その前提として、当然破産債権が確定し、それが破産債権者表に記載されているから（ 破124 条2 項） 、破産債権者全員に対して確定判決と同一の効力が生じている（ 同条3 項） 。その際、この「確定判決と同一の効力」とは何かが問題となる。仮に既判力が生じていると解せば、もはや破産手続外で債権の存在や内容を争うことはできず、配当について、Ｂ が不当利得返還を請求することはできないと考えることになろう。ただ、この場合、そもそも破産債権者表の記載が実体的権利関係を反映していないのだから、当事者から手続に関与する機会が実質的に奪われていたとみることができ、これは代理権の欠缺と異ならないと評価でき、したがって、破13 条により訴338 条1 項3 号が類推されるのではないか。最後配当の実施でＡ の破産手続は終結される（ 破220 条1 項） ことになるが、配当のためには、確定した破産債権が記載された破産債権者表が存在している。そして、破産債権者表の記載には判決と同一の効力があるとされている。そこで、Ｂ のＣ に対する訴えの当否を考えるには、この効力との関係がポイントとなる。問いの思考過程はこのようなものと思われるが、かかるポイントが題意であることに気づくには、相応の学習の進度を要するとみるべきだし、加えて破124 条3 項の効力に関しては、議論の対立があるところであって、それを踏まえ、自説の立ち位置を明確にすることが求められよう。

破産の設問3 は、破産手続開始決定の直前に、Ａ がＤ に対し損害賠償債務を負担する事態に至ったが、Ａ Ｄ 間の事情から、Ａ はこの債権を破産債権者表に記載せず、Ｄ も破産債権の届出をしなかった。そして、Ａ に免責許可決定がなされ、これが確定した後、Ａ Ｄ 間で損害賠償に見合う金額につき、準消費貸借契約が締結された。そこで、Ｄ がＡ に対し、この契約に基づいて支払を求めたが、Ａ が応じなかったので、この契約に基づく金銭支払請求の訴えを提起したとき、Ａ が契約上の義務を争った場合、Ｄ の請求が認められるかを問う。まず、Ａ の主張として考えられるのは、免責の効果（ 破253 条柱書本文） 。これに対して、Ｄ は破253 条1 項6 号の非免責債権を反論（ 同条1 項柱書ただし書） すると共に、免責確定後の弁済の合意の効力を主張。そして、後者については、横浜地判昭63.2.29／ 百選87。設問文の末尾にある、予想されるＡ およびＤ の主張を踏まえて論ぜよとの条件に対応する議論は、凡そこのような過程ではないか。Ａ Ｄ 間の関係から、非免責債権の規律に係る論点であることが把握でき、関連する判例は百選に掲記されているものでもあり、法科大学院での学習に照らして、相応の立論は可能といえるだろう。

再生の設問1 は、Ａ 所有のビルをＣ が賃借しており、一方、Ｃ はＡ に貸金債権を有している関係にあったところ、Ａ に民事再生手続が開始。その時点で、Ｃ はＡ に対し、敷金返還請求権と貸付金の残額の返還請求権を有していた。Ａ の再生計画案に対して、Ａ との賃貸借契約の継続を希望するＣ は、破産のほうが貸金債権や敷金返還請求権の回収に有利な事情があるとして、これに反対したとの設定において、Ｃ がこのように考えた理由を問う。その際、条件として、敷金返還請求権に関する再生計画案の条項がどのようなものであったかについて検討のうえ、敷金の取扱いや相殺権に関する破産と再生の違いを踏まえて論じることが求められる。Ａ Ｃ 間では、再51 条によって破56条が準用され、Ｃ の賃借権に対抗力ある（ 借地借家31 条1 項）ので、再49 条1・2 項の適用なしとなり、基本的に賃貸借契約関係が存続する。ゆえに、Ｃ は賃料債務を負担するが、他方、貸金債と（ 賃貸借契約終了時には） 敷金返還請求権を有する。つまり、Ｃ は再生債権者であって、再生手続開始当時、再生債務者（ Ａ ） に対して賃料債務を負担している。かような関係については、再92条があり、それによると、貸金債権の場合は、同条2 項、敷金返還請求権の場合は、同条3 項が適用される場面である。そして、これに対応する破産法の規定は、それぞれ67 条1 項と同条2 項、70条後段であって、これら条文の規定内容を比較検討することが題意に他ならない。賃料債務との相殺は、破産と再生で規律を異にするところであり、重要な論点の1 つであることは、既に（ 敷金返還請求権についてではあるが） 過去問（ 平成18 年度第1 問の設問1、2、4） で問われていることからも窺える。ただ、ここではＣ が敷金以外の反対債権も有しているので、その場合の処理が再生に比して破産が有利となる点を明確に論じる。その際、再92 条の2 項と3 項の関係や、破67 条2 項と70 条後段との関係に留意する必要があり、総合的な考察が求められているが、賃貸人倒産時に賃借人が反対債権を有している場合の賃料債務の処遇は、法科大学院の基本的学習の範疇に入るだろう。

再生の設問2 は、Ａ への再生手続開始後、Ａ の代表者Ｂ が、Ｅ がＡ に対して有していた保証債務履行請求権を、その回収可能性が低いことを知りながら実価を超える価額で譲り受け、さらにこの請求権の一部をＡ の他の取締役Ｆ 、Ｇ に分割譲渡。これら債権の届出がされ、Ａ は、Ｃ のほかＢ 、Ｆ 、Ｇ の債権全額を認め、異議もなかった。そして、債権者集会において、Ａ 提出の再生計画案が、Ｃ 反対するも、Ｂ 、Ｆ 、Ｇ の賛成（ 届出再生債権者の過半数で、議決権総額の1/2 以上の議決権を有する） で可決された場合、裁判所が、この再生計画を認可すべきかを問う。再174 条2 項3 号の不認可事由「決議が不正な方法により成立するに至ったとき」に該当するかが論点である（ なお、この点に関して、最判平成20.3.13 がある） 。ただ、Ｂ とＦ 、Ｇ 間の事情を要件に結び付けて具体的に論ずるまでのレベルが、法科大学院での教育成果として想定されるべきなのか。

以上、（ 過誤を恐れず） 各設問の題意とその回答に至る思考過程を概説したが、これを3 時間で処理することは、法科大学院での通常の倒産法の教育内容として想定されるレベルに相応しいものなのか、顧みて検証したい。法曹養成における司法試験の位置づけをどう考えるかに係わるところであり、中でも、“ 選択科目” としての倒産法であることの意義をどう捉えるか、根本的な問いかけを意識しながら、内容の点検を不断に実行する姿勢を堅持されることを切に願うものである。

・試験時間内での回答をするには問題の質・量が適切でない。

・やや難易度が高すぎる。

　　　e.適切でない

・第２問は適正と考えるが、第１問の設問１と２は、実務的に極めて稀にしか生じない事態について問う問題で、破産法の基本的な思考と関連性がなく、偶々勉強していたかどうかで良否が別れてしまう問題であり、凡そ適切とは言い難い。昨年に続いて、受験生に酷な問題であると言える。他の科目のように、全問、基礎的な理解力を問う問題に転換すべきである。

**(8)経済法**

a. 適切である

・基本的な行為類型である排除型私的独占と入札談合について問う問題であり、基本的な要件を丁寧に論ずることで得点が得られるように作問されている。

・独占禁止法の基本を理解しているかどうかを問う問題となっており、法科大学院における授業でしっかり学んでいれば十分解答しうるものである。

・基本的な知識とその基本的な当てはめを問う問題が出題されている。2問とも課徴金を解答対象外としたことも、理解できる。ただ、入札談合の課徴金については、実例も豊富であり、違反要件論との連続性もあるので、たとえば今後の出題において「当該商品又は役務」だけについては（違反要件に加えて）解答を求めることなどを検討してもよいように思われる。

・いずれもよくできたオーソドックスな問題である。

・経済法の基本論点を問う問題である。

・いずれもスタンダードな問題と思われる。

・概ね法科大学院における教育内容に沿った出題であり、難易度も適切。

・第１問はリベートによる競争者排除が独禁法違反（私的独占又は不公正な取引方法）になるかを問う問題で、第2問は入札談合の不当な取引制限該当性に関する問題で、 両問とも、適用される規定の要件の意義を正確に理解しているか、審決・判例を 踏まえて検討しているかを試す良い問題である。

・独禁法上違法となる行為の要件につき事案に則して論じさせる問題で適切である。

・オーソドックスな問題であり、受験生の基本的な知識の正確さを確認できる素直な問題であるから。

・問題文の量および質ともに適切である。特に、課徴金について記載不要とした点は時間配分、授業での実情（エンフォースメントについてまで十分に学習する余裕がない）を考慮すると非常によかったように思う。

・基本先例に基づく妥当な問題である。

・第1問は標準的な問題であり、適切である。第2問は、個別調整行為（個別談合）から基本合意および競争の実質的制限を推認させるというやや新しい傾向の問題であるが、法科大学院の通常の授業内容を理解していれば解答でき、かつ実務上も基本的な論点であり、適切である。

・第1 問：排除型私的独占と第2 問：入札談合行為（不当な取引制限）という基本的なテーマで、行為主体の市場支配力、行為要件における不適切さ、違法要件における取引分野の画定、競争制限効果を問い、違反行為者となるものと違反行為者とならないものを区別させる良問である。ただし、欲を言えば、独占禁止法3条にいずれの問題も集約されるもので、その意味で、基本的に過ぎて、やや易しいきらいがある。

・本年の司法試験問題は、独占禁止法の基本的知識と考え方を問うものであり、司法試験の問題として適切であると考える。しかし、この数年、手続・執行（課徴金、損害賠償、差止請求等）の問題が出されていないが、これらは、法理論としても、実務にも重要なものであり、来年度以降考慮してほしい。

・基本的な問題を取り上げている点。

・両問とも、通常の講義を受けていれば対処可能な問題であって、事実の概要をイメージしやすいだけでなく、市場や反競争効果を詳細かつ綿密に論じようと思えば論じられる程度まで、種々の要素が盛り込まれているため

・基本的な知識・思考を問う問題であると考える。

　　　b.どちらかといえば適切である

・基礎論と基本的な判例をどれだけ理解して応用できるかによって点数に差がつくと思われる。その意味で良い問題であろう。普段まじめに基本を勉強した受験生が高い得点を得られると思うが、問題設定はややオーソドックスにすぎるように思う。受験生の思考力を見るという点においては、少々もの足りない。

・総じて適切であると考えるが、ややこれまでの事例に依拠しすぎるように思う。未知の問題にも創造性豊かに対応できる思考力を問う問題であってほしい。

・第1問は、少し考えさせられる面が強い。

・第１問は一般指定11 項及び12 項に該当するとともに、独禁法2 条5 項に該当し、同法３条に違反する行為を問題にしている。もし公取委が問題とするのであれば、エンフォースメントに優れる私的独占のみを問題にすると考えられるが、弁護士が問題とするのであれば、全体としての違法性だけでなく、個別の行為の違法性をも指摘し、むしろ不公正な取引方法に軸足をおいた問題点の指摘をするものと考えられる。この点、どちらの検討も必要なのか、私的独占のみの検討で足りるのかがはっきりせず、特に司法試験であることを考えると、不公正な取引方法を中心に言及する受験者が割を食うことがないか懸念される。なお、A 社の甲製品販売シェアに関する記述は、甲製品全体だけなのか、大口利用者向けも小口利用者向けをも含むものなのかが分からず、不適切である。

　第２問は、個別調整から基本合意を推認した上で、基本合意に不当な取引制限の成立要件を当てはめる問題であり、多摩談合最高裁判決の規範を全面的に採用したものと見える。この点、上記推認方法は実務的には一般的といえるが、経済法の基本書等でも一般的な記述を見ず、法科大学院で基本的な教授事項とされているのか、疑問がある。また、要件への当てはめも実務的・経験的な手法を問題としており、法解釈を必要としないものである。これらの点で、受験生が法解釈の基本的素養を有しているかの判断試験として適当といえるのか疑問なしとしない。

　全体を通して、問題は例年に比べ簡単であり、適切なレベルと思われるが、優秀な答案と特に優秀な答案を区別できるのか、「問題の深み」がないため、難しいように思われる。特に優秀な場合には加点できる「仕掛け」が必要と思われ、この点を要望したい。

　　　c.どちらともいえない

・もう少し平易である方が望ましいと思われる。

・一見典型的事例に見えて考えさせるよく練られた問題であるが、良く出来る学生にとっても難易度が高すぎるように思う。

・第1問は、適切な問題だと考える。割戻金の排除効果につき、市場状況を把握して的確に解答できるか見ることで受験者の理解度を確認することができる。

第2問は、多摩談合最高裁判決を念頭に置いた出題だと思われる。時事的観点からは適切で、同最高裁判決の勉強は受験者にとって必須である。しかし、設問から50物件に及ぶ基本合意の立証等を求めるならば、実務により過ぎた出題であるとの感想を否めず、受験者の不当な取引制限の理解を問うものとして適切といえるかやや疑問が残る。

・第2問は、法科大学院において習得すべき基本的・理論的知識というよりも、近時の実務動向の技術的知識を問う問題であり司法試験問題として適切とはいいがたい。

・毎年のことだが、専門家でも必ずしも意見が一致せず、合格答案が書けるか疑問がある。ただし、昨年よりはましであるし、力の差は見ることはできるので「ｃ．どちらともいえない」とした。

　　　d.どちらかといえば適切でない

・問１については、占有率リベートについて答えさせるものと思われるが、日本で十分に議論が発展しておらず、教科書等の解説が十分にされていないため難しいのではないか。問2については、基本合意の推認をさせる問題と思われるが、推認方法については、最高裁判決により統一されたと言いがたいため、迷いが生じうる。また、課徴金に関連して発展してきた議論に関わる認定が多く、課徴金について論じないで良いとした分、かえって答えにくいのではないかと思われた。

　　　e.適切でない

**(9)国際関係法(公法系)**

a. 適切である

・現実的な事例で基本的な論点を問うているから。

・第１問および第２問ともに個別具体的な条文解釈を求めながら、同時に国際法の基本的な問題について考えることを求めており、良く練られて作られている問題である。

・論点が多く含まれ、考えさせる問題であるから。

・「考えやすい問題」であると思う。

　　　b.どちらかといえば適切である

・海洋法、国家責任法、武力紛争法、政府承認等、幅広い分野の理解を問うもので、難易度もおおむね妥当であるように思われる。

・具体的なケースを例に、適切な解答を導くことを通じて、国際法の基礎知識とその応用力を試そうとしている。

・やや難易度が高いようにも感じられた。

・○第1問について

問１は、軍艦の無害通航権の問題であり、基本的かつ論点としては適切である。

第２問は、私的武装集団の行為に起因する国家責任の帰属に関する出題であり、ニカラグア事件、ジェノサイド条約適用事件等の主要判例の理解度を問う問題である。問題文の入念な読み込みと理解が必要であろう。当てはめ的思考がやや難しいと思われるが、基本的な論点からの出題であり、適切と思われる。

第３問は、甲国の想定される反論のうち、どこまで触れることが求められているのか、やや判断に迷いを生じさせる問いではないか。ただ単に自衛権行使の要件の適否だけでなく、甲国のとった措置の正当性又は違法性阻却事由（例えば、人道的介入論や「保護する責任」論）にまで触れることが求められているとするならば、かなり深い理解が必要のように思われる。

○第２問について

問１ 条約の国内適用可能性の問題であり、国際法の基礎理論的な理解を問う出題である。

問２ 一方的行為の国際法的な意義を問う問題であり、適当と思われる。

問３ 政府承認の要件に関する問題であり、基本的かつ適切な問題である。

・第２問・問１の設問の趣旨がやや不明確である他は、概ね基本的事項の十分な理解があれば、回答可能であると思われるから。

・各問とも複数分野を含む点は評価できるが、若干細かい知識を要する設問があるため。

・第１問においては、海洋法上の無害通航権の適用範囲を問う問題、武力行使に関する国家責任についての非国家主体の行為の帰属を問う問題、そして集団的自衛権の行使要件を問う問題が含まれており、事例内容はやや込み入っているが、国際法原則に関する多角的理解がバランスよく問われているので、良い出題と思う。

第２問では、戦時法規則違反についての賠償（補償）請求権の問題が基本要素のようであるが、個人の請求権と国家の請求権の区別という基礎的問題に加えて、国家の一方的宣言の拘束力や政府承認の要件・効果といった多面的議論が求められているようであり、やや難問といえるであろう。

・第1問は武力行使や国家責任の問題、第2問は政府承認や条約の直接適用の問題が取り上げられており、いずれも基本的なレベルであって適切な設問と考えられる。ただ、条約の国内的効力や直接適用に係る問題については、我が国の裁判例に準拠することを前提とするのか否かが不明確だと、受験者に余計な混乱をもたらすことになるかもしれない。

・第1問は、古典的かつ時事的な問題であり、必ず講義内で触れられる（べき）論点である。根拠条文もはっきりしており、受験生にとっても普段の勉強の成果が問われるという意味で良問である。なお、問3は集団的自衛権の要件該当性を論じる問題であるが、論点が多岐にわたり、記述内容も多くなるように思われる。この点で、問1・問2との間で配点バランスがとられているか否かがやや懸念される。

第2問は、何が問われているのかを（法知識と対応した形で）把握できるか否かが大きなポイントになるように思われる。仮想事案は工夫して作成してあると思われるが、問いに引きずられてやや回りくどく感じる。また、時間軸からすると、問3、問2、問1という順番の方がよかったと思われる。問2は、個人請求権の放棄可能性という議論の残る論点であり、もう少し踏み込んだ問題設定をするか、あるいはヒントを加えておくべきかと思われる。 （神戸）

・総じて、国際法で押さえておくべき論点に関わるものと思われる。

・試験で扱われている題材の大部分が、多くの教科書に記載されている標準的なものであるため。ただ問題文中の事実は、受験生が短時間で理解し解答することを考えると、やや複雑すぎるかもしれない。

・問題の変化が少ない。

・問題文が安全保障と海洋法の基本を絡めており、幾分複雑すぎる。

・設例は一見複雑に見えるが、十分勉強していれば、小問の指示を通じて論点を的確に整理して解答することができる。但し、2つの設問は扱っている事項が微妙にやや重複している面もあり、この点が少し気になった。

　　　c.どちらともいえない

・多少争点が狭すぎる感がある。

・とてもアクチュアルな事案と設問であるが、司法試験の受験者に問う内容としては多くを要求しすぎるところがある。

・出題範囲の広さや選択率の低さを考慮すれば、もう少し基本的な問題が望ましい。

・第1問は適切であるが、第2問の問1は試験範囲の範疇か疑問があるため。

　　　d.どちらかといえば適切でない

・時事的問題をとりあげた点は評価するが、第１問が集団的自衛権、第２問が武力紛争法というのは、海洋法や政府承認についての知識を問う工夫がされていることを考慮に入れても、問題に偏りがあると言わざるを得ない。

・2問とも一見して有事（戦争）絡みの問題であり、バランスを欠いていると言わざるを得ない。出題は将来の法曹三者にとって必要な国際法につきイメージを与えうるものである以上、「国際法は戦争がらみ、法曹三者の実務とは無縁」という誤ったイメージを増幅しかねない。他方で、事例が具体的であるとともに、いくつかの講学上の分野に関わっており、総合的な理解および当てはめに際しての思考力を見ることができる点は評価できる。

・枝問が多すぎる。

・問題が複雑で、難しすぎる。

・事実の設定が過度に複雑で錯綜している感がある。国際法についてはより基本的な知識を問うべきであると思う。

・受験生にとって意味が読み取りにくい、あるいは複数の解釈の可能性がある問いかけが多い。

・外務省の総合職や専門職試験ではないため、特に第1問については法曹実務で求められている国際公法の知識とは乖離している印象を受ける。

　　　e.適切でない

　　＊回答なし

・第一問も第二問も、現代的な国際法上の問題が含められており、主題としては概ね妥当であるが、それだけに受験生は何を想定して書けばよいか迷ったのではないか。これにしっかりと答えるだけの指導が法科大学院の国際法教育においてどれだけなされているかは疑問なしとしない。

　両問ともに国内の政治的混乱あるいは他国の軍事的援助という事態が介在しており、問題が複雑化している。多くの論点を盛り込んで国際法の各分野を広く見渡して勉強することを求めている点は評価できるが、それだけに事例を読む側から見ると、論点ごとに多様な論点が考えられるので回答に時間がかかると思われ、またそれぞれの論点に対応する国際裁判判決と比較して様々な想定をしないとならないため、事例の全体を見渡して回答することが難しかったであろうと想像できる。時間内に合格答案が書けた受験生がどの位いたか、疑問である。

　教科書的知識で書けていれば合格点とする（合格点を甘くする）くらいなら、もう少し問題を簡素化することを考えてもよかったのではないか。とくに受験生の国際法の知識のレベルを考えて、事実がどうであったかを受験生があれこれ考えなくても済むような事例の設定が必要である。

　第１問については、甲国の政府の声明の「必要な措置」の中身が、機雷封鎖なのか阻止行動なのか武力による攻撃破壊なのか、いかなる措置が実際にとられたかあるいは示唆されたかを書いておいた方が、通過通航、停止できない無害通航（強化された無害通航）、領海の無害通航、領海における沿岸国の保護権、軍艦の領海通航に関する沿岸国の許可制度などを絡ませた議論に受験生が集中しやすかったように思われる。また事例中の出来事の時間的経緯について、原油生産施設破壊作戦については「2013年秋」とされているが、乙丙間の安保条約の締結は「後に」と書かれ、丙国の空爆は「一カ月後」とされるなど不統一であり、とくに2013年ということが法的議論にとって意味を持たないのでれば、書かないかあるいは他の個所でも具体的に年号を入れた方が、受験生が気にしなくて済んだのではないか。またZ軍について「ゲリラ戦」とか「撤収」とか甲国での「訓練」とかが書かれているが、Y連盟の軍事拠点が乙国内にあるのか、甲国内に訓練基地があってそこに撤収したのか、Z軍のゲリラ部隊の戦闘員は乙国人なのかなど、受験生が惑わなくても済むように書いておいた方がよかったのではないか。さらに乙国は石油生産施設への攻撃破壊を「武力攻撃」とはみずに甲国に帰属する「国際違法行為」とみているとすると、Z軍の化学工場施設への作戦行動の開始も乙国は同様に見ていたはずであるが、その情報を乙国から得た丙国はこれを「独自に」甲国による「武力攻撃」とみなしたという流れになるが、この自衛権の発動要件に関する議論における「重大な形態の武力の行使＝武力攻撃」「武力攻撃に至らないより限定された（重大な形態でない）武力行使」の区分についてはすでに「国際違法行為」のところで議論させるのであるとすると、丙国についての問3．の趣旨は、「独自に」あるいは化学工場施設の作戦行動に対する「先制自衛」ととらえて回答せよということであるとは思われるが、やや問題が複雑に過ぎるように思う。丙国はすでに化学工場施設の破壊も「武力攻撃」として捉えていたはずであるから、丙国の安保理への報告が化学工場施設への攻撃計画の行動開始のみに限ってなされている（「一カ月後」であってもなお自衛権で説明することはありうるかという問題は派生する）のは、設例としていささか奇異な気もする。とくに乙国から「情報を得た」という事実の記述は、空爆が「独自に」行われたのであるかどうかの判断に関係するのかどうか、目配りのきく受験生がかえって惑う可能性もある。全体にややマニアックな気がするので、「独自に」という点を集団的自衛権の問題とするのであれば、設例も「石油生産施設の破壊」を理由に丙国が「独自に」甲国を空爆したとする方が乙国の原油に依存する丙国としては自然であるし、化学工場施設の攻撃が毒ガスの発生による乙国住民の被害など特別の危険を有することを理由に丙国が独自に軍事行動に出たというのであれば、事例の中にそれを書き込んでおくべきであったように思う。

　第2問については、設例の言葉遣いに気になる点があり、それによって受験生がいろいろと事実が何かわかりにくくなっている部分がある。捕虜Aが「上級軍人」(senior officer)と記述されているが、この用語が一般的か知らない。ジュネーブ第三条約に規定する「将校及びそれに相当する地位の者」「下士官」など受験生が勉強しているはずの用語を使ったらどうか。それよりももっと偉いとしても、ここでは「過酷な強制労働」が問題となるので、単に「将校」としておけば、労働の強制の禁止や、過酷な労働（シベリア抑留の例）など受験生が知っておくべき事項は聞くことができる。丙国によるY政府の承認の節で、「直後に、直ちに」となっているのはご愛嬌であるが、その節でX政府が「抗議」を行ったとされているのは、その前節の「国交を結んだ国」と「外交関係を断絶する」といっているのとは異なった意味であるのかどうか、受験生は気にするであろう。本設例との関係では誤解が生じるわけではないが、「交戦状態の終了後」と「終戦直後」という語がつかわれており、統一しておいた方がいいかもしれない。全体に、設例の文章と言葉遣いがやや粗雑な気がする。

**(10)国際関係法(私法系)**

a. 適切である

・難易度・出題範囲ともに法科大学院での教育レベルに適合しているので。

・今年も家族法・財産法また国際裁判管轄および準拠法決定問題などバランスよく出題されているから。

・難易度

・基礎的な知識を用いて、きちんと考える事が問われているから。

・受験生は、いささか面食らったかもしれないが、考える力を測るためには、適切であると思われる。

・基礎的な知識を用いて、きちんと考える事が問われているから。

・全体として、適切であると考える。基本的な教科書に書かれていることであり、教科書を理解している受験生にとっては、見慣れない問題や難解に感じた問題はなく、いずれも基本的な事項について問うものである。その意味で、適切であったといえる。しかし、第2問の設問1には問題がある。第2段落部分は、日頃から実務家としては注意を払っている点でありそれだけであればよい設問であったが、第3段落は何が聞きたいのか全く分からない。せっかくの設問がぶち壊しである。

・例年どおり、国際家族法、国際財産法各１問ずつであるが、国際裁判管轄、準拠法、外国判決承認など、様々な領域から出題されており、バランスのとれた出題であると考えられる。また、いずれも、法規範の基本的な運用能力を問うものであり、法科大学院における平素の教育成果を判断するという観点から肯定的に評価できる内容と考える。

・公序に関する問題が適切に出題されていること、離婚等に関する諸問題が適切な配分のもと出題されていること、契約準拠法に関する問題や裁判管轄に関する問題が適切な配分のもと出題されていること。

・裁判官の立場ではなく、実務上の問題に直面した弁護士の立場からの答案作成を求める問題となっており、国際関係法（私法系）の分野では初めてのことに挑戦する意欲が感じられる。そして、そのことは法科大学院教育の現場に対して実務的な感覚での学生とのやりとりを促進するよい効果があると思われる。

　　　b.どちらかといえば適切である

・二問とも、基本的な知識の修得を確認するための問題として、またその応用問題を扱うという点で適切であるといえる。

第１問の設問１は、国際結婚に伴う離婚問題に関する準拠法を問う問題であり、夫婦の同一本国法がないため、同一常居所があるかどうかなど連結点を探ることが求められており、離婚を行った地である甲国の法が適用されるか、あるいは一方が日本人であり、日本に帰国した事実から日本法を適用することができるかどうかという比較的やさしい問題である。設問２は、同様の設問で、両者が日本に同一常居所地があるという前提で、協議離婚のための準拠法を問い、面会交流の準拠法を考

えながら、離婚に伴う親権者指定のための国際裁判管轄が日本にあるかどうかを解答させるという問題であるが、これらは過去の判決例を理解できていれば、それほど難しい問題ではない。

第２問の設問１は、親子会社間の売買契約に関して国際物品売買条約の適用の有無の問題を扱い、締約国である甲国法を指定した場合、条約の適用を排除することができるかどうかであるが、条約の適用対象範囲とその除外規定の効果を正確に理解していれば特に難しい問題ではない。しかし続きの質問は、その出題趣旨があまり明確ではなく、戸惑う回答者もいたのではないかと推測する。設問２では、準拠法の選択がなかった場合に準拠法として推定される法はどこの法かが問われているが、法廷地の情報がないので、日本の裁判所に管轄があるかどうかの分析をしつつ、通則法が採用されるとして、準拠法を導くことが必要とされる。日本の裁判所に管轄を導くという過程をも分析することが問われているとすると、各設問が独立しているという情報だけで、これを適切に回答できたものはやはり少ないのではないかと思われる。また設問３も含めると、第１問の内容と比べ、負担が重く、同じ配点というのは疑問が残る。設問３については、外国判決の承認・執行を求めるため民事訴訟法１１８条の要件である間接管轄の有無を問うという問題であり、そのため適用すべき基準について外国法が適用できるかどうかという議論を正しく理解していれば、それほど難しい問題ではない。

・通常の講義にて論述している内容であるから。

・第１問について、離婚に伴う親権者指定の国際裁判管轄などの論点も設問に入れた方が、全体としてのバランスがよかったように思われる。

・第1問、第2問とも基本的な問題であり、適切であると考える。ただし、どのような問題であれ、ある程度は避けがたいことではるが、やや気になるのは、多様な結論がありえ、しかも、どのような結論を採るかによって言及すべき論点の数がかなり異なる設問があることである（たとえば第2問の設問1）。

・いずれも基本的な論点を問うものであり、さらに本年は従前より実際的な観点からの出題もあったことは評価したい。なお、国際取引法の実体法上の論点はほとんど出題されたことがないと思うが、出題しない（あるいはいずれにしても出題しにくい）というコンセンサスが醸成されているのであれば、本科目の出題範囲を明示的に国際私法（国際民事手続法を含む）に限定した方が、受験生、教員双方にとって合理的であると思う。

・基礎的な理解を問う問題であるが、もっと新しい問題を出題すべきである。

・設問2の小問1において問題とされているCISGの空間的適用について説例が適切とはいえず、解答者を混乱させる恐れがある。

・二問とも、基本的な知識の修得を確認するための問題として、またその応用問題を扱うという点で適切であるといえる。ただ、第2問の問2では、準拠法の選択がなかった場合に準拠法として推定される法が問われているが、法廷地の情報がないので、日本の裁判所に管轄があるかどうかの分析をした上で、通則法が採用されるとして、準拠法を導くことが必要とされる。各設問が独立しているという情報だけで、日本の裁判所の管轄を導くという家庭をも分析することが問われているとすると、これを適切に回答できたものはやはり少ないのではないかと思われる。また設問3も含めると、第1問の内容と比べ、負担が重く、同じ配点というのは疑問が残る。

・第1問：設問1と3の両方で公序を出す必要があったのか、疑問である。設問を通して、結局、離婚の準拠法と親子関係の効力の準拠法が問われているだけであり、問題のバラエティーさにやや疑問である。

　第2問：設問1で、甲国民法P条の承諾に関する発信主義を例とさせる趣旨がわかりにくい。また、「なお、条約第１条第１項(b)の規定の適用はないものとする。」との条件は、実務の実際と異なるフィクションであり、疑問がある。

設問2で、契約準拠法は頻出しすぎではなかろうか。

設問3で、間接管轄判断において、「特段の事情」を検討させる材料に乏しく、疑問がある。

・第一問の身分法関連問題については、離婚の成立及び効力が戸籍を巡って問題とされているのは理解できるが、設問2(1)イの問題の意図が不明である。第二問では、再び国際物品売買契約が設問1で取り上げているが、条約の解釈を正しく理解していれば解けるもので、他に国際裁判管轄に関する民訴法改正を問う設問を含め適正と思われる。

　　　c.どちらともいえない

・設問２の１.が多少わかりづらいと言える。

・両問ともに、設問上の状況設定（場合分けの条件づけ）が細かく、また問いの仕方が「できるか」否かというものが目立つ（ほかの科目の試験問題と比較されたい）。司法試験論文式試験にて問うべき資質の如何にもよるが、これらの点について（特に場合分け、具体的な状況の想定）論文式試験において問うことが求められているかもしれず、その場合には、本年度の両問は適切さに欠けるように思われる。

・問題文の表現が不正確である。

・国際家族法に関する問題は基本的なものと考えられるが、財産法に関する第２問の設問１は、問いの趣旨がやや分かりにくく、受験者が戸惑うことになったと思われる。

・全体としてはおおむね適切な問題であったと思われるが、第２問の設問１については、「条約第１条第１項(b)の規定の適用はないものとする。」という設定がやや唐突であり、受験生を混乱させたのではないかと思われた。

・第2問設問1.のうち、「『隔地者間の契約は、承諾の通知を発した時に成立する』と定めている甲国民法Ｐ条の規定に言及しながら答えなさい。」の意図がわからない。締約国の国内法源とCISGの規定内容が異なる例として用いよという意味であろうか。

　　　d.どちらかといえば適切でない

・旧試験時の論点主義の傾向が、残っているように思われる。

・第１問は人事・家事事件に関する抵触法の問題、第2問は契約・財産事件に関する国際取引法と抵触法の問題である。

　まず、国際民事手続法、すなわち国際裁判管轄権に関する問題が出題されていない点に違和感がある。管轄権は訴訟要件であるから、準拠法の探査以前にかならず行う作業であり、受験生にもその実務を理解させるべきであろう。

　次に、第1問については、受験生の一部から「ＰとＱの婚姻が適法に成立したか否かに遡って検討すべきか、それともＰＱの婚姻の成立は所与として回答すべきか、迷う」との指摘があった。抵触法の問題では、どこまでも遡ることが可能であり、この点については、仮に上記のうち後者であれば、その旨を記載すべきではなかろうか。

　第三に、第2問では「ウィーン条約第1条第1項ｂ号の規定の適用はないものとして」回答を求めている。これは国際取引実務には適合しない。法令、条約は所与のものであり、これを異なった前提の上で判断させ、回答させるのは妥当でない。理論に偏していると言わざるをえない。

・ＣＩＳＧの問題について、実質法が出ていないため。（法の適用しか問われていない）

・問題の一部に、趣旨が不明で適切とは思われない記載内容があったため。

　　　e.適切でない

　　　＊複数回答

・【第1問】設問1は、戸籍管掌者の判断を示しているが、戸籍管掌者は、本件のような事案では、実質的な判断ができず、法務局を経由して、法務大臣に受理照会をするしかない（戸籍法施行規則63条、82条）。裁判官と同じようなわけにいかないのであるから、その点に配慮した問題作成が求められる。また設問2(1)アは、甲国人Pが実刑判決を受け、その服役中にも退去強制手続が行われ、退去強制令書の発付および執行がなされる可能性があり（入管法63条1項・2項）、これが常居所の認定に影響を及ぼし得る。この点にも配慮した問題作成が求められる。(e)

【第2問】契約書中の条項によってCISGの適用を排除するドアフティング手法を考えさせる問題の中で、実質法的側面への考察として、隔地者間契約における契約成立時期についてのCISGの承諾の到達主義と甲国法の承諾の発信主義との違いに触れていることが、今後は試験問題がCISGの実質法的部分に踏み込んでいくことを示唆させるものであれば、好ましいとものと思われる。(b)

**(11)環境法**

a. 適切である

・基本的な事項を抜く良問。

・法律論と政策論の双方へのバランスがとれている。

・環境法の総論と各論を総合的に問い環境法の勉強の成果をチェックできるとともに、環境法の勉強が不十分であってもその場で条文に食らいつけば解答可能な出題となっており適切。

・ひとつの素材について、法制度の設計の基礎にある基本的な考え方、行政機関が環境保全のために用いることのできる手段、訴訟になった場合における問題点など、抽象的なことから具体的なことに至るまで、多角的な考察を求めている。受験者が学修事項を有機的に関連付けて理解しているかどうかを確かめられる問題になっているところが評価できる。

・しっかり準備して臨めば、ひとまず解答ができること。

・第1問、第2問ともに、環境法の基本的な問題について、事例を用いて問うものであるからである。

・環境法の基本原則を問う問題と行政法・民法にも絡めた事例問題を問うている。

・基本となる法令・法政策の知識を正面から問うものであり、かつ実践的な設例となっている。

・実際の事例に近く、環境法の基本理念から実務的手段まで考えさせる出題で良いと思います。

・第１問と第２問の出題分野が適度にばらけており、また、環境行政主体、事業者、第三者など各パートの視点に即した問いがバランス良く配分されている。

・応用力を試す問題として適切である。

・環境法は、領域的には行政法、民法、刑法等の多くの法領域に関係する。問題も、環境法のそうした特徴を踏まえて、一つは行政法、他は民法等に関連するものとなっている。

・2問ともオーソドックスな設定の問題である。

・質問が多面的であり、かつ、基本的な内容を答えさせようとしている。

　　　b.どちらかといえば適切である

・聞かれている各問それぞれは環境法の基本問題が理解できていれば解答可能な問題だと思われ、出題分野も偏っていない点で、良問だと思われる。ただし、枝問それぞれの論点が異なり、枝問数も多いので全てに十分な論拠を示して説得的に解答するには、十分で幅広い環境法及び行政法の基礎知識と事務処理能力が必要なのではないかと感じた。

・第２問はＣ以下。論点が分散し、また、設定された事案の具体的な姿を想定することが困難。論理的な分析・展開力をどこまで見ることができるか。

・いずれも近年の法改正を踏まえて、水質汚濁防止法や自然公園法の仕組みを問う問題であり、出題内容は適切と思われる。もっとも、第1・第2問共に設問が３つあり、時間内に十分な解答をするのは大変ではなかったかと思われる。

・第１問は、有害物質の漏洩による地下水汚染に関し、水質汚濁防止法改正の趣旨とその適用、加えて、地方自治体による行政指導の適法性を訊ねている。第２問は、自然公園の特別地域内での建築物新築、海域公園地区内での過剰利用について、改正された法の適用、加えて、民事法・行政法上の請求を含めた問題である。いずれも、近年の法改正趣旨と適用を訊くのは適切であるが、行政指導の適法性については、法と条例・要綱に関する判決例、民事・行政上の請求では不法行為法、行政事件訴訟法まで論じるには時間が足りないように思われる。

・第２問は適切であると思われるが、第１問は細かい知識を要求しており、少し難解であると思われたため。

・出題範囲、出題形式および設問内容について、バランス上の一定の配慮がなされている。

・環境私法系の設問の割合を若干増やすことが望ましい。

・出題分野、論点ともにバランスのとれた問題と思われる。

・一部環境法以外の知識で解答できる設問もあるが、全体としては良問である。

・多少細かな事項に関する設問が見られるが、全般的に妥当な設問であると思われる。

　　　c.どちらともいえない

・分野的にバランスは取れているが、第２問は少々難易度が高いように思われる。出題者が満足できるような回答を提出できた者は少なかったのではないか。【横浜国立大学）

・具体的な問題の選択、資料の添付などは適切であると考えるが、昨年同様に問題における個別の小問が3つあって、大分過ぎるのではないかとの印象がある。前提となる事実関係の提示は長くても、設問自体は絞ってコンパクトにするべきではないかと考える。

・基本原則や条文上の基本的制度を法改正に絡めて聞くことと、救済手法を聞くという点で一貫している点は評価すべきなのだろうが、さすがにマンネリ化しており、予備校等の予想問題と大きく違わなくなってきているのではないか、という印象を否めない。その分、小問が増えているが、論点はもう少し絞ったうえで、問題の本質的分析とそれに対する解決策の選択肢を提案させるような、新傾向問題もそろそろ必要ではないか。

　　　d.どちらかといえば適切でない

・第1問 設問1

水質汚濁防止法の2011年改正の意味を、「環境法の基本的考え方2つ」から説明せよというものだが、問題の趣旨をもっと明確にしても良かったのではないか。たとえば「未然防止原則」及び「予防原則」を明示して、それとの関連で論じさせるとか、この改正のもとになった中央環境審議会の答申の一部を資料として掲げるなどすれば、もっと問題がクリアになったと思う。出題者が何を求めているのかについて、受験生にあれこれ迷いを生じさせ、出題者の意図を忖度しなければならない問題は、あまり適切とは言えないと思う。

第1問 設問2と設問3

この両者は、やや知識を問うことに偏重していると思う。「屆出」は届け出さえすれば相手方の「受理」行為を必要としないこと (設問2)、とか、水質汚濁防止法14条の2、14条の3に思い至れば (設問3)、 直ちに解答できるなどである。

第1問全体としては、やや問題が細かく、しかも最近の改正を問うもので、法科大学院の授業では必ずしも取り上げられていない問題と思われ、しかも問題に対する思考力、応用力によって適切な答案を構成できる問題であるというようには思われない。

第2問

第2問の各設問について、回答者が思いついたことをメモ風に記すと次の通りである。

設問1

Cに対する訴訟としては、第一に、Cのずさんな建設工事に対する差止め訴訟が考えられるが、その法律構成はやや問題である。この事例では、Aの被る被害は、ホテル経営者としての営業利益と思われるが、営業利益の侵害による差止という場合は、それを認めた事例もなくはないが、人格権の侵害に比べれば、その侵害の程度の立証は容易ではないことが多い。第二に、Aに現実に営業上の損害が生じていれば、その損害を立証して賠償請求をすることは可能であろう。

甲県に対しては、都道府県知事は、国定公園内において、許可条件に反する工事を行うものに対して中止命令を出すことができ (自然公園法34条1項)、これに反した場合は罰則も設けられている (自然公園法82条) ので、Aとしてはまず甲県知事に対して、この中止命令を出すことを求めるべきであろう。その上で知事が中止命令を出さないときは、行政事件訴訟法3条6項および37条の2、37条の3にもとづいて、中止命令を出すことの義務づけ訴訟を行うことが考えられる。

設問2

自然公園法50条により、公園管理団体の業務、とくにその第1号、第4号に掲げる業務を適切に行うことにより、Dの要望に応えて景観保持を図ることができる。公園管理団体の制度は、国立公園や国定公園の保護や適切な利用のための業務を、行政のみでなく、NPO法人もまたそれに積極的に参画できるようようにしたものである。

設問3

自然公園法23条により利用調整地区の指定を行って、その地域への立入禁止措置をとることができる。

回答者の能力に問題があるかもしれないが、上記の通りである。これによると、やはりここでも、自然公園法の各条文を引用するだけで、一定の解答ができてしまうように思われる。

今年の問題について、全体的な感想を記すならば次の通りである。

環境紛争においては、これまでの法的な処理では追いつかないような新たな問題が日々発生している。法律家は、既存の法常識から抜け出して、新たな解決策を模索しなければならない。もちろんその場合に、既存の法常識を無視することはできず、それとの連続性を確保しながら、新たな問題の適切な解決を目指すところに、法律家の存在意義がある。法科大学院における環境法の授業においては、そのことを絶えず強調している。これはどこの法科大学院でも同じであると思われる。司法試験においても、そのような能力を試す問題の作成に心がけてほしいと思う。そういう意味からすれば、今年の問題は、やや知識偏重といえるのではないか。

　　　e.適切でない

試験全体についてのご意見、司法試験のあり方についてのご意見

＜●●●＞

短答式が３科目になるが、問題は基本的な知識を問う問題であって欲しい。

＜●●●＞

短答式は次年度から３科目になるが、何れの分野についても基本的なことを理解しておらず、統計的にも論述式問題の採点を行ってもほぼ合格に至らないレベルの者のみを不合格にする姿勢であって欲しい。本年度の短答式不合格率はやや高過ぎる印象である。行政法担当教員より、行政法を短答式から外すことに反対する意見があった。商法、民事・刑事訴訟法とも、廃止ではなく、配点の軽減などの方法はなかったかと思われる。

　短答式試験刑事系問題の「出題形式」について、再考されるべきである。即ち、昨年度よりはいくらかは改善されたものの、依然として、一定の見解を前提として、「この見解によれば、甲を被告人として扱うことが可能なものは幾つあるか」を問うもの（29）、複数の学生の発言の中から、一定の見解を前提とする発言の数を問うもの（34）、一定の見解を前提として、具体的な書証が類型証拠に該当するか否かの論理的帰結の正しさを問うもの（39）がある。しかしながらこうした出題形式は、ある論点に関して複数の見解が対立しているものについて、各説の理解を過度に受験生に求めていると言わざるを得ず、法曹実務家を養成するという司法試験の目的から考えて適切でなく、その出題形式も複雑と言わざるを得ない。

　他方、短答式の問いは、基本的に正誤を問うことになるが、法律学、広くは社会科学分野において、この問い方には限界があり、勢い、最高裁判例の文言に合致するかを問うことになりがち、暗記中心の学習を導きがちとなる。このため、なるべく適度な論理整合問題を加増することに努力して頂くともに、「下記の選択肢のうち最も適切でないものを選べ」というような設問を増やすことにより、出題の呪縛を解きつつ、各科目の学習の成果を適切に問うような試験となるように工夫をお願いしたい。

　論述式の公法第１問（憲法）の出題パターンである、一方当事者の立場の主張、相手側当事者の主張、あなたの見解という聞き方は、結論の分かれる問題に対して、それぞれの主張ができることが求められる法曹としての能力を問うのに適切である。なるべく、このような出題形式は基本七法については模範として頂ければよいと思える。逆に、刑事法第２問（刑事訴訟法）には、「事例問題にこだわる必要はない。問題１と問題２を同一事例の中に設ける必要はない。問題１は捜査から事例問題、問題２は公訴、公判から１行問題でもよい」との意見がある。

　選択科目について廃止論もあるが、司法試験合格までに一つの科目については一定水準の能力を身に付けるべきであり、維持を望む（法曹となってからの再教育を広汎に行うことは難しく、そうであれば必ずしも法科大学院に設置すべき科目でもなくなってしまうから。科目の増減は必要ないと思える）。むしろ、法曹倫理、ローヤリングなど、法律実務基礎科目で学習されるべき内容や、「法学概論」的な法律学の共通の基礎に属する内容が司法試験で全く問われておらず、特に予備試験合格者については、何れの形でも、その能力や学習成果が検証されていないことは疑問である。短答式で平易なレベルの確認をする必要を感じる（医師国家試験では、医師として絶対に選んではいけない選択肢を選ぶと不合格になるような設問があると聞く。法曹倫理などが欠ける者はここで不合格とすることは考えてもよいのではないか）。

　考査委員については、全分野を総合して大学間のバランスをよく保つこと、法科大学院を有さない大学の教員を一定割合で採用することなどで、受験生の出身大学院による有利不利の印象をなくし、延いては司法試験の公平性への信頼を保つような工夫をして頂きたい。特に、長期（５年超）にわたり特定の者が考査委員に就任するようなことは、当該委員が公平であっても出題の硬直性は生じかねないのであるから、禁止する措置が必要である。

＜●●●＞

l 全体として、基本的な理論の理解と実務的な思考や分析能力を問う問題になっており、よいと思う。

l 現在の法科大学院生のレベルに合わせた問題であるべきである。

l 日程を、日曜日から開始することはできないか。短答式→論文式の順で受験できたほうがよい。

予備試験とあわせるなら、短答式を現在と同様の日曜日として、それに続き論文式を月・休み・水・木とすべき。

l 司法制度改革の理念が揺らぐなか、司法試験で求める要求水準があいまい化し、その結果として、科目によって難易度に差が生じているのではないか。どんな問題でも学力の差ははかれるとは思うが、受験生に対する要求水準については、資格試験であるという筋を通して欲しい。

l 司法試験問題の出題趣旨は、法科大学院の教育目標に沿ったものでなければならないと思うが、法科大学院教育に何を求めているかが充分に読み取れない。

l 細かい派生的な問題よりも、基本的な問題が好ましい。

＜●●●＞

ž （出題のねらいはさておき）司法試験が実務家を養成する過程にある試験であることに鑑みると、論文式試験については、法的評価やあてはめの能力を試すことも必要ではあるが、事案解決に必要となる基礎的な知識・考え方が身についているか、それらを基にした法的思考に基づいた論述ができるかを重視すべきであり、あまり複雑な事例を与えて、受験者が事務処理（事実の拾い上げ）にばかり追われるような事態になることは避けるべきである。

ž 基本的知識と法的思考力を試すうえで適切な出題とは思うものの、もう少し時間をかけて取り組むことができるようにすべきと考える。また、合格率が少なくとも6割に達しない限りは、いかなる問題内容といえども、試験としては弊害の多い、悪問となってしまうことから、内容よりも合格率を上げることが先決と思う。

ž 商法の短答式については、その問題がかなり細かな問題であったこともあり、そもそもの必要性及び問題の相当性について疑問を持っていたところであるが、来年以降短答式が無くなるとのことで、この点については、遅きに失する感はあるが評価できると思います。商法の論文式については、今年の問題の様にオーソドックスな論点のようで多少捻りがきかせてあり、真面目に勉強してきた者が、正当に評価されるような問題が今後も出題されることを望みます。

ž 設問が長すぎるのではないか。もう少し簡略にすべき。

ž 予備試験のあり方を見直さない限り、「プロセスとしての法曹養成」は、「プロセスを経なければ法曹になれない人の養成」に成り下がるものと思われる。有力法科大学院ですら予備試験予備校として利用されている現状を、正面から見つめ直すべきである。

ž 法科大学院修了生・在学生の人生設計に関わる重要な試験制度であるにも関わらず、司法修習生の給費制廃止、法科大学院修了後5年3回の受験制限の変更、短答式試験対象科目の変更など、その人生設計を翻弄するような制度改正が相ついでなされている。制度の問題が明らかになったことを理由とする制度改正であれ、激変緩和策を講じるべきであったと考える。

ž 短答式試験と論文式試験では様相が違うので、前者の得点が高い者が後者の得点も高いという密接な対応関係が見られない限り、前者の合格者を多めにしておく方がよいように思う。

ž 財政との関係もあるのかもしれないが、修習の期間を1年半程度にしても良いのではないかという気がする。

ž 全般的には基本的知識を前提としつつ、対処可能な良問であると考える。

短答式民法について

ž ［適切である］理由なし

ž ［どちらかといえば適切である］問題水準は適切であるが、通則・法人からの出題がないが、代理関係の問題が2問あるなど、若干、出題に偏りがあるように感じられたため。

ž ［適切でない］問われている知識は、抽象的であるうえ、実務家が日常的に必要とするような類のものではなく、あまりにも細部の知識を要求しすぎている。「判例の趣旨に照らして、誤っているものを組み合わせたものは、5つのうちどれか」といった出題形式が多いが、そのようなパズルのような問題を解かせることが、実務家の基本的素養の確認に必須とは思われない。短答式試験は、実務家に必要な基本的知見の確認ではない、別種の能力（受験技術）の発揮のための試験となっているものと考えられ、実際に平均的な実務家がこのような問題の回答をしようとしても、満足な回答はできないであろう。

論述式民法について

ž ［適切である］民法の基本を問う問題で非常にすぐれている。いわゆるヤマカケ式の勉強をしてきた受験生、あるいは論点型の勉強をしてきた受験生は戸惑ったことと思うが、民法の基本を問うという意味では、今回の問題は非常にすぐれていると思う。

ž ［どちらかといえば適切である］幅広く法的理解を問うという観点からするとよいかとは思うが、関係する事実が多く、法的思考というより、事務処理能力を問うような出題傾向が見受けられるため。

ž ［適切でない］個々の問題は「考えさせる」問題かもしれないが、3つの大項目の中の多数の小問について、わずかな時間で取り組まなくてはならない受験者は「考えている余裕」はなく、考えるよりも要領よくまとめる受験技術が優れている者にとって合格しやすいものになっていると思われる（未修者よりも既修者の合格率が高いことが、このことを物語っている）。「考えさせる問題」とするあまり、平均的な実務家が一般には出くわさないような事実設定をしており、このような設定が本当に「実務家」として必要な能力の確認のために必要なのかどうか、疑問がある。

＜●●●＞

・短答式が３科目になるが、現在の基礎的な知識を問う問題傾向を維持してほしい。

　・試験問題だけを取り出して各法科大学院の意見を聞くべき時期は過ぎている。多数を対象とした資格試験として、現在の内容のものが適切か、委員会として検討すべきである。

　・予備試験の内容が適切かを検討すべきである。

　・短答式試験の科目から刑事訴訟法が外れることは、残念である。これによって、手続の流れや基本的な事項を（広く浅く）修得するインセンティブが働かなくなることが懸念される。

＜●●●＞

短答式試験が未修者に対する負担軽減を名目に、来年度より基本３法にのみに限定されるが、法科大学院の理念および教育目的に照らして不適当と考える。むしろ、手続法等の方が、基本的知識の着実な定着をはかるために短答式を活用する利点が大きいのであるからである。

＜●●●＞

（民事系教員）

短答式の科目が減ったことで、憲民刑の問題が極端に難化したり、技巧的なものになるのは望ましくないし、危惧しているところである。何らかの形で弁護士が扱う可能性の高い法律知識をひととおり問う問題が望ましいのではないか。

＜●●●＞

商法担当教員からの補充意見

本法科大学院では、上級商法1および同2において、本問を考える上で必要な論点のほとんどはカバーしており、また事案に則した講義を行うことによって、本問のよう詳細・複雑な事実関係から法律的な論点を発見する能力の育成にも努めている。本問は、そのような法科大学院の教育課程とも整合的である。

＜●●●＞

全体的に洗練された出題になっているが、なお工夫の余地がある。

短答式試験については、より基本的・基礎的な法的知識を問う問題とすること、論文式試験については、問題内容をより平易にし、受験生の法的思考力ないしセンスおよび表現力を重視した評価・採点を行うようにすることが望まれる。

＜●●●＞

行政法では、短答も論文も、その場で考えさせることを意図しており、試験の方法として適切であると考える。しかし、論文式は、もう少し文章量を減らし、じっくり考えた上で答案を書き切れるようにすべきではないか。

＜●●●＞

①論文試験について、小問ごとの配点割合が明らかにされるべきなのではないか。

②合格ラインに全く達しないような学生であっても、法学・法律に関する思考をそれなりに身に付け、社会で貢献できるような人たちは少なくない。限定された資格の「准弁護士」のような資格を設けて、社会で活躍できるようにしていくべきではないか。

③現在、知的財産法は、特許法、著作権法の分野に出題範囲が限定されているが、商標法・不正競争防止法の実社会における重要性に鑑みれば、これらの法分野についても、試験範囲に含めることを検討すべきではないか。

④問題について十分に考える時間を確保するため、解答時間を長く設定することが考えられる。例えば、５～６件の最高裁判決の原文を読ませたうえで、適用可能な判例法を導出させ、問題文事例に適用するという、実務法曹の日常的な判例分析作業を、試験の場でも実際におこなわせることが考えられる。

＜●●●＞

・来年度から行政法については短答式が廃止されるが、これが論文式試験に、どのような影響を与えるのか、これを考えるための情報をいただきたい。そもそもなぜ廃止されるのか、その理由は公表されていますか？

・時間設定（時間割り）がきつ過ぎる（もう１日余裕が欲しい）というのが受験生の要望でもある。

・平成27年度より短答式試験の科目数が3科目となるが、3科目になったとしても現状の方針（各分野に関して法曹に必要となる基本的知識を問う問題で構成すること）を維持し、ことさらに細かな知識を知っているか否かを問うような傾向の問題とはならないようにするべきである。

・「国際関係法（公法）」の試験については、この科目に対する一般的関心と受験者数の増大に向けて、引き続き基本事項の理解を問う良問のご作成にご尽力いただきたい。

＜●●●＞

・来年度から短答式試験が廃止になる科目が出てくるが、それによって論文式試験の問題が、細部の知識を必要以上に求めるものにならないよう求める意見が多かった。他方で、当該科目の、細かな条文の知識ではない、基礎力や重要判例の理解度を測定する機会が何らかの形で必要ではないかという意見もあった。

・例年同様に、出題の分量が解答時間に比べて多すぎるのではないかという意見があった。

＜●●●＞

現在の法科大学院の教育課程（特に未修者課程）を前提とすると、司法試験問題の難易度は、やや高いように思われる。

＜●●●＞

・漸く、基本的な刑事訴訟法に関する理解を試す問題に落ち着いてきたと思われるが、来年度から刑事訴訟法が短答式試験から外されるのは、法科大学院の設置理念に照らして問題だと思う。

・短答式科目の削減によって、差をつける必要性から、短答式の問題の中でパズル的な問題や重箱の隅を突く様な問題が増加するのではないかという懸念がある。

・刑事法の第2問（刑事訴訟法）の設問２は、受験生がどの程度まで記載すればよいのか迷ったと思う。つまり、訴因変更の要否及び可否を論じるだけで足りるのか、新たな訴因内容まで呈示すべきか、合格答案として出題者が想定していた水準が不明である。

＜●●●＞

多くの予備試験組が、予備校講座に多額を投資し、受験対策勉強だけを効率的に行うことによって好成績を納めているのを見ればよくわかるように、現行の司法試験制度も、法科大学院制度と整合的なものかは、そもそもの根本問題としてやはりある。抜本的に考え直すべきであろう。

＜●●●＞

・商法分野を択一科目から外し、かつ論文式試験は会社法一極集中という従来の流れの先には、商法イコール会社法というアンバランスな体系把握が現れざるをえず、商法全体の学問的レベル低下にもつながりかねないと危惧します。

＜●●●＞

１）憲法

昨年度述べたことの繰り返しになるが、法科大学院入学者の学力レベルは、年ごとに低下しており、授業では従来以上に基本事項の説明に時間を割かなければならなくなっている。そのため、授業のレベルは、法科大学院開設当初と比較して十分高いとはいえないのが現実である。もし司法試験にあまりに難度の高い問題が出題されると、学生は、基本事項の理解が不十分なまま、授業をおろそかにして試験勉強に専念する傾向を助長することになる。あまりに複雑・高度で長文の問題は避けるべきである。

憲法についていえば、最近の司法試験（論文式）問題は、初期の頃と比較すると、基本的論点がわかりやすく（簡単に）なっているが、この傾向を全科目について更に進めるべきである。短答式問題は、論文の採点対象にならない答案を排除するのが目的であるから、基本的な知識と理解を確認することに重点を置くべきである。

＜●●●＞

短答式が最終日というのは、元に戻らないでしょうか。

＜●●●＞

当研究科では、司法試験の全体、司法試験のあり方について教員全体で議論を行いました。その際、さまざまな意見が出され、侃々諤々の議論となりましたが、研究科全体としてのまとまった意見が形成されるには至りませんでした。意見がある場合には、当研究科としてではなく、個人として意見を表明することとなりましたので、本欄に記すべき事項は、特にありません。

＜●●●＞

・受験生の平均水準が下がっている状況には、法科大学院側としても真摯な対応を続けなければならないが、現在の論述式の水準では、適切な点数分布を保つのが困難ではないかと推測される。

＜●●●＞

・選択科目は維持すべきである。

・刑法に関しては適切な内容に落ち着いていると思われるが、司法制度改革の理念を忠実に実現するためには、短答式試験科目を少なくする分、「法曹倫理」や「ジェンダー法」など、より良い法曹になるための科目を受験科目に入れたら如何かと思料する。

＜●●●＞

　１）短答式試験全体について

・条文、基本判例、基本理論を問う良問と言える。

　２）論文式試験全体について

・いわゆる純粋未修者が３年で習得するのは難しいのではないか。

　３）司法試験のあり方について

　　　・短答式が３科目に削減された後も、旧試験のような奇問、難問ではなく、基本問題を出題する方向を維持して欲しい。

＜●●●＞

◇刑事訴訟法の短答式試験はかつては法科大学院における学習の内容や解答時間との兼ね合いで難解ないし複雑すぎると思われる問いが見られることもあったが、ここ数年は、司法修習に臨む前に習得しておくべき知識を問うという観点、法科大学院における自学自習の指針として機能するという観点からみたとき、比較的平易な良問が揃っていたと評価している。それだけに、刑事訴訟法について短答式試験が廃止されることになったのは、誠に遺憾である。受験者の負担軽減が謳われているものの、結局は、論文式に出そうな論点だけを勉強するという悪しき論点主義への回帰を助長し、修習・法曹資格獲得後を見据えたときかえって悪い結果をもたらすのではないかと危惧する。

◇短答式試験については、条文、判例、基本概念といった基本的知識を踏まえ、一定の事務処理能力を有するかを確認し、論文式については、これらの基本的知識をもとに法曹として必要な論理力、論述力、思考力の有無を問う出題を今後も継続していただきたい。また、採点者として適切な能力のある者を採用することも肝要であると考える。

＜●●●＞

憲法については毎年難度が高すぎる印象があったが、本年度は学修の成果を適切に図ることができると思われる。

行政法は短答式試験の科目から外れることとなるため、従来短答式試験でしか問われてこなかった論点のうち理論上・実務上重要と考えられるものについては、論文式試験の小問の中で理解を確認する出題上の工夫が必要となると思われる。

※各科目の回答担当者から意見があったものをそのまま記載しており、本法科大学院全体としての意見ではありません。

＜●●●＞

・より実務に近い試験問題にすべきである。

・司法制度改革の趣旨・目的に照らし、すべての科目において法科大学院の教育プログラム（あるべき内容のもの）が十分に活かされる内容の試験（司法試験）の問題が出題されるべきである。

＜●●●＞

　司法試験法が改められ、来年から、短答式試験において民事・刑事の両訴訟法の出題を行わないこととされたのは、実務家登用試験としての司法試験の性格に反するものであり適切ではないと考える。法廷実務においては、一定の手順に関わる基本的知識の定着そのものが、日々の業務の円滑な遂行にとって不可欠であり、短答式試験は、まさにその種の知識の定着度合いを測定するのに適した試験方式であった。その果たしてきた役割は、実務上生じうる事態に対して思考力を発揮して対応する力の有無・程度を測定する論文式試験によって代替されうるものではない。

　確かに、今日において、法曹には従来の法廷実務家のイメージを離れた分野への職域拡大が求められる情勢にある。しかしそのことと、法曹にとって法廷実務の理解の欠如が許容されるということはイコールではないはずである。また、負担の軽減が必要であるとしても、直ちに出題科目から除外するのではなく、科目数は維持しながら試験範囲を限定するなどの形で対応することの検討がなされるべきであった。

　以上の検討に鑑みて、このたびの措置は合理性がなく拙速に過ぎるものであったといえ、早期に見直しが図られるべきである。

　時間をかけて実務へ架橋する教育をやることが理念であった以上、修了が近付くほど実務的な教育に重点が移行するはずなのに、修了後に受ける「試験」が「基礎」の確認に傾斜するのは奇妙な話である。理論教育の到達目標がそこに徹するのであれば、大胆に削った上で、その代わりに、実務系教育の成果を確認する試験方式を開発したらどうか。

＜●●●＞

○短答式試験が3科目に絞られることで、点差をつけるため、重箱の隅をつつくような問題や、法的思考力とは若干異なる事務処理能力の高低により正解に達する可能性が変わる問題などを用いることなく、むしろ全問正解する受験生が相当数出る方向であるべきであろう。事務処理能力を高めるため、知識を表層的にすり合わせるような学習に時間を割かせるのではなく、より多くの時間をかけて法的論理の深みを理解し習得するのが法科大学院教育の本筋であると思われる。その意味で、旧司法試験の刑法におけるような二段階型パズルのような問題が出題されないことを強く希望する。

○すでに有力六法科大学院から、予備試験制度の在り方について提言が出された。

　本来、法科大学院は、①法律だけの理解に偏することなく、広範な教養・知識を提供し、②プロセスによって法曹候補者を養成することを趣旨としたはずであり、予備試験は真っ向からこうした法曹養成に反していると言わざるをえない。

　予備試験制度の廃止を要望したい。

　次に、評者の担当する国際関係法(私法系）に関して言えば、今後、弁護士の職域を拡大するためには、先進各国で利用される商事仲裁の制度・手続の理解は、不可欠である。それにもかかわらず、国際関係法（私法系）は、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（ニューヨーク条約）」を対象法令としながら、「仲裁法」を排除している。これは矛盾であると同時に、折角の弁護士の職域拡大の可能性を自ら摘んでいることに等しい。

　また国際関係法（私法系）の参照法令に関しては、司法試験開始以来、一度も関係する問題が出題されていない法令が多数ある（モントリオール条約、外国裁判所ノ嘱託ニ因ル共助法など）。

　授業では、一応、参照法令を万遍なく理解させなければならず、その結果、授業全体のバランスを欠く結果になりがちである。再考をお願いしたい。

＜●●●＞

試験全体について、もう一度、受験生のいかなる能力を測るのか、チェックしなおすべきではないか。法律家の大事な能力として、法解釈だけでなく、手続きも含めた法的解決の選択肢を示すことも含まれる。たとえば、無断転貸があったとき、信頼関係破壊→解除ということを問うのが伝統的な試験であるが、その解決の選択肢を問う試験もあってよい。①解除明渡、②承諾（＋承諾料）、③解除、新規契約というように方法はいくつかある。どう行動すれば、どのような法的リスクがあるかを分析させるような問題は、法律家にとって非常に重要な能力である。

　さらに、司法試験が法科大学院の教育内容を相当程度規定してしまうという現実から考えると、アメリカや韓国が導入しているパフォーマンステストの導入を検討すべきである。研修所では２回試験で白表紙起案をさせているのだから、その簡易版と位置づけ、元実務家教員なども入れて問題づくりをすれば、適切な問題を作ることはできる。ただし、受験生の負担軽減策は別途考える必要がある（選択科目の廃止など）。

＜●●●＞

基礎知識が身についているかが問われ、そして、事実に対してどの法基準を適用するか、あるいは、いかなる事実から合理的推論を導き出し法的評価へと結びつけるかという能力が試される試験形式を、基本的には支持している。法律に関する常識を備え、その法原則を一定の範囲で応用する器量をもつ者が、順当に合格していくような試験の実施を今後も期待申し上げたい。

＜●●●＞

◆論文式試験については、問われている事項自体は法科大学院教育を通じて修得していることが期待される内容の範囲を逸脱していない点で適切であるものの、問う事項の数量が時間に比してかなり多くなっているために、結果として過度に事務処理能力に依拠した実力を評価する出題となっていることから、問う事項の数量を減らす方向での改善が望まれる。

短答式試験から訴訟法科目が除外されることから、これまで短答式試験を中心に問われてきた実務的傾向の強い知識が試験全体としても全く問われなくなることは、実務科目も重視する法科大学院教育の成果を問うという意味では、適切でない。そこで、論文式試験において、実務的傾向の強い知識を問う内容も盛り込むようにするべきである。

短答式試験の対象科目を減らした趣旨が受験生の負担軽減にあるのであれば、短答式試験の出題内容としても、論文式試験でも当然に問われるべき内容の範囲内にとどめるべきであり、具体的には、比較的短めの事例を掲げて、結論と理由が記載された記述の正誤判断をさせるような問題（米国司法試験全州統一短答式試験（MBE）参照）とすることが望ましい。

◆特許法について

もう少し、設問を単純化しないと難易度が高いと感ずる。

拒絶理由通知や補正は設問の解答に必要ない事項であり、問題を複雑にするだけである。化合物αが認知症治療剤として有効であることを発見したのであれば、方法に限定しなくても特許権は取得できるのであるから、混乱を生じさせるだけである。

◆著作権法について

設問３は著作権に限定されているが、設問の１と２は、設問１を異なり限定がないことから、著作権法に限定しないと、人格権についても言及が求められていると思われることを考慮すると難易度が高過ぎると感じる。

◆将来の実務家にとって幅広い知識が必要であるため選択科目については継続を希望する。

＜●●●＞

（１）刑事系の論文問題は、刑法も刑訴法も、事例を丹念に分析し、条文の枠組みを検討しながら解釈論、当てはめなどを論じさせるもので、検察官実務にも通じる良問と思われました。

（２）

・短答式試験の刑事法系における不合格者の数年連続への対応について

ご承知のように、４割未満の得点による不合格者が、数年連続で刑事法となっている。

　これは、刑事法特有の問題なのか、それとも最終日という受験生の心身的疲労によるものなのか、刑事法担当教員として興味がある。

それを端的に明らかにするには、短答の順番、公法系・民事法系・刑事法系という従来の日程を変える必要がある。手続上、それが可能かどうか不明だが、できれば検討していただきたい。

・論文試験における参考答案例を例示することへの要望について

　従来から繰り返し言われていることだが、論文試験における参考答案を例示していただきたい。

このまま委員の諸先生方が何もせず、沈黙していることは、その、なすべきことをしないという不作為（この場合の作為義務の要件としての排他性および作為可能性の高さは、立証は不要だと思われる）によって、以下のような法科大学創設の理念にもとる、教員にとっても不愉快な情勢であり、かつ、法曹養成の理念にも反する状況を座視するものと言わざるを得ない。

　すなわち、周知のように、すでに各司法試験予備校などで、理論的にも確実な根拠もない「参考答案」なるものが流布している。受験生は、結果としては受験合理性に基づく現実的な対処として、そのような怪しげなものが、司法試験における事実上の権威を有している。

このような状況をどのようにお考えなのか、是非ともお聞かせいただきたい。

そして、このような状況に対して、どのように対応していくつもりなのかもお聞かせ願いたい。

もし、参考答案例を例示することによる、いわゆる「金太郎飴」的答案の続出を危惧するというのならば、せめて、両極端な見解を取りながらも、なお「優秀」と評価された２例ぐらいの答案を示していただきたい。

司法試験制度そのものへの不信感が、若年層には蔓延していることは、誰の目にも明らかな状態であると認識している。このような一国の司法制度の根幹にかかわる試験のあり方に、まさに「改革」が必要なことは司法試験考査委員の諸先生方にも認識共有されていると信じたい。

したがって、出題形式はともかく、文字どおり司法試験に人生を賭けている受験生に対する、従来に増してより一層真摯な対処を切にお願いしたい。

（３）行政法の短答式試験が廃止になった場合、幅広い行政法知識のうち、行訴法を中心とするごく限られた部分のみが問われることになってしまわないか。訴訟実務としてはさしあたりそれでよいとしても、法曹有資格者の職域拡大を考えた場合、立法法務・執行法務を含む行政実務への対応としては甚だ不十分である（自治体の行政実務を知る教員であれば、例えば行手法の知識を問う短答問題がいかに重要であるか認識しているはずであろう）。かといって、論述式で個人情報保護や行政組織法・地方自治法についてまで幅広く問うことは不適切である。憲法の短答式を廃止して行政法の短答式を復活させ、その中に憲法に関わる問題を一部含めていくべきである。

＜●●●＞

★商法・知的財産をはじめ、問題文が長文に過ぎ、論点も多岐に渡り過ぎている。特に知的財産法については、著作権法と特許法の問題文が各々長文過ぎ、解答にあたっての、30分（著作）と30分（特許）では、論文の構成時間としては不足である。

★予備試験のシステムを再考した法が良い。

　何かしらの制限等を設けることを検討して欲しい。

★近年、司法試験が旧試験に回帰しているのではないかという危惧を抱いている。新司法試験として始まった当時は、公法系、民事系、刑事系の三系列について、建前としては、融合的な問題を出題するとされていた。実際には、公法においては憲法と行政法に、刑事においては刑法と刑事訴訟法に分かれてしまっていたが、民事系については、事例自体は融合的に作成する工夫がなされていた。この点は、新司法試験と旧司法試験との大きな違いであり、プロセスとしての法曹養成という理念を司法試験に忠実に反映しようとする努力の現れであるとされていた。しかし今日では、民事系も、民法、商法、民事訴訟法の3科目に分かれ、公法や刑事を含めて、試験時間帯さえ分けられてしまっており、これでは旧試験と変わらない。また来年度からは、短答式試験も憲法、民法、刑法の3科目にすることとなっており、これも旧試験に回帰している。つまり現在では司法試験は旧司法試験とほとんど変わらない「点」としての法曹能力試験になっている。それでは、法科大学院というプロセスを経ることに特に意味を見いだせないことになるのではないか。現在、法科大学院の危機が叫ばれ、他方で法科大学院を経由しない予備試験の希望者が増えているという。その予備試験に合格したものの司法試験合格率は、法科大学院修了者よりもかなり大きいとも報じられている。それは、今の司法試験が、必ずしも法科大学院を経由しなくても、つまり一定のプロセスを経ていなくても、自学自習で突破できるものであることを示している。

そもそも法科大学院制度を設けて、それまでの「点」としての法曹能力試験から、プロセスとしての法曹養成に切り換えた時点で、単に問題を融合的にするとか、事例を長文化するといったことだけでなくて、もっと抜本的に司法試験のあり方を考えるべきであった。選択科目についても、プロセスを重視するなら、法科大学院修了者はそのほとんどの科目を履修していることが前提になるのだから、個別に試験科目を設けるのでなく、より総合的な、受験者にとっては何が出るか分からない、という試験方法が考えられた。もっと言えば、公法、民事、刑事の分類さえ、試験科目としては、なくしてしまうことも考えられるべきであった。それでは受験生は準備が出来ないというかもしれない。しかし、プロセスとしての法曹養成ということを至上命題とする限り、そこでは法科大学院の教育全体を通じて、法曹としての能力を養成することに主眼があり、司法試験についても、それ自体の準備を要するというものではないはずである。現に、法科大学院の認証評価においては、受験準備とみなされる活動は不適合原因として厳しくチェックされている。司法試験自体が受験準備を要するものとなっているのに、法科大学院の教育では受験準備をしてはいけないというのは、それ自体矛盾である。そうして、3年間の教育を通じて法曹能力が十分に涵養されたかどうかを、出口としての司法試験で見る、というのであれば、そのような司法試験は、受験準備を要するような特定科目の試験ではない試験の方式が工夫されなくてはならなかったのではないか。もちろんそれにはさまざまな困難があることは理解できる。しかしそういう工夫なしに、出口の試験は旧試験と変わらないというのであれば、法科大学院という制度に切り換えること自体に問題があったことになる。多くの大学とそこに働く教員が、法科大学院の設置と運営に多大のエネルギーを使い (使わせられ)、しかも発足から10年で、当初の設置校数の4分の1が撤退せざるを得ない現状は、司法試験のあり方にも大きな問題を投げかけていると思う。しかし法科大学院の自助努力のみが求められ、司法試験自体の抜本的な改革が正面から議論されていないのはおかしい。さらに言えば、そもそも法曹養成が旧来の司法試験方式でなくて、プロセスとしての法曹養成に切り換えなければならない必然性がどこにあったのか、があらためて問われなくてはならないであろう。そしてもし、そのような必然性は必ずしもなかった、ということになるならば、それを強調して法科大学院の設置を強力に指導した人々の責任も問われなくてはならない。

法曹の存在意義は、人権擁護にある。それに尽きるといってもよいと思う。法科大学院の発足から10年を経て、真に国民の権利の担い手となる法曹をどうしたら養成できるかという観点から、司法試験のあり方を含めて、法曹養成制度全体がもう一度検討されるべきである。

＜●●●＞

・予備試験制度の見直しを強く求める。

　個々の法科大学院の利害ではなく、試験制度として重大な欠陥を有していると考える。

・すでに決定した事項であるが、短答式試験から商法分野を除外する決定については非常に残念である。特に手形法については論文式試験で問われることもおそらくないと思われるので、有価証券法理についてのしっかりした勉強をせずに深い理解がないまま法曹となってしまう者が多くなることを危惧している。

＜●●●＞

①司法試験選択科目での受験を通じて、確実に基幹法律科目以外の基礎的な素養が広がっており、特に判事・検事にこのような素養が学生時代に身に付くというのは何事にも代え難く重要なことと考える。実際に、法科大学院出身の判事・検事が担当する地裁レベルでの判決・主張などにおいては、選択科目に関する基本的理解をしっかりと押さえた上での司法判断が出始めており、この良い流れを目先の利益で断ち切ることのないように、選択科目の廃止・縮小は特に慎重に検討していただきたい。

②予備試験を廃止するか、または大学院、大学学部在学中の者には受験資格を与えないよう制度変更すべきである。

＜●●●＞

Ａ．問題作成はたいへんご苦心されていることが窺知でき敬服いたします。

司法試験のあり方については、地方の大学の受験生のために、目を向けてなにか配慮をお願いしたいと思います。「なにか」については今のところ具体的な提案をできませんが、配慮すべきか否か、配慮するとすればなにかをご検討いただければ幸いです。

Ｂ．短答式試験の科目削減措置は好ましいことと評価できる。

　　論文式試験についても出題範囲の限定措置の検討が必要と考える。

Ｃ．商法について短答式試験を継続した方が良いと考える。

＜●●●＞

①　受験回数制限が緩和されたこと、また、短答試験科目が3科目に削減されたことは、受験生の負担減少という観点から歓迎すべきことと考えているが、後者については、3科目になったことにより、これら科目の出題傾向や難易度に変化が生じるのではないかという憶測が流れている。受験に関わる情報として、正面切ってこれらの疑問に答えるのは可能ではないのであろうが、せっかくの緩和策がそうした情報の欠如により却って受験生の負担となることは、一つ司法試験だけでなく、日本の法学教育にとっても決していい方向に寄与するものではなかろう。とくに、改正後1年目の来年度受験生にとっては、これまで積み上げられてきた受験情報が価値のないものとなることは、無用の混乱を生じさせることが危惧される。したがって、来年度受験生向けたメッセージのようなものを用意されるのが望ましいように思われる。

②　明確な潮流となっている予備試験の位置づけについては、全体としての法科大学院の退潮傾向と相まって、その検討が喫緊の課題といえるだろう。

　　　とはいえ、ここまで放置されてきた予備試験の受験資格をここに至って所得制限等を設けることで一気に抑制するのは、却って受験者の反発を招き、ひいては、法科大学院制度に対する不信感を一層助長することも危惧される。

　　いうまでもなく、法科大学院体制の存続には、各法科大学院が、その存在意義を高め、受験生にアピールする努力が第一に必要であるが、制度面でも、受験生にあからさまに不利にならないような形で早急に見直しがされることが必要である。

　　憲法の短答式試験において、今日もはや議論のない問題について、過去の学説の知識を問うような出題が時折みられる。また、法科大学院の授業で扱う時間のない問題（優先順位から考えて、本学だけでなく、おそらく他校でも同様の事情にあると思われる）も時折みられる。根本的にはコアカリキュラムの問題であるが、法科大学院教育の実態を踏まえたいっそうの改善が求められる。

　　憲法の論述式試験については、出題趣旨、採点者実感に不明確な点や疑問の残る点が多く、現場の混乱を招いている。受験生にとって最大の問題は、どのような答案が求められているのか摑み所がないということであろう。これは結局、予備校の怪しい解説や信憑性の疑わしい再現答案の跋扈を許すことになり、現在の法科大学院制度・司法試験制度の存在理由を揺るがすことになる。

＜●●●＞

商法について

本来ならば、商法の短答式を存続させてもらいたかった。論文試験のみではかえって勉強がしにくくなるのではないか。

＜●●●＞

・短答式試験につき、（刑事）訴訟法は存続（復活）すべきと考える。必要な知識、思考方法を問う意味で有用であるし、若年受験者に対する過度の負担ではないと思う。逆に、短答式を基本三科目に限ることにより、問題の陳腐化か、逆に受験テクニックへの傾斜を深めるのではないか。

・論文式試験につき、刑事系については刑法、刑事訴訟法双方とも、分野、レベル、分量とも相当であると考える。

＜●●●＞

特にありません。合格者を2500人くらいまでは増やしてください、とお願いするだけです。

＜●●●＞

司法試験の短答式試験科目から、刑事訴訟法が除外されることとなったが、論文式試験で出題されない項目に関する基本的知識をみる機会が失われることは誠に遺憾である。

　短答式試験による受験生の負担も、基本的知識を確認する問題にとどまる限り、論文式試験に対するそれと比較して、過度に重いとも思われず、また実務ですぐに必要となる知識を法科大学院時代に勉強しておくことは、受験生にとっても得るところが大きいはずである。実務基礎科目の履修への悪影響も懸念されるところである。

＜●●●＞

○ 商法について、次年度から短答式試験が廃止される予定であるが、これにより、手形法・商行為法分野（および会社法分野の社債や種類株式など）について、法科大学院における学修のインセンティブが失われるのではないかとの懸念がある。

＜●●●＞

・来年から商法を含め、民訴、刑訴等の短答式問題が廃止されるそうであるが、少なくとも6法科目については、基礎的問題や条文の知識を問うために短答式問題は残して欲しかった。

＜●●●＞

＜刑事訴訟法について＞

短答式試験については、例年、徐々に出題される範囲が限定され、個々の問題のレベルが平易になりつつあるように思われる。このような傾向は、司法試験を受験する立場からは、予想が立てやすいとも考えられるが、国民の立場に立った時、あまりにも平易な出題ばかりで法則資格を獲得した者が従前と同様の質のサービスを国民に提供できるのかと考えると、疑問が生じなくもないので、質の高いサービスを国民に提供できる法解釈能力を判断できるより難易度の高い問題を出題することも考るのもよいのではないかと思われる。

　　論文式試験については、例年のように、捜査法の領域及び公訴・公判法の領域からのバランスの取れた出題であり、論じるべき点を明確にした良心的な出題であったと思われる。ただ、捜査については、例年のように同様の範囲からの問題が出題されていることから、捜査法の領域及び公訴・公判法の領域からバランスを取りつつも、個々の論じるべき点をより多様化すべきことも検討すべきではないかとも思われる。

＜●●●＞

・ 出題科目数を減らす方向で検討が進んでいるのは、学生の過重な負担を軽減する観点から望ましいことだと思われる。

・ 法科大学院制度の趣旨に鑑みれば、試験の難易度は、もっと易しくもよいかも知れない。また、司法試験と予備試験とで、形式的にも実質的にも、同様の問題が出されている。両試験の趣旨に鑑み、差別化を検討すべきと思われる。

・ 環境訴訟が実際に提起されている状況をみると選択科目である環境法は重要であり、今後も継続していく必要があると思う。

・ 予備試験の拡大は、法科大学院制度を根本的に揺るがすものであり、賛成しがたい。

＜●●●＞

今年度の論文式(刑事訴訟法)は量・質的にも適切な問題だった。来年度から短答式では下4法がなくなったのを受けて、論文式が難しくなるのでは懸念があるが、同程度を維持してもらいたい。

＜●●●＞

新司法試験制度への移行にあたっては、旧司法試験の弊害をなくし、法科大学院制度をとおした新しいシステムのもとで法曹養成を行うという共通認識があった。

しかるに、臨時的救済措置であったはずの予備試験に法曹志望者が殺到し、その結果同試験の合格率が宝くじなみに低下して、結局旧司法試験の弊害の復活を余儀なくさせている。

このような異常な事態を克服し、本来の姿である法科大学院のみによるシステムを強化するために、以下の点を提案したい。

１．予備試験制度を廃止すること。経済的理由で法科大学院進学が困難な者のためには、新たに奨学金制度を拡充して対応すること。

２．法科大学院を３０校に限定すること。現存法科大学院の成果（司法試験の最終合格率と最終合格者数とを指標とする）によって上位校を選定したうえで、地域的配分を考慮し、東京に集中しないようにすること（東京には１０校程度とすることが望ましい）。

３．受験回数は、直近の改正どおり、５年以内に５回までとすること。

４．司法試験の科目は、短答式については憲法、民法、刑法の三科目に限定し、論文式については、憲法、民法、刑法、訴訟法（民訴と刑訴から選択）、選択科目の五科目とすること。また選択科目は、商法、行政法、労働法、倒産法、知的財産法の５科目とすること。

＜●●●＞

・法科大学院で修得すべき学修内容を的確に測る出題になっており、今後もこの傾向が継続されることを望む。

・いわゆる新司法試験が施行されて以来，論文式試験については，科目のいかんを問わず，全体として長い問題文で，設問の量が多く，難度が高い出題がされているが，法科大学院教育に与える影響を考えると，このような出題傾向は将来的にも維持されるべきであると思う。